

「いばらきジェンダー平等プラン
(第3次茨木市男女共同参画計画)」
推進状況報告書(案)

令和8年(2026年)7月



茨 木 市

目 次

本プランのめざす社会と基本方針	・・・ 1
施策の体系	・・・ 2
＜令和7年度実施状況＞	
男女共同参画計画推進の指標	・・・ 3
基本目標1 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進	・・・ 7
基本目標2 あらゆる世代におけるジェンダー平等の推進	・・・12
基本目標3 意思決定の場への女性の参画拡大	・・・21
基本目標4 地域におけるジェンダー平等の推進	・・・24
基本目標5 職業生活における活躍支援	・・・27
基本目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	・・・28
基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	・・・35
基本目標8 困難を抱える人々への支援	・・・44
基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援	・・・52

本プランのめざす社会と基本方向

1 ジェンダー平等が実現した、「次なる茨木」のすがた

性別にかかわらず、一人ひとりの「幸せ」がかなうまち いばらき

「誰もが互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会」

・・男女共同参画社会とは……(男女共同参画社会基本法第2条)……

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

.....

2 計画の基本方向

- 1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革
- 2 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大
- 3 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進
- 4 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

施策体系

本計画は、以下の体系に基づき、構成しています。施策の基本的方向では、本市の現状と課題を踏まえ、特に重点的に取り組む「重点施策」を設定しています。

基本方向	基本目標	No.	施策の基本的方向	備考
基本方向Ⅰ	ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革	1	子どもの頃からのジェンダー平等への理解の促進と将来を見通した自己形成支援	
		2	多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実	
		3	固定的な性別役割分担意識解消のための広報・啓発活動の充実	
		4	男性にとってのジェンダー平等の推進【重点】	
		5	メディアを活用したジェンダー平等の推進	
		6	ジェンダー平等に関わる調査・研究と情報収集・提供	
基本方向Ⅱ	方針の立案・決定過程への女性の参画拡大	7	女性の参画拡大のための環境整備【重点】	女性活躍推進計画を含む
		8	女性の管理職への登用推進と能力向上機会の充実	
		9	地域の活動におけるジェンダー平等の促進	
		10	防災・復興におけるジェンダー平等の推進	
基本方向Ⅲ	職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進	11	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	
		12	働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現支援【重点】	
		13	多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	
基本方向Ⅳ	安心して暮らせる環境の整備	14	ジェンダーに基づくあらゆる暴力を防ぐ社会づくり	DV防止基本計画を含む
		15	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進【重点】	
		16	性の多様性への理解促進と社会的環境の整備【重点】	
		17	様々な困難を抱える人々への支援	
		18	生涯を通じた健康の保持・増進のための支援	
		19	こころとからだの健康に関する学習機会と情報の提供【重点】	

■ 基本方向Ⅰ ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革

【成果指標】

番号	指標名	計画策定時	※参考 2024(R6) 年度値	2025(R7) 年度値	目標値 2027年	2025年(R7年)度 実施状況	担当課
1	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考えに「反対・どちらかといえば反対」という人の割合(市民意識調査)	女性61.4% 男性56.0%			女性75% 男性75%		人権・男女 共生課
第2次計画の女性の目標値を継続して設定、男女の目標値を統一							
2	男女共同参画社会推進登録団体数	15団体 (2022.4.1)	15団体	14団体	22団体	14団体(2025.4.1時点)	人権・男女 共生課
第2次計画の目標値を継続して設定							

※市民意識調査では、性別を「女性・男性・自由記述」で設問しました。計画策定時の欄には、女性・男性と回答した方のうち、各問に答えられた方の割合を標記しています。

【活動指標】

番号	指標名	計画策定時	※参考 2024(R6) 年度値	2025(R7) 年度値	目標値 2027年	2025年(R7年)度 実施状況	担当課
3	男女共同参画に関する講座の実施回数と事業に参加した子どもの人数	22回/ 332人 (2021年)	27回/ 746人	27回/ 810人	30回/ 2,000人	WAMくらぶ 20回/101人 リコチャレ 3回/74人 デートDV講座 4回/635人	人権・男女 共生課
第2次計画(改訂版)の目標値を継続して設定							
4	ローズWAMの男女共同参画に関する図書等の貸出冊数	4,889冊 (2021年)	3,993冊	3,855冊	6,600冊	貸出数 3,855冊	人権・男女 共生課
第2次計画(改訂版)の目標値を継続して設定							
5	再就職セミナーや女性のための スキルアップ講座の実施回数	17回 (2021年)	4回	4回	25回	チャレンジ応援セミナー 3回 防災女性リーダー講座 1回	人権・男女 共生課
			14回	9回		実践型勤労者スキルアップセミナー 1講座、11人 就職支援セミナー 1回、9人 女性向け起業セミナー 3講座7回、50人	産業振興課
第2次計画(改訂版)の目標値を継続して設定							
6	男性の生活能力向上のための 講座や事業の実施回数と参加人数	167回/ 907人 (2021年)	32回/ 延べ400人	24回/ 延べ270人	390回/ 2,800人	きらめき講座 「男の手料理(基礎・応用)」講座 3講座×各8回、延べ人数270人	文化振興課
			19回/ 403人	18回/ 509人		おとう飯 6回/108人 初心者男の料理・ヨガ・身だしなみ・靴みがき 6回/63人 ぱぱっこくらぶ 2回/23人 男女共同参画基礎講座 3回/64人 男女共同参画講演会 1回/251人	人権・男女 共生課
			5回/ 109人	11回/ 226人		出前講座 11回 226人	長寿政策課
			1回/ 13人	7回/ 189人		出前講座 7回 189人	介護保険課
			582回/ 1,410人	526回/ 1,495人		つどいの広場での 男性参加イベント数 523回 男性参加者数 1,492人 高校生とのふれあいまなび事業での 男性参加事業実施数 3回 男性参加者数 3人	子育て支援課
			第2次計画(改訂版)の目標値を継続して設定				

【取組実績】

ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革として、基本目標1.次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進、基本目標2.あらゆる世代におけるジェンダー平等の推進について、各種施策に取り組みました。 具体的な成果指標では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考えに対する茨木市内での市民意識調査は実施していないため、現状は不明ですが、令和6年度に大阪府下で実施された類似の意識調査では、5年前、10年前の意識調査結果と比較して、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する割合が減少傾向にあることが報告されています(令和6年度「男女共同参画にかかる府民意識調査」結果報告書より)。また、指標2の男女共同参画社会推進登録団体数については、前年度より登録団体数が1団体減少していますが、ジョインと企画等の企画数は増加したことから、男女共同参画社会の推進に取り組む団体を支援することで、団体活動の活性化につなげることができました。登録団体数の増加に向けては、登録手続きの簡素化や活動団体の登録につながる育成方法について、検討していく必要があります。 活動指標では、男性の生活能力向上のための講座や事業の各講座等への参加人数は全体として増加しています。活動指標4のローズWAMの男女共同参画に関する図書等の貸出冊数については、令和6年以降減少しています。SNSによる本の紹介を行うほか、講座等と連動した特集展示などを行い、利用促進を行っておりますが、若い年代の方にも、より男女共同参画に関心をもってもらえるよう展示等を工夫をしていく必要があります。 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革においては、ジェンダー平等についての理解促進の研修、学習や体験活動の推進など、今後も継続的な意識啓発の推進に努める必要があります。

■ 基本方向Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

【成果指標】

番号	指標名	計画策定時	※参考 2024(R6) 年度値	2025(R7) 年度値	目標値 2027年	2025年(R7年)度 実施状況	担当課
7	市の審議会等における女性委員の割合	34.9% (2022.4.1)	34.0%	33.1%	40%	33.1% (2025.4.1時点)	人権・男女 共生課
	国の「第5次男女共同参画基本計画」の目標値を参考に設定						
8	管理的地位にある職員に占める 女性職員の割合 ※管理的地位にある職員…課長級以上の職員	16.2% (2022.4.1)	15.7%	19.1%	20%	管理職(課長級以上) 全体152人のうち女性29人	人事課
	「茨木市特定事業主行動計画(2020～2024年度)」の目標値を引用(一般行政職を含む全職員) なお2025年度以降は、次期計画の目標値を適用						
9	市立小・中学校長・教頭における女性の割合	21.74% (2022.4.1)	17.39%	18.48%	27%	小学校長:全体32人のうち、 女性5人で15.6% 小学校教頭:全体32人のうち、 女性4人で12.5% 中学校長:全体14人のうち、 女性4人で28.6% 中学校教頭:全体14人のうち、 女性4人で28.6%	教職員課
	大阪府の「公立学校における特定事業主行動計画」の目標値及び第2次計画策定時から現状値までの伸び率を参考に設定						
10	自主防災組織の方針決定過程への 女性の参画率	27% (2022.4.1)	29.0%	28.5%	35.0%	茨木市自主防災組織 組織数:29 各組織における役員総数:613 (うち女性:175)	危機管理課
	第2次計画(改訂版)の目標値を継続						

【取組実績】

方針の立案・決定過程への女性の参画拡大として、基本目標3_意思決定の場への女性の参画拡大、基本目標4_地域におけるジェンダー平等の推進について、各種施策に取り組みました。 P.21-26に掲載している事業取組としては、職員向けのリーダーシップ研修や、教職員へのキャリアステージ・職種別研修を行い、次代を担う職員の育成に努めました。女性職員に限らず、管理職、男性職員も同様の研修を受けることで、性別にかかわらず課題を認識できるよう努めました。また、男女共同参画に関する冊子等としてWAM通信やBOOKガイドによる情報発信により、地域におけるジェンダー平等の促進に努めました。 成果指標では、指標7、8、9の審議会等における女性委員については微減していますが、課長級以上職員、校長・教頭の女性割合は、前年度に比べて増加同程度、また微増しており、各組織により女性比率の前年度比の推移傾向が異なる状況でした。審議会等では、学識有識者の女性情報が少ないといった声もあることから、女性委員の積極的な登用について各課へ呼びかけ、また大阪府の人材情報サービスの周知を継続して行う必要があります。その他の組織においても、目標達成に至らない理由や課題を確認し、女性登用の促進に向けた取組を進める必要があります。
--

■ 基本方向Ⅲ 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進
【成果指標】

番号	指標名	計画策定時	※参考 2024(R6) 年度値	2025(R7) 年度値	目標値 2027年	2025年(R7年)度 実施状況	担当課
11	25歳～44歳の女性の就業率	61.1%			78%		人権・男女 共生課
	国の2020年の現状値を設定						
12	「仕事」「家庭や地域活動」「個人の生活」など、 現実と希望が一致した暮らし方をしている人の 割合(市民意識調査)	女性48.4% 男性53.2%			女性70% 男性70%		人権・男女 共生課
	第2次計画(改訂版)の目標値を継続						
13	市における男性職員の育児休業取得者率	22.2% (2021年)	74.0%	79.6%	85%	54人のうち43人	人事課
	「茨木市特定事業主行動計画(2020～2024年度)」の目標値(10%)を達成したため、現状の高い水準を維持すること を目標とする。(一般行政職を含む全職員) なお2025年度からは、次期計画の目標値を適用						

【活動指標】

番号	指標名	計画策定時	※参考 2024(R6) 年度値	2025(R7) 年度値	目標値 2027年	2025年(R7年)度 実施状況	担当課
14	パパ＆ママクラスのカップルの参加率	75.3% (2021年)	97.7%	97.1%	85%	実施方法:対面での講座 実施回数:24回 参加者数:妊婦492人 パート ナー478人 その他5人	子育て支援課
	第2次計画(改訂版)の目標値を継続して設定						

【取組実績】

職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進として、基本目標5_職業生活における活躍支援、基本目標6_仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進について、各種施策に取り組みました。

成果指標では、指標13の市男性職員の育児休業取得率は、前年度と比較して増加しており、高い水準を維持している状況です。その他の成果指標については、意識調査を令和7年度実施していないため、不明ですが、市内事業者への国の働き方改革や育児・介護休業法サイトの情報提供による啓発や、市民向けの各種講座の開催を実施し、成果指標の向上につながる各種施策に取り組みました。各種講座においては、現状の実習形式の講座だけでなく、オンライン開催の可能性を研究するなどし、参加者増加に向けた取組を検討する必要があります。

活動指標では、パパ＆ママクラスのカップル参加率は97.1%であり、2027年の目標値を上回る参加率となりました。また、実施回数および参加者数も前年度より増加しました。

その他、P.27-34に掲載している活動指標以外の事業取組としては、職業生活における活躍支援として、職員および団体へのハラスメント研修を実施し、ハラスメント防止の意識向上に努めました。

令和7年度時点で把握可能な成果指標及び活動指標の結果は、高い水準となりましたが、引き続き、基本方向に沿ったその他の取組についても継続して実施し、職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進に努める必要があります。

■ 基本方向Ⅳ 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備
【成果指標】

番号	指標名		計画策定時	※参考 2024(R6) 年度値	2025(R7) 年度値	目標値 2027年	2025年(R7年)度 実施状況	担当課
15	DVやデートDVにおいて、次のような行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」割合 (市民意識調査)	「何を行っても長時間無視し続ける」	48.9%			70%		人権・男女 共生課
		「大声でどなる」	56.1%			70%		
		「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」	60.2%			70%		
	市民意識調査の前回からの伸び率を参考に設定							
16	暴力を受けた際「相談しようと思わなかった」割合(市民意識調査)		50.4%			現状値を下回る		人権・男女 共生課
	市民意識調査の現状値を下回することを目標とする							
17	「女性であること」または「男性であること」によって、負担感や生きづらさを感じたことがある人の割合 (市民意識調査)		女性42.2% 男性17.3%			現状値を下回る		人権・男女 共生課
	市民意識調査の現状値を下回することを目標とする							
18	乳がん・子宮がん検診受診率		乳がん 12.4% 子宮がん 16.5% (2021年)	乳がん 13.7% 子宮がん 18.6%	乳がん 12.6% 子宮がん 18.1%	乳がん 25.3% 子宮がん 24.7% (2029年)	健診チケットの送付、市広報やホームページでの周知を行うとともに、20歳子宮がん、40歳乳がん検診の無料クーポンを送付し意識づけの向上を図った。 また、巡回子宮がん乳がん検診の回数を年6回から年8回に増やし、受診機会を増やすとともに、受診率の向上にも努めた。	健康づくり課
	「健康いばらき21・食育推進計画(第3次)(2018～2023年度)」の目標値を引用 なお2024年度からは、次期計画の目標値を適用							

【活動指標】

番号	指標名	計画策定時	※参考 2024(R6) 年度値	2025(R7) 年度値	目標値 2027年	2025年(R7年)度 実施状況	担当課
19	女性に対する暴力防止の啓発や講座の実施回数と参加人数	10回/ 327人 (2021年)	18回/ 657人	11回/ 687人	10回/ 650人	こころのケア講座 6回/24人 暴力防止啓発講座 1回/28人 デートDV出前講座 4回/635人	人権・男女 共生課
	第2次計画(改訂版)の目標値を継続して設定						
20	子ども・若者へのデートDV防止啓発や講座の実施回数と参加人数	3回/ 3,440人 (2021年)	4回/ 3,668人	4回/ 3,772人	27回/ 6,000人	デートDV啓発冊子の配布数 (3,137部) デートDV出前講座 4回/635人	人権・男女 共生課
	第2次計画(改訂版)の目標値を継続して設定						

【取組実績】

多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備として、基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶、基本目標8 困難を抱える人々への支援、基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援について、各種施策に取り組みました。 指標18の乳がん、子宮がんのがん検診受診率については、前年度よりも受診率は、やや減少していますが、受診率向上に向けて、健診チケットの送付、市広報やホームページでの周知を行うとともに、20歳子宮がん、40歳乳がん検診の無料クーポンを送付し意識づけの向上を図りました。また、巡回子宮がん乳がん検診の回数を年6回から年8回に増やし、受診機会を増やすとともに、受診率の向上にも努めました。 活動指標では、指標19、20の暴力防止やデートDV防止の啓発や講座実施回数は減少しているものの、参加人数については、増加していることから、一定の周知が図られたと考えております。中学生向けデートDV防止啓発冊子や出前講座のほか、小学校で実施している「暴力から身を守るワーク」など、子どもたちへのDV防止に関する啓発を行ったほか、DV防止を啓発するラッピングバスを走らせ、公共施設だけでなく、街中での啓発を行うことで、多くの方への意識啓発に努めました。 DVに関する相談では男性からの問い合わせも増えていることから、性別にかかわらず相談してもよい、という認識が広まっていると捉えています。相談できる場所の存在意義を再確認しながら、継続して実施していくとともに、多様な媒体を通じた相談体制を検討していく必要があります。 その他、P.35-55に掲載している活動指標以外の事業取組としては、困難を抱える方が相談しやすいよう、地区保健福祉センターやいのち・愛・ゆめセンターなど出先機関でも相談ができることの周知、ローズWAMでのDV防止に関するパネル展示、パープルライトアップを実施しました。暴力を許さない社会づくりでは、当事者以外の方への理解促進や、その方法・内容の検討、相談しやすい体制等の整備では、関係機関との連携強化に努めながら、引き続き各種取組を実施していく必要があります。 性の多様性への理解促進としては、職員への研修実施、コミュニティスペースの実施、パートナーシップ宣誓制度の普及に努めました。様々な困難を抱える人々の支援を引き続き実施し、すべての人が自分らしく地域で暮らし、いくことができるよう各種情報の周知方法の工夫や相談支援の充実に努める必要があります。							
--	--	--	--	--	--	--	--

基本目標1 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進

子どもたちが性別にとらわれず、一人ひとり自らの意思によって多様な生き方を選択できるよう、保育・教育の充実やキャリア教育等を推進します。また、多様な選択が可能となるような学習・体験機会の充実や家庭における啓発機会の充実を図ります。

施策の基本的方向・具体的施策・施策内容

1 子どもの頃からジェンダー平等への理解の促進と将来を見通した自己形成支援

(1)ジェンダー平等を推進する保育・教育の推進

1	保育所(園)、幼稚園、学校等での固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、人権尊重を基盤にした一人ひとりを尊重する教育・保育、ジェンダー平等観の形成を図るための教育・保育を充実します。
2	ジェンダー平等についての理解を深めるため、保育・教育関係者に対する研修を充実します。
3	ジェンダー平等の視点に配慮したこころのケア、教育相談を実施します。

(2)性別にとらわれないキャリア教育の推進

4	子どもたちが自尊感情を高め、性別にとらわれることなく主体的に自分らしい生き方を選択できるよう、幼児期から年齢に応じたキャリア教育を推進します。
5	中学校における職場体験学習を通じて、働くことへの理解を深めます。

(3)様々な人々との共生への取組の推進

6	外国にルーツを持つ子どもたちが自尊感情を高め、主体性を確立することができるよう、ワールド教室を実施します。また、幼児期から多様性を尊重し合い、多文化共生の意識を醸成するための取組を推進します。
7	多様な性のあり方への理解を深めるため、子ども向けの啓発冊子等を作成・配布します。また、互いの良さや違いに気づき、認め合えるような保育・教育を推進します。

2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

(4)子どもや若者のための学習や体験活動の推進

8	子どもや若者が学習や体験活動を通してジェンダー平等について学べる機会を充実します。
9	子どもたちの理工系分野への興味・関心を高めるための取組を推進します。

(5)生きる力を育む家庭でのジェンダー平等の推進

10	ジェンダー平等の視点に配慮した家庭教育学級の取組を推進します。
11	家庭教育学級指導者に対してジェンダー平等に関する情報提供や研修の機会を充実します。
12	ジェンダー平等の視点に配慮した子育てや教育に関する講座等、子育て家庭への学習機会を提供するとともに、講座の内容や開催方法について工夫します。

(具体的施策 1)子どもの頃からジェンダー平等への理解の促進と将来を見通した自己形成支援							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
1	保育所(園)、幼稚園、学校等での固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、人権尊重を基盤にした一人ひとりを尊重する教育・保育、ジェンダー平等観の形成を図るための教育・保育を充実します。	公立幼稚園・公立認定こども園において、人権教育を推進するにあたって茨木市立幼稚園教育課程基準に位置づけ、男女を区別することなく、個人を尊重した保育に取り組んだ。公立保育所において、「茨木市人権保育基本方針」・「茨木市人権保育カリキュラム」や保育所保育指針に基づき、男女を区別することなく、個人を尊重した保育に取り組んだ。	男女の区別なく、一人ひとりが大切な仲間であるということを、遊びを中心とした生活の中で、認識できるよう努めた。	男女という意識よりも、一人ひとりを大事にする保育を目指していくことや、性別にこだわらない保育の実践をすることが今後の課題となってきた。	継続	7・8	保育幼稚園総務課
		こども一人ひとりを尊重する保育を実践するために、子どもの権利条約を盛り込んだ学童保育指導員要領の改訂を行った。	学童保育指導員要領に基づき、学童保育室での生活や遊びのなかで、こども一人ひとりが互いを尊重し、認め合える大切な仲間と認識できるよう保育を行った。	こども一人ひとりが互いを認め合えるよう、学童保育指導員要領に基づいた保育の実践の徹底と研修等を通じた指導員の保育スキルや知識の定着が必要である。	学童保育指導員要領に基づいた保育の実践と研修を充実させながら継続する。		学童保育課
		男女混合名簿や性別によらない色分け、かかれたカリキュラムの点検等、日々の活動における固定的性別役割分担意識の解消を図った。	男女混合名簿や性別によらない色分け、かかれたカリキュラムの点検等の取り組みにより、日々の活動における固定的性別役割分担意識の解消を図ることができた。	固定的性別役割分担意識の解消について、引き続き保育所(園)、幼稚園、学校等での取組を進めていく。	「隠れたカリキュラム」について教職員間で共通理解を図る。		学校教育推進課
2	ジェンダー平等についての理解を深めるため、保育・教育関係者に対する研修を充実します。	子育て関係団体等を対象とした地域子育て支援者研修において人権やジェンダーに関するテーマを選定し、研修を4回開催をした。	子育て支援関係者に対して、人権やジェンダーに関する研修受講の機会を提供できた。	研修内容は、今後も継続的な見直しを図りつつ、実施する。	継続実施		子育て支援課
		公立幼稚園・公立認定こども園において、教員及び市職員対象の人権研修に積極的に参加した。また、園内研修の充実も図った。保育所において、全保育職員対象の人権保育研修を実施し、市職員対象の人権研修を受講した。	公立幼稚園・公立認定こども園において、園内研修の実施や教員及び市職員対象の人権研修を受講し、理解を深めた。	研修内容が偏らないよう、研修内容を精査する必要がある。	継続		保育幼稚園総務課
		教職員に対して、人権研修を実施した。人権教育研修会〔対象〕市立小中学校教職員〔テーマ〕ジェンダー平等教育・性の多様性について	人権研修を行うことでジェンダー平等について教職員の理解を深めることができた。	研修に参加した教職員が各校の教職員に内容をどのように伝達し、実践を進めていくのが課題である。	研修での学びや他校の取組を自校において広げることが促す。	17・116	学校教育推進課
		子どもたち、また教職員自身も、人権意識・人権感覚を育むことができるよう、様々な研修を実施した。 ①違いを超えて共に生きる～自分らしく人とつながることについて考える～ 吉川 ヒロ 氏 ②多文化共生の教育実践～外国にルーツを持つ児童生徒とその保護者の視点で支援と指導を考える～ 大阪公立大学 特別研究員 山田 文乃 氏 ③児童生徒が直面するSNSによる人権侵害～人権侵害防止に向けてできることを考える～ NIT情報技術推進ネットワーク株式会社	教職員の人権感覚を高めるため、当事者から学ぶ研修や様々な人権課題に関する研修を実施した。	教職員が、学級及び学校全体で人権意識や人権感覚を高め取組を進めること、また、多様性を育むことができるようになること。	今後も継続して研修の充実を図っていく。		教育センター
		スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、こころのケアを図った。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、こころのケアを図ることができた。	教職員のジェンダー平等の視点を高めるための研修の充実を図る。	研修内容の改善を行う。		学校教育推進課
3	ジェンダー平等の視点に配慮したこころのケア、教育相談を実施します。	幼児・児童・生徒・保護者・教職員の教育に関する悩みについて、教育相談を実施した。 ①電話教育相談 128件 128回 ②心理相談 208件 2,122回 ③言語教育相談 179件 870回 ④不登校相談 62件 271回 ⑤発達相談 1,117件 4,084回 ⑥巡回相談 76回 ⑦特別教育相談 14回実施35ケース	相談者のニーズにタイムリーに対応し、教育相談を実施できた。	多様化するケースの保護者や子どもに寄り添う相談支援を行っていくこと。	今後も保護者や子どもに寄り添う相談支援を行っていく。		教育センター

(具体的施策 2)性別にとらわれないキャリア教育の推進							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
4	子どもたちが自尊感情を高め、性別にとらわれることなく主体的に自分らしい生き方を選択できるよう、幼児期から年齢に応じたキャリア教育を推進します。	主体的に活動する環境を整え、遊びを中心とした生活の中で、「幼児期に育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育みたい10の姿」を意識した保育・教育の推進を図った。	「幼児期の終わりまでに育みたい10の姿」をふまえて「幼児期に育みたい資質・能力」を意識した保育・教育を推進することで、小学校への学びの連続性について理解を深めることができた。	更に小学校とのつながりを意識して「学びに向かう力」を育んでいくために非認知能力についても実践的な取り組み等を考えていくことや、自尊感情を今以上に高めていくことが、今後の課題となる。	継続		保育幼稚園総務課
		各校の推進担当者に対して、研修を2回実施した。 キャリア教育担当者会 【対 象】市立小中学校教職員 【テーマ】キャリア教育の推進	各校の取組をPDCAチェックシートで振り返り、成果と課題を明らかにし、好事例の紹介を行い年齢に応じたキャリア教育を推進することができた。	キャリアパスポートを活用し、学ぶことと自分の将来との見通しがもてるような体験学習や出会い学習等の充実を図る。	幼児期からキャリアパスポートを活用した取組を行う。		学校教育推進課
5	中学校における職場体験学習を通じて、働くことへの理解を深めます。	全中学校で職場体験学習を実施した。	中学校で職場体験学習の実施をすることで働くことへの理解を深めることができた。	自分の将来の見通しがもてない生徒がいる。	職業体験学習の事前事後の学習の充実を図る。		学校教育推進課

(具体的施策 3)様々な人との共生への取組の推進							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
6	外国にルーツを持つ子どもたちが自尊感情を高め、主体性を確立することができるよう、ワールド教室を実施します。また、幼児期から多様性を尊重し合い、多文化共生の意識を醸成するための取組を推進します。	幼児が異文化に触れる機会を取り入れ、日々の保育の中で指導内容や指導方法について工夫した。 必要に応じて幼児及びその保護者に対して、通訳者の派遣を実施した。	日々の保育実践を工夫するとともに、必要に応じて幼児及びその保護者に対して、通訳者の派遣を実施することにより、友だち、家族、地域など社会とのつながりについて丁寧に伝えることができた。	就学が近づいてくると、社会の情勢や日本以外の国に対しても意識が持てるように、保育の中の視野を広げていくことが今後の課題となる。	継続		保育幼稚園総務課
		各校の外国にルーツを持つ子どもたちを対象にワールド教室を実施した。	ワールド教室を実施することで外国にルーツを持つ子どもたちの自尊感情を高め、主体性を確立するための支援を行うことができた。	自宅から会場までが遠く、送り迎え等の支援が必要な子どもには参加が難しい。	定期的にワールド教室の案内を小中学校に行い、各校で多文化共生の意識を醸成するための取組を推進する。		学校教育推進課
7	多様な性のあり方への理解を深めるため、子ども向けの啓発冊子等を作成・配布します。また、互いの良さや違いに気づき、認め合えるような保育・教育を推進します。	小学生、中学生に人権・男女共同参画啓発カレンダーを配布した。 ・小学4年生向けカレンダー 4コマまんがで考えよう 人権ってなんだろう？1,000部発行 ・中学1年生向けカレンダー みんなでHappyにニヤろう!!～身のまわりの人権を考える～3,600部発行	小学4年生に配布していたリーフレットをカレンダーに変更したことで、より長期間に渡り活用していただけるものとなった。 市内小学校、市内中学1年生にカレンダーを配布するとともに、各教室にも掲示してもらい、通年を通して、身の回りの様々な人権課題に気づくきっかけとなる情報を提供することができた。	引き続き、用語や掲載情報について見直ししていく必要がある。	わかりやすい表現を意識するとともに、必要に応じて新しいテーマを取り入れた情報内容とする。		人権・男女共生課
		公立幼稚園・公立認定こども園において、人権教育を推進するにあたって茨木市立幼稚園教育課程基準に位置づけ日々の保育の中で取り組んだ。公立保育所において、「茨木市人権保育基本方針」・「茨木市人権保育カリキュラム」や保育所保育指針に基づき、日々の保育の中で取り組んだ。	様々な遊びや活動を通して、一人ひとりを大切にしながら、幼児同士が温かい人間関係を結んでいけるような仲間づくりに努めた。互いの良さや違いに気づき、認め合えるような保育・教育を推進することができた。	今後も引き続き取り組みを継続していく。	継続	1・8	保育幼稚園総務課
		さまざまな人権学習の具体的な取組のモデル案を示した「人権教育授業プラン集パートⅢ」を教職員に配布し、人権課題の一つである性的マイノリティへの理解促進を図った。	「人権教育授業プラン集パートⅢ」を活用することで多様な性のあり方への理解を深めることができた。	当事者の有無に関わらず継続的に取り組む必要がある。	「人権教育授業プラン集パートⅢ」の活用を推進する。	117	学校教育推進課

(具体的施策 4)子どもや若者のための学習や体験活動の推進							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
8	子どもや若者が学習や体験活動を通してジェンダー平等について学べる機会を充実します。	キッズスポーツフェスタについて、令和5年度から引き続き2日間開催及び実施競技を増やし、参加枠を拡大した。22競技に延べ1,458人が参加した。	令和6年度も同様の競技数で実施し、昨年の認知度の向上もあり参加者が増加した。効果的なイベント実施となり、子どもたちに貴重なスポーツ体験の機会を提供できた。	当日の参加率に低さに課題が残ったため、高い参加率になるよう検討する。	幼少期におけるスポーツ体験は健全な発育に重要であることから、引き続きスポーツ機会の提供に努める。		スポーツ推進課
		市内中学生の職業体験を受け入れ、また、市内中学校からの男女共生センターについてのインタビューに職員にて対応した。	本市の男女共同参画の取組や男女共生センターの役割について理解を深めてもらった。	作業等を実施していただきながらも男女共生について学べるようなプログラムを研究していきたい。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
		ユースプラザ事業において、調理実習、キャンプ、各種スポーツなどの社会体験を、男女の区別なく実施した。 【開催回数】 376回	男女を区別することなく、様々な取組を実施することで、利用者に多様な機会を提供することができた。今後も、男女の区別なく社会体験を推進する。	生きづらさを抱えた方を含めいろいろな方に参加してもらいたいことから、中学校等に広く周知する必要がある。	今後も継続して実施する。		こども政策課
		市内の市立中学校3校、公立高校3校で、子育て中の親子と関わる機会をもつ「ふれあいまなび事業」を実施した。 延べ参加者保護者212人 子ども245人	命の大切さについて子どもに直接ふれることで、また保護者の話を聞くことで伝えることができた。また、子育て環境についても知る機会となった。	引き続き次世代を担う生徒に協力していただけるように関係機関に働きかけていく。	継続実施	78・79	子育て支援課
		公立幼稚園・公立認定こども園において、人権教育を推進するにあたって茨木市立幼稚園教育課程基準に位置づけ、日々の保育の中で取り組んだ。公立保育所において、「茨木市人権保育基本方針」・「茨木市人権保育カリキュラム」や保育所保育指針に基づき、日々の保育の中で取り組んだ。	様々な遊びや活動を通して、一人ひとりを大切にしながら、幼児同士が温かい人間関係を結んでいけるような仲間づくりに努めた。また、互いの良さや違いに気づき、認め合えるような保育・教育に努めた。	今後も継続していくことが大事であり、若い職員にも伝えていくことが今後の課題である。	継続	1・7	保育幼稚園総務課
		体験活動については、必要な対策を講じて実施した。 【実施事業名】 ①子どもセミナー ②青少年野外活動センター主催キャンプ ③小学校自然宿泊体験学習受入 【実施回数・参加者】 ①41回/826人 ②11事業/1,919人 ③32校/2,770人 【場所】 ①上中条青少年センター・各いのち・愛・ゆめセンター ②・③青少年野外活動センター	子どもセミナーでは、季節を感じられる企画を含め、ものづくりを中心とした様々な体験の場を提供することができた。 青少年野外活動センターでは、学齢や目的別に様々なキャンプを展開し、体験活動の場を提供することができた。	今後も実施内容・テーマを検討しながら開催する。	引き続き、継続して事業を実施する。		社会教育振興課
		固定的性別役割分担意識にとらわれない家庭科での実習、職場体験学習や野外体験活動を実施した。	家庭科での実習や職場体験学習、野外体験活動を通してジェンダー平等や男女共同参画について学ぶことができた。	保護者への働きかけや子どもと共に学ぶ機会、子どもが学びを発信する機会の充実を図る。	固定的性別役割分担意識にとらわれない職場体験学習や野外体験活動を実施していく。		学校教育推進課
9	子どもたちの理工系分野への興味・関心を高めるための取組を推進します。	理工系分野への興味・関心を高める機会の提供として、リコチャレ in ロースWAMを開催した。 【内容】 ①「ロケットってどうやって飛ぶの？～ペンシルロケットをつくろう～」 ②「不思議な動きには訳がある？三輪モーターカーを作って謎を解明しよう」 ③「理系の先輩とチャレンジ！Micro:bitでメロディを奏でるプログラム教室」 【参加人数】 ①31人 ②36人 ③7人	内容的に性別にこだわったものではないが、特に理系女子(リケジョ)の育成を目指し、将来の進路選択において、性別にとらわれない決定ができるよう、講座を開催した。申込・満足度ともに高い講座であった。	今後は、ロールモデルとなる理系の女子学生等を講師に招き、経験や考えをお聞かせいただく等、よりモチベーションが上がるような効果的な講座を実施する。 市内企業や教育委員会と連携して事業を進めていけるかを検討する。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
		土曜科学教室・茨木市相馬芳枝科学賞を実施した。 【相馬芳枝科学賞】来場者558人 【土曜科学教室】4回実施 参加者数 76人	相馬芳枝賞は、茨木市立小中学校から作品の提出があった。また、茨木市内の高等学校1校が科学教室を開催し、科学に対する関心が高まった。また、土曜科学教室では体験をテーマに講座を準備できた。毎回定員を超える申込があり、児童のニーズに応じた計画ができた。	理工系分野へ興味・関心が高まるよう、体験を通して様々な取組を行い、参加人数を増やしていくこと。	今後も様々な取組を行っていく。		教育センター

(具体的施策 5)生きる力を育む家庭でのジェンダー平等の推進							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
10	ジェンダー平等の視点に配慮した家庭教育学級の取組を推進します。	児童の保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの育成に必要な知識と技術について学習し、家庭の教育力の向上を図るため、市内各小学校区に学級(7学級)を開設した。「人権」「親学習」等を学習項目として、年間を通じて自主的に学習や情報交換等の活動を行った。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを継続した。	負担軽減の取り組みを行っているが、参加者数は減少している。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを行ってきたが、開設校が全校区の2割程度となり、継続が困難となったため、令和7年度で終了。	12・26・54・78	社会教育振興課
11	家庭教育学級指導者に対してジェンダー平等に関する情報提供や研修の機会を充実します。	該当事業なし					社会教育振興課
12	ジェンダー平等の視点に配慮した子育てや教育に関する講座等、子育て家庭への学習機会を提供するとともに、講座の内容や開催方法について工夫します。	子育てフリースペースわっくるにて、パパ向けの講座及びパパをメインターゲットとした講座を開催した。	周知方法を工夫することで、多くのパパに参加していただくことができた。		継続実施	26	子育て支援課
		児童の保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの育成に必要な知識と技術について学習し、家庭の教育力の向上を図るため、市内各小学校区に学級(7学級)を開設した。「人権」「親学習」等を学習項目として、年間を通じて自主的に学習や情報交換等の活動を行った。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを継続した。	負担軽減の取り組みを行っているが、参加者数は減少している。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを行ってきたが、開設校が全校区の2割程度となり、継続が困難となったため、令和7年度で終了。	10・26・54・78	社会教育振興課

基本目標2 あらゆる世代におけるジェンダー平等の推進

あらゆる世代の人々がジェンダー平等への興味や関心を高めたり、固定的な性別役割分担意識や性別によるアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)を解消したりすることができるよう、ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の充実や学習機会の提供を行います。

施策の基本的方向・具体的施策・施策内容

3 固定的な性別役割分担意識解消のための広報・啓発活動の充実

(6) 固定的な性別役割分担意識解消のための広報・啓発活動の充実

13	男女共同参画講演会や人権を考える市民のつどい等を開催するほか、広報紙や市ホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、固定的な性別役割分担意識の解消に関する広報・啓発活動を実施します。
14	ジェンダー平等に関する啓発冊子等を作成するとともに、市公式総合アプリやSNSを活用するなど、情報発信方法を工夫します。
15	固定的な性別役割分担意識の解消について地域団体への働きかけを行います。
16	市民や地域団体等と連携・協働して、講座や研修の実施等に取り組みます。

(7) 市職員・教職員に対する研修の充実

17	ジェンダー平等の視点に配慮した施策や教育の推進に向け、市職員・教職員に対する研修や啓発、情報提供を充実します。
----	---

(8) 生涯学習に関する情報提供と学習機会の提供

18	生涯学習に関する情報を、様々な機会、媒体を通して提供します。
19	ローズWAMや社会教育施設等においてジェンダー平等の視点を持ち、様々な講座を開催します。
20	様々な学習機会に誰もが参加しやすいよう、開催日時・場所等について工夫します。また、子育て世代が講演会や審議会等へ参加できるよう、一時的に子どもを預かる出前型一時保育を実施します。
21	ローズWAM等を活用して、女性の芸術や文化、ものづくり等の表現活動を支援します。

(9) 女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催

22	セミナーやイベントの企画・運営等の実践的な活動を通して、女性のエンパワメント支援をします。
23	様々なチャレンジに関する情報を収集し、多様な媒体を通じて情報提供をします。
24	女性の様々なチャレンジを応援するため、子育て世代向けの就労支援フェアを開催するほか、女性向け起業セミナーやチャレンジ応援セミナー等の多様な学習機会を提供します。

4 男性にとってのジェンダー平等の推進

(10) 男性にとってのジェンダー平等に関する啓発や学習機会等の提供

25	男性にとってのジェンダー平等の意義について理解を促進するための学習機会を提供します。
26	男性が家事、育児、介護等、生活者としての能力を身につけるための各種講座を開催します。また、学習ニーズの把握に努めるとともに、オンラインによる開催や参加しやすい日時の設定など、参加者増加に向けた工夫をします。
27	市内事業所に対して、男性が家庭や地域活動、市民活動へ参画できるよう、男性中心の働き方等を前提とした労働慣行の見直しやワーク・ライフ・バランスについての啓発や情報提供を推進します。
28	男性が相談しやすい体制の整備を図ります。

(11) 男性のネットワーク支援

29	男性の家事や子育て、地域活動等への参画を促進するための各種講座を開催するとともに、若者、子育て中の父親、定年前後の男性、介護を担う男性等のネットワークづくりを支援します。
----	---

5 メディアを活用したジェンダー平等の推進

(12)多様な媒体による広報や啓発の充実

30	広報誌や市ホームページ、SNS等多様な媒体を活用し、ジェンダー平等に関する情報発信を行うとともに、ジェンダー平等の視点に立った表現やイラストを使用するよう配慮します。
31	広報誌や市民ハンドブック等の市刊行物において、「表現ハンドブック」を活用するなどにより、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。
32	市民や地域団体・市内事業所等がジェンダー平等の視点に配慮した表現について学べる機会の充実を図ります。

(13)情報教育の推進

33	インターネット等メディアの利用による性被害等の被害者にも加害者にもならないよう、学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力を身につけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育みます。
34	中高年層や生活に困難を抱える人々を対象に、ワード、エクセル等の活用に関する講座など情報化に対応できる能力を育む機会を提供し、情報格差を解消します。

(14)ジェンダー平等に関する調査・研究、情報収集の充実

35	ジェンダー平等に関する意識や実態、取組状況等について継続的に調査・分析を行います。
36	性別による格差や不平等の実態を把握し、その解消を図るとともに、施策の立案に役立てるため、男女別データを収集します。
37	統計や調査・研究結果を市ホームページや茨木市統計書等で公表し、データを提供します。

(15)ジェンダー平等に関する情報提供機会の充実

38	ローズWAMや図書館等が連携し、ジェンダー平等に関する各種資料に親しめる機会を充実します。
39	国際的な視点に立ったジェンダー平等に関する資料の収集と情報提供を推進します。
40	情報通信技術(ICT)を活用してジェンダー平等に関する資料等を提供します。

(具体的施策 6) 固定的な性別役割分担意識解消のための広報・啓発活動の充実							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
13	男女共同参画講演会や人権を考える市民のつどい等を開催するほか、広報紙や市ホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、固定的な性別役割分担意識の解消に関する広報・啓発活動を実施します。	人権意識の普及・高揚を図るため、「人権週間」にあわせて著名人を招き、茨木市や教育委員会と共催で講演会を実施した。 【対象者】市民 【参加者】会場入場276人、オンライン配信の視聴回数延べ208回 【テーマ】「知ってほしい、LGBTQのこゝこれが私。自分らしく生きるために～」 【講師】KABAちゃん 【場所】市民総合センター(クリエイトセンター)センターホール	会場入場とオンライン配信とのハイブリット型で開催した。講演では、LGBTQ理解促進のため自身の体験を赤裸々に語っていただき、アンケートでは満足度の高い評価をいただいた。	参加者を確保するためには、啓発手法、テーマ設定、講師の選定等、総合的に検討することが必要となっている。	引き続き魅力あるテーマ設定について検討する。		人権・男女共生課
		固定的な性別役割分担意識の解消のための広報啓発活動の充実を図るため、男女共同参画週間にあわせて、講演会を実施した。 【対象者】市民 【参加者】会場入場77人、オンライン配信の視聴回174回 【テーマ】「ジェンダー平等社会を目指して～誰もが希望を持てる社会のために～」 【講師】追手門学院大学法学部教授 三成 美保 【場所】WAMホール	講演会では、講師の先生のジェンダー平等社会への熱意が感じられ、説得力のある数値の資料、内容とも高い評価を得られた。	参加者にジェンダー平等社会実現に向けての啓発は、様々な手法、テーマ設定、講師の選定等、総合的に検討することが必要となっている。	より多くの方に課題を認識してもらえよう、今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
		市ホームページ等を活用し、ワーク・ライフ・バランス、両立支援、男性の育児休業等について掲載し、市内企業における性別役割分担意識の解消に関する広報・啓発活動を実施した。	市ホームページ等を活用して、段階的に施行された育児・介護休業法について、厚生労働省のホームページを通じて制度を情報提供することができた。	今後も継続して関係課と連携し、多様な広報媒体を活用し、固定的な性別役割分担意識解消のための啓発を行っていく。	継続		産業振興課
14	ジェンダー平等に関する啓発冊子等を作成するとともに、市公式総合アプリやSNSを活用するなど、情報発信方法を工夫します。	男女共同参画に関する冊子等を発行し、啓発を行った。 ①WAM通信59号、60号:各1,500部 ②BOOKガイド:隔月発行各550部	WAM通信は、予算の関係で自治会配布を廃止し、WEBで周知をはかることとし、年1回から年2回に回数を増やし発行、BOOKガイドについては、その時々々の課題に沿った内容を提供できるよう継続して実施することができた。	WAM通信については、市民の方に効果的に見てもらえるトピックスなどの内容を精査していく必要がある。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
15	固定的な性別役割分担意識の解消について地域団体への働きかけを行います。	地域の多様な主体が参画し、地域活動の流出しから共有、解決策を検討する協議の場づくりとして、「地域活動の活性化に向けたワークショップ」を実施した。 【実施校区】 2校区(郡山、西河原)	ワークショップには、地域の多様な団体から老若男女問わず参加し、地域課題の共有や解決策を検討する意見交換や、イベントを活用した来訪者の意見収集を通して、より多くの地域住民が活動に関われる方策を考える一助となった。	ワークショップの手法を用いた協議の場づくりや各地域組織の話し合いには、幅広い年代層と男女問わず参画できるように周知するとともに、出てきたアイデアを実践するため、参画した人たちへの呼びかけや気軽に活動に参加できるような仕組みが重要である。	継続		地域コミュニティ課
16	市民や地域団体等と連携・協働して、講座や研修の実施等に取り組みます。	自治会や地域活動について、自治会連合会と連携し、シニアカレッジ「いこいこ未来塾」で講座を行った。 場所:高齢者活動支援センター・シニアプラザいばらき 対象:地域活動体験コース 受講生15名 テーマ:茨木市の地域活動(自治会)はどんなっているの? 講師:茨木市自治会連合会会長 地域コミュニティ課職員	自治会の現状や役割をはじめ、自治会の加入促進の取組、多様な主体が連携する地域自治組織の取組や、地域の活動拠点であるコミュニティセンターの紹介などを行った。 また、茨木市自治会連合会会長より、自治会は、住民同士が地域課題等を相談でき、顔の見える関係性を築くことができる場であること。また、地域活動は様々な形で参画できるので、色々な人とのつながりや心の豊かさを実感できるものであることを伝えることができ、地域活動に関心をもってもらう一助となった。	シニアカレッジなどの団体と連携し、自治会や地域活動の役割などの理解を深め、活動へ参画するきっかけとなるよう、引き続き啓発に努める必要がある。	継続		地域コミュニティ課
		(1)男女共同参画社会推進登録団体の活動を支援した。 【登録団体数】14団体 【支援内容】登録団体連絡会の開催支援 登録団体が行う男女共同参画推進活動の支援 (2)男女共同参画に取り組む市民団体の活動を支援した。 【実施事業名】①チャレンジ企画 ②ジョインと企画 ③WAMcafe企画 【企画数】①3企画②8企画③9企画	チャレンジ企画やジョインと企画、WAMcafe企画を通して、男女共同参画社会の推進に取り組む団体を支援し、団体活動の活性化を図ることができた。	今後は、大学等と連携することで、若年層の視点を取り入れた事業を実施する。 WAMCafeについては、単なる会議室代わりの利用ではなく、場所を活かした交流の場となるような企画を期待したい。	今後も継続して実施する。	32	人権・男女共生課

(具体的施策 7) 市職員・教職員に対する研修の充実							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
17	ジェンダー平等の視点に配慮した施策や教育の推進に向け、市職員・教職員に対する研修や啓発、情報提供を充実します。	(1)市職員を対象に、多様性理解研修を実施した。 【対象者】新任課長級職員 【受講者数】18人 【講師】株式会社 自然総研 講師 黒野 正和 氏	研修の実施により、市職員の男女共同参画意識の醸成を図ることができた。	実施方法やテーマ等の見直しを含め、引き続き、各職員の男女共同参画意識の醸成を図る必要がある。	継続	51・64・65	人事課
		(2)市職員を対象に、ハラスメントに関する研修を実施した。 【対象者】新任係長級職員 【受講者数】146人 【講師】人権・男女共生課職員	人権研修を行うことでジェンダー平等について教職員の理解を深めることができた。	研修に参加した教職員が各校の教職員に内容をどのように伝達し、実践を進めていくのが課題である。	研修での学びや他校の取組みを自校において広げることがを促す。	2・116	学校教育推進課
		教育課題別研修で、人権教育研修をテーマ別に実施し、教職員の人権教育に対する意識の向上に務めた。 【内容】 ①集団づくり ②支援教育 ③ジェンダー平等 ④多文化共生と在日外国人教育 ⑤同和問題	社会の変化に伴う価値観の多様化の中で、教職員が人権教育の重要性に対する認識を高め、子どもたちの人権感覚を育むことができるよう研修を実施することができた。	教職員が、学級及び学校全体で人権意識や人権感覚を高め取組を進めること、また、多様性を育むことができるようになること。	今後も継続して研修の充実を図っていく。		教育センター

(具体的施策 8)生涯学習に関する情報提供と学習機会の提供							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
18	生涯学習に関する情報を、様々な機会、媒体を通して提供します。	「生涯学習情報誌」等の作成及び配布・ホームページでの公開など、生涯学習情報の発信を行った。	ホームページや、「生涯学習情報誌」等、様々な媒体を通して、情報提供を行うことができた。	引き続き、「生涯学習情報誌」やホームページの活用に加え、SNS等の活用にも努める。	今後も継続して実施する。		文化振興課
19	ローズWAMや社会教育施設等においてジェンダー平等の視点を持ち、様々な講座を開催します。	引き続き、料理未経験者や経験者のレベルに合わせた講座を開講し、男性の料理技能向上の機会を提供した。	講座の開講により、男性の料理技能向上に寄与することができた。	引き続き、生涯学習の取り組みを通じて、より多くの学習機会を提供できるように努める。	今後も継続して実施する。	25・26・78	文化振興課
		広く市民等を対象に、男女共同参画講演会や男女共同参画基礎講座など、男女共同参画に関する講座等を開催した。 年間開催回数116回 のべ 3,096人参加	トータルの実施回数増加・参加人数の減少があった。引き続きオンライン開催やSNSも活用しながら啓発を継続する。今後も、様々な媒体や共創の視点で企業とも連携図りながら講座や情報発信を実施する。	旬のテーマや希望の多いものなど、ニーズを反映したもの以外社会的課題も取り入れて実施できるようにする。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
		〔目的〕 市内各地域において、昨今の人権に関する問題の周知を図り、人権啓発を推進するため 〔概要〕 ①「人権啓発推進の概要について学ぶ」をテーマとした研修会 ②「子どものネットトラブルの現状について」をテーマとした講演会 ③「人権落語：くらしと人間～人権の新しいステージへ」をテーマとした講演会 ④「地域の歴史と人権について」をテーマとしたナルクバンド「サニーサイド」による演奏会 ⑤「傾聴・コミュニケーションスキルを身につけよう」をテーマとした講演会 〔対象者〕 市民 〔参加者〕 515人(合計数) (①安威35人、②玉島350人、③清溪50人、④郡山50人、⑤沢池30人) 〔場所〕 ①安威公民館、②玉島小学校、③清溪公民館、④郡山公民館、⑤沢池コミュニティセンター	講演会だけでなく、落語や演奏会など、多様な手法を用いて人権の課題や解決策について学習する機会を提供できた。	より多くの地域において人権啓発が推進される必要がある。	引き続き、各公民館において、多様な手法を取り入れた人権学習会を積極的に開催する。		社会教育振興課
		乳幼児と保護者が一緒に参加できる読み聞かせ講座や、保護者向けのこどもの本の読書講座を実施した。 〔実施回数〕3回、〔参加者〕76人	性別を問わず子育てに関わる大人が参加できる講座等を実施することができた。	今後も男女共同参画の視点を持って、講座等を実施する必要がある。	継続		中央図書館
20	様々な学習機会に誰もが参加しやすいよう、開催日時・場所等について工夫します。また、子育て世代が講演会や審議会等へ参加できるよう、一時的に子どもを預かる出前型一時保育を実施します。	出前型一時保育およびおにクイベント保育として出前型一時保育事業を実施した。(おにクイベント保育＝おにク内でのイベント実施の際におにクー保育室で一時保育を行うもの) 〔実施事業名〕出前型一時保育事業(①出前型一時保育・②おにクイベント保育) 〔託児担当員派遣件数〕①33件②101件 〔保育人数〕①108人②421人	派遣依頼に対して対応できた。		継続実施		子育て支援課
21	ローズWAM等を活用して、女性の芸術や文化、ものづくり等の表現活動を支援します。	多様な主体による生涯学習の機会を提供し、生涯学習を体験する機会を提供した。	多様な主体による生涯学習や体験の機会を提供することにより、表現活動の支援を行うことができた。	引き続き、生涯学習センター主催事業・登録団体による講座開講、舞台発表や作品展示の機会を提供し、来場者の生涯学習への参加・参画するきっかけ作りを提供する必要がある。	今後も継続して実施する。		文化振興課
		地域で活動するサークル等に、年間を通して、活動の成果を発表する機会を提供した。 〔実施事業名〕たそがれコンサート 〔参加〕374人 12団体出演 〔内容〕合唱、楽器演奏 他	コンサート出演の場を提供することで、音楽による表現活動を支援することができた。皆と一緒に歌ったり会場に一体感ができた。	今後も、新たな参加者を募りつつ開催していきたい。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課

(具体的施策 9)女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
22	セミナーやイベントの企画・運営等の実践的な活動を通して、女性のエンパワメント支援をします。	女性のエンパワメント支援のため、新たなチャレンジに進むためのセミナー等を3回開催した。 〔実施事業名〕女性のためのチャレンジ応援セミナー 〔参加人数〕①10人、②13人、③8人	昨今の物価高により市民生活に影響を及ぼしており、関心が高いテーマであり、参加されたかたの満足度が高かった。また、以前から要望があった、夫婦やパートナーと一緒に参加の場合、男性の参加も可能とした。	さらに受講者のニーズにあった内容を検討する必要がある。	今後も継続して実施する。	24	人権・男女共生課
23	様々なチャレンジに関する情報を収集し、多様な媒体を通じて情報提供をします。	ローズWAMにおいて、男女共同参画に関する情報の収集、活用、提供を行った。 〔内容等〕・収集資料 (令和8年3月31日現在) 図書 7,704冊 雑誌 1,102冊 DVD 126点 ・貸出状況 令和7年度貸出数3,855点 図書 3,082冊 雑誌 768冊 啓発映像資料 5点	SNSでの本の紹介を行うほか、講座等と連動した本の特集展示を行うなどして、図書の利用を促進した。 中学生の職場体験時に、自分のおすすめ本のPOP作りをしてもらい、2週間位本と一緒に並べて展示をし、来館者に関心を持っていただいた。	特集展示を行うなど、資料に出会う機会を継続して設けたが、より一層、図書館資料を活かした取組みを検討する必要がある。 若い年代の方にも、より男女共同参画に関心をもってもらえるよう展示等を工夫していく。	今後も継続して実施する。	38・39	人権・男女共生課
		広報誌やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、職業能力開発講座を行った。	今後も継続して関係課と連携し、多様な広報媒体を活用し、固定的な性別役割分担意識解消のための啓発を行っていく。	今後も継続して就労者のチャレンジを支援する事業を実施していく。	継続		産業振興課
24	女性の様々なチャレンジを応援するため、子育て世代向けの就労支援フェアを開催するほか、女性向け起業セミナーやチャレンジ応援セミナー等の多様な学習機会を提供します。	女性の様々なチャレンジを応援するため、女性のためのチャレンジ応援セミナーを開催した。	昨今の物価高により市民生活に影響を及ぼしており、関心が高いテーマであり、参加されたかたの満足度が高かった。また、以前から要望があった、夫婦やパートナーと一緒に参加の場合、男性の参加も可能とした。	戦争による物価高、商品の品薄状態等で市民生活に影響を及ぼしており、経済に対する関心は高まっている。受講者のよりニーズにあった内容を検討する必要がある。	今後も継続して実施する。	22	人権・男女共生課
		(1)子育て世代向け就労支援フェアを実施した。 〔内容〕説明(面接)会の実施や相談ブースの設置 〔参加者〕企業説明会(面接会)14人、相談ブース38人 (2)女性向け起業セミナーを実施した。 【女性向け起業セミナー初級編】 〔参加者〕①17人、②17人 【女性向け起業セミナー実践編】 〔参加者〕16人	子育て世代向け就労支援フェアでは、相談ブースや子育てを応援している企業との面接ブースを新設し、就職の機会の創出や、子育てによるブランクがある市民等に寄り添った支援ができた。 女性向け起業セミナーでは、入門編と実践編のセミナーを設け、女性の働き方の選択の幅を広げたり、起業へのチャレンジ応援につながった。	子育て世代向け就労支援フェアについては、相談の多かった相談ブースを増設する等、参加者のニーズに合った取組を実施する必要がある。 女性向け起業セミナーについては、起業をめざす方に対しては、引き続き、個別相談等による支援を行っていく必要がある。	継続	120	産業振興課

(具体的施策 10)男性にとつてのジェンダー平等に関する啓発や学習機会等の提供								
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課	
25	男性にとつてのジェンダー平等の意義について理解を促進するための学習機会を提供します。	引き続き、料理未経験者や経験者のレベルに合わせた講座を開講し、男性の料理技能向上の機会を提供した。	講座の開講により、男性の料理技能向上に寄与することができた。	引き続き、生涯学習の取り組みを通じて、より多くの機会を提供できるように努める。	今後も継続して実施する。	19・26・78	文化振興課	
		男性の家事参画・仕事以外の活動参画を推進するための各種講座を開催した。 男性ステップアップ講座 【内 容】初心者のための料理 【実施回数】2回 【参加人数】16人①8人 ②8人 【内 容】ヨガ教室 【実施回数】2回 【参加人数】①9人 ②10人 【内 容】スキンケア&身だしなみセミナー 【実施回数】1回 【参加人数】16人 【内 容】プロに学ぶ靴磨き 【実施回数】1回 【参加人数】12人 【内 容】おとう飯はじめよう！講座 父(祖父)と子(孫)の料理教室 【実施回数】6回 【参加人数】108人	市民の方のニーズと内容がマッチしている人気の講座であり、新規来館者に多く参加してもらっている。 身だしなみを整えるのは、男性が仕事をしていく上では、大切なことであり、非常に参加者から好評であった。	男性の家事・育児参画、仕事以外の活動参画の一助となる講座であるので、引き続き実施する。 また、企業と連携してやっていける市民のニーズにあった講座を探していく。	今後も継続して実施する。	26・65・78・79	人権・男女共生課	
26	男性が家事、育児、介護等、生活者としての能力を身につけるための各種講座を開催します。また、学習ニーズの把握に努めるとともに、オンラインによる開催や参加しやすい日時の設定など、参加者増加に向けた工夫をします。	引き続き、料理未経験者や経験者のレベルに合わせた講座を開講し、男性の料理技能向上の機会を提供した。	講座の開講により、男性の料理技能向上に寄与することができた。	引き続き、生涯学習の取り組みを通じて、より多くの機会を提供できるように努める。	今後も継続して実施する。	19・25・78	文化振興課	
		男性の家事参画・仕事以外の活動参画を推進するための各種講座を開催した。	市民の方のニーズと内容がマッチしている人気の講座であり、新規来館者に多く参加してもらっている。	男性の家事・育児参画、仕事以外の活動参画の一助となる講座であるので、引き続き実施する。	今後も継続して実施する。	25・65・78・79	人権・男女共生課	
		出前講座を通して介護保険サービスに関する情報を提供した。 【実施回数】11回 【参加者】226人	令和7年度は出前講座を11回実施し、参加者226人に対して介護保険サービスに関する情報提供をした。引き続き出前講座を通して介護保険サービスの啓発に努める。	より多くの市民や、関係機関へ向けて、高齢者向けのサービスの周知に繋がる方法を検討する必要がある。	今後も継続して実施する。	78・79	長寿政策課	
		出前講座を通して介護保険サービスに関する情報を提供した。 【実施回数】7回 【参加者】1189人	令和7年度は出前講座を7回実施し、参加者189人に対して介護保険サービスに関する情報提供をした。引き続き出前講座を通して介護保険サービスの啓発に努める。	より多くの市民や、関係機関へ向けて、高齢者向けのサービスの周知に繋がる方法を検討する必要がある。	今後も継続して実施する。	78・79	介護保険課	
		(1)妊娠中から出産・育児について、知識・技術を学ぶ両親教室(パパ&ママクラス)を実施した。 【実施事業名】パパ&ママクラス 【実施回数】24回 【参加者】975人(うち妊婦492人) (2)母子健康手帳交付時に、男性の育児参加を促すリーフレットを配布した。	両親教室では妊娠中から産後の育児について知識の提供だけでなく、赤ちゃんの抱き方や沐浴等を実際に体験してもらうことで、産後の育児をイメージしたり役割分担について考える機会を提供した。 土曜日、日曜日にも積極的に開催していることもありパートナー参加者も97.2%と高い。	母子健康手帳交付時に、男性の育児参加を促す働きかけを継続する。 土曜日・日曜日の開催も継続し、パートナーが参加しやすい環境を提供する。	継続実施	78・79	子育て支援課	
		つどいの広場等において、父親も参加できる学習機会を設ける活動を実施した。 【男性参加イベント数】523回 【男性参加者数】1,492人	父親も参加しやすい土曜日などにイベントの企画をしたことで男性の子育て参加の促進をすることができた。	引き続き父親も参加できる学習機会を設ける活動を実施していることを幅広く周知する必要がある。	継続実施	78・79	子育て支援課	
		子育てフリースペースわっくるにて、パパ向けの講座及びパパをメインターゲットとした講座を開催した。	周知方法を工夫することで、多くのパパに参加していただくことができた。		継続実施	12	子育て支援課	
		児童の保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの育成に必要な知識と技術について学習し、家庭教育力の向上を図るため、市内各小中学校に学級(7学級)を開設した。「人権」「親学習」等を学習項目として、年間を通じて自主的に学習や情報交換等の活動を行った。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを継続した。	負担軽減の取り組みを行っているが、参加者数は減少している。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを行ってきたが、開設校が全校区の2割程度となり、継続が困難となったため、令和7年度で終了。	10・12・54・78	社会教育振興課	

27	市内事業所に対して、男性が家庭や地域活動、市民活動へ参画できるよう、男性中心の働き方等を前提とした労働慣行の見直しやワーク・ライフ・バランスについての啓発や情報提供を推進します。	(1)市ホームページ等を活用し、市内企業に対し、両立支援、育児・介護休業法等の情報提供を行った。 (2)働きやすい職場づくり推進事業所認定制度を実施した。 また、茨木市産業情報サイト「あいきゃっち」で認定事業所の取組事例や合同就職面接会で求職者に働きやすい職場づくり推進事業所の認定を受ける企業を紹介し、他事業所への自主的取組を促進した。 認定ロゴマークを作成した。 〔認定事業所数〕10事業所	働きやすい職場づくり推進事業認定制度については、他事業所への自主的取組の推進につなげることができた。	今後も継続して関係機関と連携し、多様な広報媒体を活用し、男性にとつてのジェンダー平等解消のための啓発を行っていく。	継続	46、61、63、66、67、70、83	産業振興課
28	男性が相談しやすい体制の整備を図ります。	男性のための電話相談を実施した。 〔実施事業名〕ローズWAM相談事業 〔事業内容〕男性電話相談 〔相談件数〕34件	相談件数は、昨年と同じ件数だが、今後も引き続き、相談できる場所の存在意義を再確認しながら、継続して実施していく。	悩みを相談する男性がまだまだ少ないと思われる。	今後も継続して実施する。	103・138	人権・男女共生課

(具体的施策 11)男性のネットワーク支援							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
29	男性の家事や子育て、地域活動等への参画を促進するための各種講座を開催するとともに、若者、子育て中の父親、定年前後の男性、介護を担う男性等のネットワークづくりを支援します。	男性の家事参画・仕事以外の活動参画を推進するための講座を開催した。 1 パパ同士が日頃感じていること、子育ての悩み、育児休業取得などについて語り合う。 【内容】1部 パパ友づくり、つながる子育て～座談会～ 2部 わむっこ～パパと遊ぼう～ 〔実施回数〕2回 〔参加人数〕①7人、②16人 2 子育て中の男性を対象に、時短家事の事例紹介、実践しやすい整理収納のコツを学び、仕事、家事、育児に追われる時間を少しでも減らすことができる講座を開催した。 【内容】ゆとりを生み出す整理術 〔参加人数〕8名	市民の方のニーズと内容がマッチしている人気の講座であり、新規来館者に多く参加してもらっている。 行政が育児をされているお父さんに対して、日頃の悩み、子育ての関わり、などざっくばらんに話ができる場を提供することで、育児を積極的にする意識改革にもつながるきっかけになった。 また、男性対象だけにしてしまったので、人数が少なかったが、片付けの手順が分かりやすかったと好評をえる一方、育児、仕事で精一杯で片付けまでと負担感を感じるかたもいたようだ。	参加人数を増やしていくために、周知の仕方を検討していく。男性の家事・育児参画、仕事以外の活動参画の一助となる講座であるので、引き続き実施する。育児休業制度が改善されるに伴い男性の育児休業の取得率も増えてきたが大企業が大部分で、中小企業等への支援を後押ししていかないといけない。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課

(具体的施策 12)多様な媒体による広報や啓発の充実							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
30	広報誌や市ホームページ、SNS等多様な媒体を活用し、ジェンダー平等に関する情報発信を行うとともに、ジェンダー平等の視点に立った表現やイラストを使用するよう配慮します。	広報誌面での表現やイラストについて、ジェンダー平等の視点立った表現となるよう、毎月号、配慮を行った。	引き続き各課と連携し、広報誌やホームページ等で啓発を行う。	特になし	継続		まち魅力発信課
31	広報誌や市民ハンドブック等の市刊行物において、「表現ハンドブック」を活用するなどにより、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報誌等まち魅力発信課で発行する市刊行物におけるイラストや写真は「表現ハンドブック」を活用するなどにより、ジェンダー平等の視点に立った表現をするよう努めた。	ジェンダー平等の視点に立った広報誌等の作成、読者への意識づけにつながった。	特になし	継続		まち魅力発信課
		表現ハンドブックについて庁内いこねっとな、市ホームページに掲載し、誰もがハンドブックにつながることができる環境を作った。	市の刊行物において固定的な性差観にとらわれない表現をするための一助となった。	特になし	継続		人権・男女共生課
32	市民や地域団体・市内事業所等がジェンダー平等の視点に配慮した表現について学べる機会の充実を図ります。	男女共同参画社会推進登録団体の活動を支援した。	チャレンジ企画やジョインと企画、WAMcafe企画を通して、男女共同参画社会の推進に取り組む団体を支援し、団体活動の活性化を図ることができた。	今後は、大学等と連携することで、若年層の視点を取り入れた事業を実施する。	今後も継続して実施する。	16	人権・男女共生課
		市ホームページ等を活用し、市内企業に対し、男女雇用機会均等法のポジティブアクションや両立支援についての情報提供を通じて雇用・就労におけるジェンダー平等の啓発を行った。	ジェンダーという言葉を用いた啓発はできていないが、男女雇用機会均等法のポジティブアクションや両立支援等の情報提供を通じて、雇用・就労におけるジェンダー平等について、一定の啓発ができた。	啓発について、セミナーやイベントの機会を活用し、雇用・就労におけるジェンダー平等の視点に配慮した表現等の情報提供を行う必要がある。	継続		産業振興課

(具体的施策 13)情報教育の推進							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
33	インターネット等メディアの利用による性被害等の被害者にも加害者にもならないよう、学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力を身につけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディアリテラシー)を育みます。	情報処理能力向上及びメディアリテラシーの向上を図るため、スマートフォンの講座及び相談会を実施した。 ・スマートフォン①②相談会・③講座 [実施回数]18回(①豊川3回、②沢良宜12回③総持寺3回)、 [参加者]34人(①豊川11人、②沢良宜6人、③総持寺27人)、 [実施場所]①豊川②沢良宜③総持寺のち・愛・ゆめセンター	講座については、申込件数も多く、ニーズが高い講座を実施することができた。 個別相談会については、概ね一般的なスマホ知識で対応することができた。個別対応であるため相談者からの満足度も高かった。	講座については、アンケートを参考に、今後も、ニーズに合わせた講座を企画し、開催する。 個別相談会については、満足度が高く、それ以外の相談にも繋がるといった波及効果もあるため、継続して実施していく。地域においてはニーズを掘り起こせるよう、周知方法を工夫する。また、一定のスマホ知識(iPhone・android)を職員全員が共通して持てるよう情報のアップデートを行うとともに、相談内容と対応を共有する。	今後も継続して実施する。	34	人権・男女共生課
		1人1台端末が配備され、端末の使い方等も含め全小・中学校において、情報モラルの育成に努めた。 教職員を対象に情報教育研修を実施した。(回数:13回 参加人数:492人学校情報化担当者会を含む)	概ね計画どおり実施できた。	SNS等の利用が低年齢化する中、児童生徒に情報モラル教育を実施できるよう、教職員対象の研修を実施していくこと。	今後も充実した研修を実施するとともに、市内の取組みの共有・発信を行っていく。		教育センター
34	中高年層や生活に困難を抱える人々を対象に、ワード、エクセル等の活用に関する講座など情報化に対応できる能力を育む機会を提供し、情報格差を解消します。	ワード、エクセル等の活用に関するきらめき講座に加え、タブレット講座やZOOM講座を実施し、情報化に対応できる能力を育む機会を提供した。	講座の開講により、能力の育成に寄与することができた。	引き続き、生涯学習の取り組みを通じて、情報化に対応できる能力を育む機会を提供するように努める。	今後も継続して実施する。		文化振興課
		情報処理能力向上及びメディアリテラシーの向上を図るため、スマートフォンの講座及び相談会を実施した。	講座については、申込件数も多く、ニーズが高い講座を実施することができた。 個別相談会については、概ね一般的なスマホ知識で対応することができた。個別対応であるため相談者からの満足度も高かった。	講座については、アンケートを参考に、今後も、ニーズに合わせた講座を企画し、開催する。 個別相談会については、満足度が高く、それ以外の相談にも繋がるといった波及効果もあるため、継続して実施していく。地域においてはニーズを掘り起こせるよう、周知方法を工夫する。また、一定のスマホ知識(iPhone・android)を職員全員が共通して持てるよう情報のアップデートを行うとともに、相談内容と対応を共有する。	今後も継続して実施する。	33	人権・男女共生課

(具体的施策 14)ジェンダー平等に関する調査・研究、情報収集の充実							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
35	ジェンダー平等に関する意識や実態、取組状況等について継続的に調査・分析を行います。	男女共同参画計画に基づく「男女共同参画計画推進状況報告書」を作成し、公表した。 [公表方法]市ホームページ、庁内ネットワーク「いこ@ねっと」	各課が男女共同参画の視点を持って事業を実施することができた。また各取組についての具体的な課題認識ができた。	担当課によって意識の違いがあるため、今後もジェンダー平等の視点の重要性について各課に働きかけていく必要がある。	継続		人権・男女共生課
36	性別による格差や不平等の実態を把握し、その解消を図るとともに、施策の立案に役立てるため、男女別データを収集します。	ジェンダー平等に関するデータ等について、国・府・マスメディア等からの情報の収集に努めた。	情報を収集することにより、ジェンダー平等に関する動向を把握することができた。	今後とも情報収集に努め、男女間の不平等の実態を把握し、その解消を図るための施策の立案に努める必要がある。	継続		人権・男女共生課
37	統計や調査・研究結果を市ホームページや茨木市統計書等で公表し、データを提供します。	各種統計調査の結果や市の人口・世帯数などのデータについて、市ホームページや茨木市統計書を通じ、広く情報提供を行うことができた。	基礎資料としての使用など、公表データを広く活用いただくことができた。	データの収集先である企業などの情報取り扱いの変化等により、非開示となるケースが増え、今後どのように茨木市統計書の充実を図るかが課題。	今後も継続して実施する。		総務課
		男女共同参画計画に基づく「男女共同参画計画推進状況報告書」を作成し、公表した。	各課が男女共同参画の視点を持って事業を実施することができた。また各取組についての具体的な課題認識ができた。	担当課によって意識の違いがあるため、今後もジェンダー平等の視点の重要性について各課に働きかけていく必要がある。	継続	76	人権・男女共生課

(具体的施策 15)ジェンダー平等に関する情報提供機会の充実							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
38	ローズWAMや図書館等が連携し、ジェンダー平等に関する各種資料に親しめる機会を充実します。	ローズWAMにおいて、男女共同参画に関する情報の収集、活用、提供を行った。	SNSでの本の紹介を行うほか、講座等と連動した本の特集展示を行うなどとして、図書の利用を促進した。 職場体験にきた中学生に本をPOP作成や選書してもらい、冬の本の福袋にいい、好評であった。	特集展示を行うなど、資料に出会う機会を継続して設け、図書館資料を活かした取組みを検討するなどにおにクルぶつくばーくとの差別化を図る必要がある。	今後も継続して実施する。	23・39	人権・男女共生課
		図書館のブックスタートの候補本のひとつとして「へんじゃないもん!」を紹介した。ローズWAMや図書館の行事のチラシを相互に設置した。 (「へんじゃないもん!」配布冊数)1冊	ブックスタートでは、絵本を紹介し、提供することができた。	今後もブックスタートで、絵本の紹介を行う必要がある。また、ローズWAMや図書館の行事のチラシ等を相互に設置し、周知を図ることで、資料に親しめる機会を設ける。	継続		中央図書館
39	国際的な視点に立ったジェンダー平等に関する資料の収集と情報提供を推進します。	ローズWAMにおいて、男女共同参画に関する情報の収集、活用、提供を行った。	国際セクシャリティ教育ガイダンスをはじめ国際的な視点に立った資料の収集と提供を行うことができた。	国際的な動きにも注視しながら関連した資料の収集を行い、情報提供を行っていく。	今後も継続して実施する。	23・38	人権・男女共生課
		図書や電子資料を使って資料提供・情報提供をした。	関係機関からの情報提供も活用し、多様な資料を収集し、提供した。	多様な資料を収集し、提供すること、を、継続して取り組む必要がある。	継続		中央図書館
40	情報通信技術(ICT)を活用してジェンダー平等に関する資料等を提供します。	市ホームページを活用し、ジェンダー平等に関する情報を提供した。 また、ローズWAMのホームページでは、利用者の利便性を高めるため、蔵書検索の機能を設けている。また、アプリ「いばライフ」のお知らせ通知機能を活用した情報発信、各種SNSを通じての情報発信を行った。	今後もICTを活用し、ジェンダー平等に関する情報の提供に努める。各種SNSの特性に応じた表現を追求する。	ICTを活用した情報発信の効果や影響を把握し、その手法をブラッシュアップしていく必要がある。	既使用のツール以外にも有用かつ利用可能なツールを研究していく。		人権・男女共生課
		インターネットや商用データベースを活用し、資料提供・情報提供した。 いばらき市電子図書館 ジェンダー平等関連書籍 6点所蔵	商用データベースや電子書籍等で資料・情報に接する機会を提供することができた。	多様な資料を収集し、提供すること、を、継続して取り組む必要がある。	継続		中央図書館

基本目標3 意思決定の場への女性の参画拡大

行政・民間企業ともに意思決定の場における女性の参画の更なる拡大を図ります。また、女性活躍の推進に向けて、意思決定の場で性別にかかわらず能力を発揮できる人材の発掘・育成を進めます。

施策の基本的方向・具体的施策・施策内容

7 女性の参画拡大のための環境整備

(16) ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進

- | | |
|----|---|
| 41 | 審議会等における女性委員の積極的登用や公募による委員の登用促進など、実効性のある取組を検討します。 |
| 42 | 市内事業所に対して、女性の管理職への登用に関する啓発や情報提供を行います。 |

(17) 審議会等への女性の参画拡大のための環境整備

- | | |
|----|--|
| 43 | 女性人材情報を充実し、活用します。 |
| 44 | 地域における方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、各種団体等に対して女性の積極的登用についての啓発を推進します。 |
| 45 | 市内事業所や大学等との連携、リーダー養成講座等を通して女性リーダーの発掘・育成を進めます。 |

(18) 市内事業所等における女性の活躍推進のための支援

- | | |
|----|--|
| 46 | 市内事業所の女性の活躍推進に関する自主的な取組を促進するため、市ホームページやリーフレットにより国等の制度の周知を図ります。 |
| 47 | 総合評価一般競争入札に女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進等に積極的に取り組む事業所に対する評価を採り入れます。 |

8 女性の管理職への登用推進と能力向上機会の充実

(19) 市職員・教職員における女性の管理職への積極的登用の推進

- | | |
|----|--|
| 48 | 女性の市職員・教職員を各部署の多様なポストに積極的に配置するとともに、キャリアデザインを尊重した適材適所の人材配置を実施するなど、女性の市職員・教職員の職域・職務拡大を推進します。 |
| 49 | 女性の市職員・教職員の管理職への登用拡大を図ります。 |

(20) 市職員・教職員における女性の能力向上機会の充実

- | | |
|----|---|
| 50 | 管理職や中核となる人材の育成に向けて、市職員・教職員が能力向上できる研修を実施します。 |
| 51 | 女性の市職員の職域・職務拡大や管理職への登用について、理解が進むよう職員への研修・啓発を行います。 |

(具体的施策 16) ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進

	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
41	審議会等における女性委員の積極的登用や公募による委員の登用促進など、実効性のある取組を検討します。	各種審議会等における女性委員登用率を40%に近づけることを目標として、女性の登用について各課へ積極的に呼びかけた。また、審議会等委員の公募については、引き続き、公募実施要領や選任基準等に関する指針に基づく運用に努めた。	各種審議会等において、委員委嘱の際に女性委員登用を推進しているが、女性委員登用率は未だ40%に到達していない。	団体代表等のあて職について、女性委員登用率が下がる傾向にあるため、それ以外の委員の女性比率をさらに高める必要がある。	学識経験者や市民委員を登用する際に、特に積極的に女性委員を登用するよう、周知等に努める。		政策企画課
		令和7年4月1日現在で、女性委員の登用率が33.1%と目標登用率の40%を下回ったことから、審議会等への女性委員の登用について、積極的な登用を各課へ依頼した。	令和6年4月1日時点の女性登用率は34.0%より下回り、目標の40%には至らなかった。	他団体から推薦の場合は、市で委員の性別を定めることができない場合もある。該当する分野の学識有識者に女性が少ない状況にある。	継続		人権・男女共生課
42	市内事業所に対して、女性の管理職への登用に関する啓発や情報提供を行います。	広報誌・ホームページ等を活用し、市内事業所に対して、女性の活躍について、啓発を実施した。	働きやすい職場づくり推進事業所認定制度において、女性の活躍を推進していることをの認定基準項目を選択している事業所が多いことから、一定、取組が進んでいると考えられている。	今後も継続して、広報媒体等を通して、市内事業所の自主的取組を促進する。	継続		産業振興課

(具体的施策 17)審議会等への女性の参画拡大のための環境整備							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
43	女性人材情報を充実し、活用します。	各課から寄せられる女性人材情報を取りまとめ、データ化した。	女性人材を探す際のツールの一つとすることができた。	審議会等への女性委員の登用へつなげる必要がある。	インターネットの普及により、当事業の拡充は検討しないが、女性人材情報の一つのツールとして、継続して実施する。		人権・男女共生課
44	地域における方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、各種団体等に対して女性の積極的登用についての啓発を推進します。	自主防災組織連絡会等と連携し、地域での防災活動への女性参画を促進するための女性防災講座を開催した。 わたしにできるを見つける防災講座～災害時に役立つ知識と食の体験会～ 〔内 容〕①過去の地震災害から～なぜ女性の視点が必要なのか～②災害ボランティアセンターについて ③防災食ワークショップ 〔参加人数〕28人	女性の視点に立った防災の重要性について周知を図るとともに、防災食ワークショップにより具体的な備えの理解促進につながった。参加人数も、前回より増えて、関心が高まっている。	多様な視点で防災活動を考えることにより「みんなが助かる」地域防災につながることから、今後もこのような講座等を開催していく必要がある。	今後も継続して実施する。	45・54	人権・男女共生課
45	市内事業所や大学等との連携、リーダー養成講座等を通して女性リーダーの発掘・育成を進めます。	自主防災組織連絡会等と連携し、地域での防災活動への女性参画を促進するための女性防災講座を開催した。	女性の視点に立った防災の重要性について周知を図るとともに、防災食ワークショップにより具体的な備えの理解促進につながった。参加人数も、前回より増えて、関心が高まっている。	多様な視点で防災活動を考えることにより「みんなが助かる」地域防災につながることから、今後もこのような講座等を開催していく必要がある。	今後も継続して実施する。	44・54	人権・男女共生課

(具体的施策 18)市内事業所等における女性の活躍推進のための支援							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
46	市内事業所の女性の活躍推進に関する自主的な取組を促進するため、市ホームページやリーフレットにより国等の制度の周知を図ります。	関係課と連携し、「女性の活躍推進」を進める事業所が増えるようホームページ等で情報提供した。	「女性の活躍推進」を進める事業所は増加の傾向にある。ホームページ等で「女性の活躍推進」に関する取組の推進を図ることができた。	継続的な周知が必要である。	継続		人権・男女共生課
		働きやすい職場づくり推進事業所認定制度を実施した。	働きやすい職場づくり推進事業所認定制度において、女性の活躍を推進していることを認定基準項目に設定しており、市内事業所の自主的な取組を促進することができた。	市ホームページの市内事業所向けページにおいて、女性活躍推進法に基づく一般行動事業主計画策定の啓発を行い、市内企業の女性の活躍を推進する必要がある。	継続	27・61・63・66・70・83	産業振興課
47	総合評価一般競争入札に女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進等に積極的に取り組む事業所に対する評価を採り入れます。	総合評価一般競争入札の評価項目として男女共同参画への取組状況を採用した。	評価項目として採用することは、計画推進の観点から今後も継続していく。	特になし	評価項目として採用することは、計画推進の観点から今後も継続していく。		契約検査課

(具体的施策 19)市職員・教職員における女性の管理職への積極的登用の推進							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
48	女性の市職員・教職員を各部署の多様なポストに積極的に配置するとともに、キャリアデザインを尊重した適材適所の人材配置を実施するなど、女性の市職員・教職員の職域・職務拡大を推進します。	女性の市職員を各部署の多様なポストに積極的に配置するとともに、キャリアデザインを尊重した適材適所の人材配置を推進した。	「特定事業主行動計画」の目標達成には至らなかったが、各部署の多様なポストへ女性の市職員の積極的配置に努めたため、前年度よりも配置割合は増加した。	引き続き、「特定事業主行動計画」に基づき、女性の市職員のキャリアデザインを尊重した多様なポストへの積極的配置を推進する必要がある。	継続	49	人事課
		女性の市職員を各部署の多様なポストに積極的に配置するとともに、キャリアデザインを尊重した適材適所の人材配置を推進した。	各部署の多様なポストへ、女性の市職員の積極的配置に努めたが、「特定事業主行動計画」の目標達成には至らなかった。	引き続き、「特定事業主行動計画」に基づき、女性の市職員のキャリアデザインを尊重した多様なポストへの積極的配置を推進する。	継続	49	教育政策課
		首席・指導教諭の任用について、積極的な推薦を各学校長に呼びかけた。 〔女性の首席・指導教諭数〕首席14人、指導教諭6人	各学校長への呼びかけにより、一定の推進が図られている。	出産・育児・介護等のライフイベントと重なることを懸念して、首席・指導教諭を希望する女性が増えにくい傾向にある。	今後も各学校長へ積極的な推薦を呼びかけていく。		教職員課
		女性職員の職域・職務拡大を推進した。	女性職員の職域・職務を限定することなく、人材配置を行い、推進に努めている。今後も制限することなく、積極的に職域・職務の拡大を推進する必要がある。	引き続き女性職員の職域・職務を限定することなく人材配置を行い、推進に努めていく。	今後も継続して実施する。	49	水道部総務課
		妊娠した職員に対して、本人の希望に沿いながら、なるべく負担のないよう日勤職に配置した。	妊娠した職員に対し、本人の希望に沿い配置するとともに、その他の職員についてもなるべく希望に添い、状況に応じた配置を行うことができた。	女性専用設備の整備を引き続き進める必要がある。	庁舎改修に合わせて女性専用設備の整備を行い、今後も引き続き積極的に職域・職務の拡大を推進する。		消防本部総務課
49	女性の市職員・教職員の管理職への登用拡大を図ります。	女性の市職員を各部署の多様なポストに積極的に配置するとともに、キャリアデザインを尊重した適材適所の人材配置を推進した。	「特定事業主行動計画」の目標達成には至らなかったが、各部署の多様なポストへ女性の市職員の積極的配置に努めたため、前年度よりも配置割合は増加した。	引き続き、「特定事業主行動計画」に基づき、女性の市職員のキャリアデザインの登用拡大を推進する必要がある。	継続	48	人事課
		女性の市職員を各部署の多様なポストに積極的に配置するとともに、キャリアデザインを尊重した適材適所の人材配置を推進した。	各部署の多様なポストへ、女性の市職員の積極的配置に努めたが、「特定事業主行動計画」の目標達成には至らなかった。	引き続き、「特定事業主行動計画」に基づき、女性の市職員のキャリアデザインを尊重した多様なポストへの積極的配置を推進する。	継続	48	教育政策課
		女性管理職の登用にに向けて、積極的な推薦を各学校長に呼びかけた。 〔女性の管理職数〕校長9人、教頭8人	各学校長への呼びかけにより、一定の推進が図られている。	管理職に登用される年齢が下がっており、出産・育児等のライフイベントと重なることを懸念して、管理職を希望する女性が減少している。	今後も各学校長へ積極的な推薦を呼びかけていく。		教職員課
		女性職員の職域・職務拡大を推進した。	女性職員の職域・職務を限定することなく、人材配置を行い、推進に努めている。今後も制限することなく、積極的に職域・職務の拡大を推進する必要がある。	引き続き女性職員の職域・職務を限定することなく人材配置を行い、推進に努めていく。	今後も継続して実施する。	48	水道部総務課
		管理職へ登用した職員はいなかったが、新たに昇任した職員が2人いた。また、女性職員を1人新規採用した。	昇任者が2人、新規採用者が1人いたため、将来的に女性管理職への登用に繋がると考える。	将来的な管理職の登用推進を計るためには、女性職員数を増やす必要があることから、新たな女性職員を採用する必要がある。	職歴等を考量し、管理職への登用を推進するとともに、女性の新規採用を推進する。		消防本部総務課

(具体的施策 20)市職員・教職員における女性の能力向上機会の充実							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
50	管理職や中核となる人材の育成に向けて、市職員・教職員が能力向上できる研修を実施します。	(1)市職員に対して、自治大学校、JIAM、JAMP等の派遣研修の参加を推進した。 (2)市職員に対して、管理職を目指す若手職員に向けて、リーダーシップ研修を実施した。 〔対象者〕①在職5年目職員、②～④主査職員 〔受講者数〕①30人、②42人、③31人、④34人 〔講師〕 ①ビジネスサポート株式会社 梅原 千草氏 ②～④株式会社バトス 久保 朋子氏	〔1〕自治大学校は長期のため、市職員からの派遣希望はなかったが、JIAM・JAMPへの積極的な参加を促すことができた。 〔2〕研修の実施により、管理職や中核となる人材の育成に向けて、市職員の能力向上を図ることができた。	〔1〕長期間の宿泊型研修だけでなく、eラーニング等のさらなる活用を検討する必要がある。 〔2〕引き続き、市職員の能力向上のため、体系的な階層別研修や自由度の高い選択型研修の充実を推進する必要がある。	継続		人事課
		教職員に対して、管理職や首席・指導教諭、各種主任等を含む中堅教職員を育成するキャリアステージ・職種別研修を行い2,848人の参加があった。	計画通り実施できた。また、教職員アンケートを実施し、ニーズに対応した研修計画を立案し、市全体の参加回数増につなげることができた。	教職員の資質向上を図るため、教育課題に対応した研修を行っていくこと。	今後も継続して研修の充実を図っていく。		教育センター
51	女性の市職員の職域・職務拡大や管理職への登用について、理解が進むよう職員への研修・啓発を行います。	(1)女性の市職員の職域・職務拡大や管理職への登用について理解が進むよう、キャリアデザイン研修を実施した。 〔対象者〕在職5～9年目および新任主査職員など 〔受講者数〕61人 〔講師〕ビジネスサポート株式会社 梅原 千草氏 (2)多様性理解研修の実施〔再掲 17〕	自らのキャリアデザインについて考える機会を提供するとともに、管理職には女性の市職員の職域・職務拡大や管理職への登用について理解を深めることができた。	引き続き、研修の実施等により女性の市職員の職域・職務の拡大や管理職への登用についての理解を促進する必要がある。	継続	17・65	人事課

基本目標4 地域におけるジェンダー平等の推進

市民一人ひとりが、性別にとらわれず主体的に地域活動へ参画できるよう、地域における様々な活動にジェンダー平等の視点を取り入れ、情報提供や活動支援を行います。また、防災・復興対策においてもジェンダー平等の視点を取り入れた体制の確立及び環境整備を図ります。

施策の基本的方向・具体的施策・施策内容

9 地域の活動におけるジェンダー平等の促進

(21)ジェンダー平等の視点に立って地域団体を運営するための支援

- | | |
|----|---|
| 52 | 地域の実情に合わせたジェンダー平等の地域づくりが進められるよう、地域における主体的な取組を支援します。 |
| 53 | 地域における課題解決や実践的活動に関する先進事例やノウハウ等の情報を収集するとともに、多様な媒体を活用した情報発信を行います。 |
| 54 | 地域活動団体や社会教育関係団体のジェンダー平等に関する理解が進むよう、各種講座の開催等、研修機会や内容の充実を図ります。 |
| 55 | 市民主体のまちづくりや地域おこしにジェンダー平等の視点が反映されるよう支援します。 |

10 防災・復興におけるジェンダー平等の推進

(22)ジェンダー平等の視点を取り入れた防災・復興体制の確立

- | | |
|----|---|
| 56 | 地域防災計画や各種防災マニュアル、避難所運営等にジェンダー平等の視点や高齢者、障害者、外国人、乳幼児のいる世帯等の多様な視点が反映されるよう取り組みます。 |
|----|---|

(23)防災分野における女性の参画の拡大

- | | |
|----|--|
| 57 | 自主防災組織の意思決定過程への女性の参画を促進します。 |
| 58 | 出前講座等の防災啓発事業を通じて、地域の防災活動への女性の参画を促進します。 |
| 59 | 緊急時においても固定的な性別役割分担意識にとらわれず行動ができるよう、平時から多様な人々が協力した地域活動を推進します。 |

(具体的施策 21)ジェンダー平等の視点に立って地域団体を運営するための支援							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
52	地域の実情に合わせたジェンダー平等の地域づくりが進められるよう、地域における主体的な取組を支援します。	地域の多様な団体から構成し、地域の連携協働を促す総合窓口役割を担い、市に登録の届出がある地域自治組織を対象に、地域活動支援交付金を交付し、地域課題の自主的な解決や特色ある活動の促進を支援している。 【交付団体数】 18団体(大池、三島、春日、中津、沢池、彩都西、玉島、郡、東奈良、山手台、玉柳、豊川、畑田、西、郡山、福井、茨木、白川)	地域自治組織は地域の多様な団体から構成し、団体間の連携をはじめ、地域の情報発信や防災訓練、課題解決に向けた取組の協議の場を通して、性別等を問わず、多くの人が活動に参画できる仕組みづくりや活動人口が広がるように努めている。その財源として、地域活動支援交付金などが活用されている。 取組内容については、地域自治組織の代表者が集まる連絡会で意見交換し、共有できた。	引き続き、地域自治組織代表者連絡会などの場を通して、各地域の取組などの意見交換の場を設け、交付金の効果的な活用方法や課題解決に向けた取組みにつながるよう努める。	継続		地域コミュニティ課
53	地域における課題解決や実践的活動に関する先進事例やノウハウ等の情報を収集するとともに、多様な媒体を活用した情報発信を行います。	(1)茨木市自治会連合会の会報誌やホームページにおいて地域の取組事例などを紹介。また、茨木市住みよいまちづくり協議会の会報誌において、構成団体の活動内容や市民活動団体を紹介している。 【連合会の会報誌発行時期・部数】 ・年2回(8月、3月)、各8,400部 【住みよいまちづくり協議会会報誌発行時期・部数】 ・年2回(7月、2月)、各8,500部 (2)子育て世代や定年の延長により働くシニア世代が地域活動に参画しやすい環境を整え、住民ニーズにあった地域活動を進めることができるよう、地域活動のデジタル技術の活用を支援として「自治会ICT出前講座」を実施している。 【申込団体数・講座開催数】 ・3団体、LINE講座3回、HP作成講座8回	会報誌やHPを活用し、自治会の取組みや、自治会ICT出前講座を活用し、実践している事例紹介、協議会に参画する団体の活動紹介を行い、地域課題の解決や新たな展開につながる一助になっている。	引き続き、より多くの人たちが地域活動に関心をもち、参画できるよう、引き続き地域活動の取組事例の共有・発信に努める必要がある。	継続		地域コミュニティ課
		男女共同参画に関する冊子等を発行し、啓発を行った。	WAM通信、BOOKガイドについては、その時々々の課題に沿った内容を提供できるよう継続して実施している。	様々な媒体により、多くの人に周知できるように、情報発信の方法を工夫する必要がある。	今後も継続して実施する。	60	人権・男女共生課
54	地域活動団体や社会教育関係団体のジェンダー平等に関する理解が進むよう、各種講座の開催等、研修機会や内容の充実を図ります。	自主防災組織連絡会等と連携し、地域での防災活動への女性参画を促進するための女性防災講座を開催した。	女性の視点に立った防災の重要性について周知を図るとともに、防災食ワークショップにより具体的な備えの理解促進につながった。参加人数も、前回より増えて、関心が高まっている。	多様な視点で防災活動を考えることにより「みんなが助かる」地域防災につながることから、今後もこのような講座等を開催していく必要がある。	今後も継続して実施する。	44・45	人権・男女共生課
		児童の保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの育成に必要な知識と技術について学習し、家庭の教育力の向上を図るため、市内各小学校区に学級(7学級)を開設した。「人権」「親学習」等を学習項目として、年間を通じて自主的に学習や情報交換等の活動を行った。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを継続した。	負担軽減の取り組みを行っているが、参加者数は減少している。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを行っているが、開設校が全校区の2割程度となり、継続が困難となったため、令和7年度で廃止。	10・12・26・78	社会教育振興課
55	市民主体のまちづくりや地域おこしにジェンダー平等の視点が反映されるよう支援します。	(1)地域の多様な主体が参画し、地域活動の流出しから共有、解決策を検討する協議の場づくりとして、「地域活動の活性化に向けたワークショップ」を実施した。 【実施校区】 2校区(郡山、西河原) (2)市内に通う大学生が地域の方と共に地域課題を解決するための協議、提案・活動する「まちづくり検討会議」を実施した。 【実施校区】 2校区(中津:地区体育祭の記念競技を企画し、運営する。春日:老若男女問わず楽しめる手づくりまつりを企画し運営する。	・ワークショップには、地域の多様な団体から老若男女問わず参加し、地域課題の共有や解決策を検討する意見交換や、イベントを活用した来訪者の意見収集を通して、より多くの地域住民が活動に関われる方策を考える一助となった。 ・まちづくり検討会議では、普段あまり地域と関わりのない大学生が活動に参画することで、新たな活動の展開や、地域活動は住民だけでなく幅広い人たちが共に創る「共創」取組の一助になっている。	ワークショップやまちづくり検討会議が、ジェンダーに関わりなく、多様な主体が共に創る「共創」の一助になるよう、引き続き支援する必要がある。	継続		地域コミュニティ課
		市民主体でのまちづくり活動の機運が高まるような支援を行った。具体的には、趣味・特技をまちづくりに活かす「太田知恵の和」や、郊外部の住宅地における暮らしやすさの低下への予防的対応として、大阪大学と連携した「共創ラボ」を実施し、地域住民との対話やイベントを行った。また、高校・大学と連携して授業を実施し、生徒・学生に対し、まちづくりは自分事であるということを伝え、地域課題の改善につながるアイデア出しを支援した。	趣味・特技を活かした市民主体のまちづくり活動を性別関係なく実施できている。プロジェクトによってのコアメンバーの男女差はなく、それぞれの視点や意見を活かしたまちづくりが進められている。発言等も男女関係なく関連に行われている。	既存のプラットフォームを活かし、さらに多くの地域住民を巻き込み、まちを活性化させていく必要がある。 また、若い世代や子育て世代にまちづくりについて知ってもらい、性別関係なく、自分事としてまちづくりへの参加や将来のまちづくりの担い手に繋がるような取組にしていける必要がある。	今後も継続して事業を実施する		都市政策課

(具体的施策 22)ジェンダー平等の視点を取り入れた防災・復興体制の確立							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
56	地域防災計画や各種防災マニュアル、避難所運営等にジェンダー平等の視点や高齢者、障害者、外国人、乳幼児のいる世帯等の多様な視点が反映されるよう取り組みます。	災害対応と避難所運営の基本的考え方の1つである、『すべての人にやさしい「ユニバーサルな避難所運営」』に重点を置き、女性視点の避難所レイアウト等の意見を取り入れた。 その結果、自主防災組織2地区で避難所のルールやレイアウトでジェンダー平等の視点を取り入れたマニュアルの作成ができた。	マニュアル作成にあたり2地区において、ワークショップを行い、男女別のトイレや更衣室、また福祉避難コーナー等、避難所のレイアウトを事前に検討できたことから、発災直後の避難所の開設・設営の円滑化が期待されるとともに、地域主体の避難所運営の意識付けに繋がった。	参加者が少なかった地域については不参加者を含むどれだけの参加者が理解を深めて取り組むことができたか、不明である。	マニュアル作成済地域も含め、年度に応じて、男女共同参画の視点を含め、適宜更新していくよう促す		危機管理課

(具体的施策 23)防災分野における女性の参画の拡大							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
57	自主防災組織の意思決定過程への女性の参画を促進します。	女性を対象とした女性部会、防災女性リーダー講座を実施し、延べ59人が参加した。地域防災、避難所運営についての講演やワークショップをとおして自主防災組織の意思決定過程への女性の参画を促進した。	講演会だけではなく、参加者同士でのワークショップをとおして、防災対策の再確認や共感、気づきにより参加者の防災意識の向上に寄与した。例年より多くの方に参加いただき、ワークショップにおいては試食体験を実施したことで、各家庭での防災対策を見直す機会に繋がった。	昨年度に比べ参加者増になったが、さらに多くの参加をいただける内容(体験型ワークショップ等)を検討する。	引き続き実施する		危機管理課
58	出前講座等の防災啓発事業を通じて、地域の防災活動への女性の参画を促進します。	地域ケア会議等の研修において、校区内の災害リスクや災害時の要配慮者支援について意見交換を行い、女性をはじめ多様な視点を取り入れながら、性別にかかわらず地域全体で防災力を高めるための周知・啓発に努めた。	新たに地域ケア会議において意見交換することで、参加者の防災意識の向上に寄与した。	出前講座以外の啓発の機会を増やす必要がある。	引き続き出前講座等により、防災活動における女性の参画を促進していく。		危機管理課
59	緊急時においても固定的な性別役割分担意識にとらわれず行動ができるよう、平時から多様な人々が協力した地域活動を推進します。	男女問わず地域における防災の中心的な担い手として活動いただく防災士資格取得補助を実施。防災士には市主催の市民水害対策訓練の協力(各ブースを防災士が担当)及び防災士部会へ参加いただいた。また、市主催の避難所開設・運営訓練では108名に参加いただいた。	防災士部会においては、2つの項目(①防災訓練における指導・説明力の向上 ②避難所における実働学習)のうちから希望する内容を選択し、それぞれにおいて、研修を行い、防災士の技術向上を図ることができた。これにより、防災士が主体的に地域でも訓練いただくことで、地域住民への啓発に繋がった。	地域の中心を担う方の固定化・高齢化が生じている地域もある。女性をはじめ多様な方が参加しやすい訓練内容を検討する。	引き続き実施する		危機管理課
		(1)茨木市自治会連合会では、「防災意識の高揚」を事業として挙げており、会報誌に防災に関する記事を掲載し、啓発活動を行った。 「災害時の避難行動について」 (令和8年3月発行分:8,400部) (2)地域自治組織が交付金や補助金を活用し、地域独自で防災訓練を実施するなど、災害時には地域住民がお互い協力して助け合える共助の意識醸成に努めている。	会報誌の情報発信や地域における防災訓練において、平時より老若男女問わず協力する体制の構築や意識啓発に努めている。	地震等の災害が頻発する中で、老若男女問わず、住民が地域の取組に参画し、顔の見える関係性を構築できるよう、啓発に努める必要がある。	継続		地域コミュニティ課

基本目標5 職業生活における活躍支援

誰もが自らの意思に基づき、その個性や能力を最大限発揮できるよう、性別に偏らない機会均等や働きやすい職場環境整備の支援、ハラスメント防止対策を推進します。

施策の基本的方向・具体的施策・施策内容

11 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

(24)労働に関する法律・制度の周知徹底

60 広報誌や啓発冊子のほか、SNSを活用するなど、情報発信方法を工夫し、男女雇用機会均等法関係法令の周知に努めます。

(25)ジェンダー平等な職場環境整備の支援

61 市ホームページ等で事業所の働きやすい職場づくりに関する情報を周知・啓発します。

62 労働に関する相談窓口を充実します。

(26)ハラスメントの防止

63 市内事業所に対してセクシュアル・ハラスメント等様々なハラスメントを防止するための情報提供や研修を実施します。

64 市職員に対してハラスメント防止研修を実施し、職員の意識向上を図ります。

(具体的施策 24)労働に関する法律・制度の周知徹底

	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
60	広報誌や啓発冊子のほか、SNSを活用するなど、情報発信方法を工夫し、男女雇用機会均等法関係法令の周知に努めます。	男女共同参画に関する冊子等を発行し、啓発を行った。 (1)市ホームページ等を活用し、市内企業に対し、男女雇用機会均等法に基づく雇用及び待遇の確保について啓発活動を実施した。 (2)企業の働きやすい職場づくりの推進を目的に、「働きやすい職場づくりセミナー」を実施した。 〔参加者〕12人 〔テーマ〕カスタマーハラスメント—正しい知識と対応方法—	WAM通信、BOOKガイドについては、その時々々の課題に沿った内容を提供できるよう継続して実施している。 市ホームページを活用し、市内企業に対し、啓発を行うことができた。 働きやすい職場づくりセミナーでは、近年増加傾向にあるカスタマーハラスメントをテーマで実施でき、労働問題に関する啓発につながった。	様々な媒体により、多くの人に周知できるように、情報発信の方法を工夫する必要がある。 本市では、今後も継続して企業のハラスメント防止対策やメンタルヘルス対策の啓発を図るセミナー等を行っている。	今後も継続して実施する。	53	人権・男女共生課
					継続	63・65・83	産業振興課

(具体的施策 25)ジェンダー平等な職場環境整備の支援

	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
61	市ホームページ等で事業所の働きやすい職場づくりに関する情報を周知・啓発します。	(1)市ホームページを活用し、市内企業に対し、働き方改革特設サイトを紹介し、国の働き方改革への取組に対する助成金等についての情報提供を行った。 (2)働きやすい職場づくり推進事業所認定制度を実施した。	働きやすい職場づくり認定事業所の取組等について、茨本市産業情報サイト「あい・きやっち」に紹介し、市内事業所の働きやすい職場づくりに向けた自主的取組を促進することができた。	自主的取組を推進するため、働き方改革の取組が進んでいない中小企業に特化した制度設計や、認定を受けることのメリット等を多様な情報媒体を活用し、PRしていく必要がある。	継続	27・46・63・66・70・83	産業振興課
62	労働に関する相談窓口を充実します。	仕事なんでも相談を実施した。 〔相談件数〕110件	仕事なんでも相談が、労働上の問題解決の一助となった。	今後も継続して関係機関と連携し、仕事なんでも相談を実施し、労働上の問題解決を図っていく。 多くの方に相談窓口を知ってもらうために、HP等以外にチラシの配布等を行い、幅広い年齢層に対して、周知を行っていく。	継続	111・120	産業振興課

(具体的施策 26)ハラスメントの防止

	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
63	市内事業所に対してセクシュアル・ハラスメント等様々なハラスメントを防止するための情報提供や研修を実施します。	職場のハラスメント撲滅月間である12月にセクシュアル・ハラスメントを含めた各種ハラスメントに関する図書の紹介とローズWAMでのパネル展示を実施した。 (1)市ホームページを活用し、国・府作成のリーフレット「職場のハラスメント」のリーフレットの紹介、様々なハラスメントを周知することで、ハラスメント防止に向けた啓発を行うことができた。 (2)働きやすい職場づくり推進事業所認定制度を実施した。 (3)カスタマーハラスメントに関する正しい知識と対応方法を学び、従業員の心身の健康と安全を守るための職場環境整備の重要性を学ぶ「働きやすい職場づくりセミナー」を実施した。	パネル展示とあわせて、図書の紹介を行うことで、ハラスメントに対する理解を深める機会提供を行うことができた。 働きやすい職場づくりセミナーについて、労働者にとって関心のあるカスタマーハラスメントをテーマに実施できた。	継続的な啓発が必要である。 ハラスメントは、労働者だけでなく、事業者も非常に関心が高い問題であることから、今後も継続して防止に向けた情報提供や啓発に努める必要がある。	継続	27・46・60・61・63・65・66・70・83	産業振興課
64	市職員に対してハラスメント防止研修を実施し、職員の意識向上を図ります。	(1)市職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施した。 〔受講者数〕1,425人 〔テーマ〕ハラスメントの防止について(動画閲覧によるeラーニング学習) (2)新任係長級職員向けハラスメント研修実施〔再掲 17〕 人事課が主催する新任係長級職員対象のハラスメントに関する研修の講師となり、研修を実施した。	研修の実施により、人権意識の醸成を図ることができた。 ハラスメントについて啓発することができた。	引き続き、研修の実施により人権意識の醸成を図る必要がある。 継続的に実施することで、職員の意識向上につなげる必要がある。	継続	17	人事課
					継続		人権・男女共生課

基本目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

一人ひとりの希望に合ったワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、企業を対象とした啓発や情報提供を行います。また、仕事と家庭生活を両立することへの負担感を軽減できるよう、多様なライフスタイルに対応した仕事と家庭生活の両立支援や男性の育児・介護等への参画促進を図ります。

施策の基本的方向・具体的施策・施策内容

12 働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現支援

(27)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための広報・啓発の推進

65	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての啓発を充実します。また、働きやすい職場づくりセミナーを開催するほか、市内事業所に対して国等の制度の周知を図ります。
----	--

(28)仕事と育児・介護の両立に関する法律・制度の周知

66	市内事業所等に対し、育児・介護休業制度の定着や柔軟な働き方の普及についての啓発や情報提供を推進します。
67	育児・介護休業法について、広報誌、啓発冊子等による啓発を実施します。
68	男性の市職員・教職員の育児・介護休業制度の利用促進に向けた環境整備を進めます。
69	市内事業所に対して、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定に向けた情報提供を行うとともに、策定の働きかけに努めます。

(29)多様な就業意向に応じた支援の充実

70	非正規雇用や正規雇用の待遇改善の推進等、雇用環境を向上させるため、国等の制度周知を図ります。
71	女性向け起業セミナーや起業志望者誘致セミナーの開催、創業促進事業補助制度等により、起業を支援します。
72	家族経営協定の普及・啓発を図り、農業に従事する女性が、経営における対等なパートナーとして、生産、経営活動に参画することを支援します。
73	市内事業所に対し、テレワーク等のオンライン化に係る情報提供やセミナーを行うなど、多様なライフスタイルに対応した働き方への支援を行います。

13 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

(30)ジェンダー平等に基づく仕事と育児・介護の両立支援

74	私立保育所等の建設補助事業や幼稚園の認定こども園化等により、保育所等の待機児童の解消に努めます。
75	仕事と介護が両立できるよう相談、情報提供等の充実を図ります。
76	介護家族等の相談等支援事業の充実を図ります。

(31)家庭生活や地域活動への男性の参画の促進

77	固定的な性別役割分担意識にしばられない自由なライフデザインを考えることができる機会として、職場体験学習や野外体験活動を実施します。
78	男性が女性とともに家庭での役割を果たせるよう、技能向上をめざすための学習機会を提供するとともに、休日開催やオンラインによる実施など、参加しやすい環境を整えます。
79	性別にかかわらず地域活動に参加・参画できるよう、意識啓発や活躍できる場の情報提供を行うとともに、多様なライフスタイルに対応した、参加・参画しやすい環境づくりを進めます。

(13)情報教育の推進

80	ジェンダー平等の視点を踏まえて「茨木市次世代育成支援行動計画」を推進し、妊娠・出産期から小・中学校期までの子育て支援の充実に努めます。また、放課後児童健全育成事業において、効率的・効果的な運営を行うとともに、対象学年の拡大について検討します。
81	ジェンダー平等の視点に配慮した子育て相談事業、こども会活動等を推進するなど、地域における子育て支援活動の活性化を図ります。また、支援担当員やこども会活動を支援するサポーターの募集を継続して行います。

(具体的施策 27)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための広報・啓発の推進							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
65	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての啓発を充実します。また、働きやすい職場づくりセミナーを開催するほか、市内事業所に対して国等の制度の周知を図ります。	(1)市職員が働きやすい職場環境を目指すため、市職員に対して多様性理解研修を実施した【再掲 17】	研修等の実施により、仕事と生活の調和についての啓発を図ることができた。	引き続き、研修等の実施により、仕事と生活の調和についての啓発を充実させる必要がある。	継続	17・51	人事課
		(2)仕事と生活の調和を実現するためのキャリア形成支援のため、市職員に対してキャリアデザイン研修を実施した【再掲 51】					
		(3)全市職員に対して、年次有給休暇取得促進のための周知をするとともに、管理職に対しては年休管理表の作成を促す等の啓発をした。	市民の方のニーズと内容がマッチしている人気の講座であり、新規来館者に多く参加してもらっている。	実習形式の講座のため参加人数に限りがある。オンラインでの開催が可能かなど研究が必要。	今後も継続して実施する。	25・26・78・79	人権・男女共生課
		男性の家事参画・仕事以外の活動参画を推進するための各種講座を開催した。					
		(1)市ホームページを活用し、市内企業に対し、ワーク・ライフ・バランスや国の働き方改革特設サイト等の情報提供を行った。	働きやすい職場づくりセミナーについて、カスタマーハラスメントの正しい知識と対応方法等について、事業者の課題に即した内容で実施することができた。	今後も継続して関係課と連携し、多様な広報媒体の活用により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行っていく。	継続	60・63・83	産業振興課
		(2)働きやすい職場づくりセミナーを実施した。					

(具体的施策 28)仕事と育児・介護の両立に関する法律・制度の周知							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
66	市内事業所等に対し、育児・介護休業制度の定着や柔軟な働き方の普及についての啓発や情報提供を推進します。	(1)市ホームページを活用し、市内企業に対し、国の働き方改革特設サイトや、育児・介護休業法サイトの情報提供を行った。	市ホームページを活用し、市内企業に対し、柔軟な働き方の啓発を行うことができた。	今後も継続して関係課と連携し、多様な広報媒体を活用し、柔軟な働き方への啓発を行っていく。	継続	27・46・61・63・66・67・70・83	産業振興課
		(2)働きやすい職場づくり推進事業所認定制度を実施した。	働きやすい職場づくり推進事業所認定制度において、ワーク・ライフ・バランスを推進していることを認定基準項目に設定し、市内事業所の自主的取組を促進することができた。				
67	育児・介護休業法について、広報誌、啓発冊子等による啓発を実施します。	男女共同参画に関するカレンダーを発行し、啓発を行った。	人権・男女共同参画啓発カレンダーについては、児童・生徒に見てもらえるようなテーマ、デザインとし、各教室にも掲示を依頼し、1年を通して、身の回りの人権課題に気づききっかけとなる情報を提供することができた。	効果的な啓発に向けて引き続き検討する。	継続	27・66	人権・男女共生課
		市ホームページを活用し、市内企業に対し、国の育児・介護休業法サイトの情報提供を行った。	市ホームページを活用し、市内企業に対し、育児・介護休業法の改正のポイント等を紹介し、啓発を行うことができた。	今後も継続して関係課と連携し、多様な広報媒体を活用し、育児・介護休業法の啓発を行っていく。			
68	男性の市職員・教職員の育児・介護休業制度の利用促進に向けた環境整備を進めます。	男性の市職員の育休等の利用促進のため、市長が平成28年5月に育ボス宣言を行っており、利用促進に向けた環境整備を進めている。また、各種休暇制度等の周知・啓発を継続して行っている。	特定事業主行動計画に基づき取組を進めており、令和7年度の男性の市職員の育児休業取得率は79.6%で、前年度よりも増加した。	引き続き、男性の育休等の利用を促進するため、職場環境の整備や周知に取り組む必要がある。	継続		人事課
		国・府などからの通知等について、引き続き男性教職員を中心に周知徹底に努めるとともに、管理職を通じて休暇・休業制度の利用についての相談を受けた。【育児休業を取得した男性教職員数】26人	休暇・休業制度の利用に関する相談が増え、一定の周知が図られている。	年度途中での休業や短期間の休暇の場合、代替者が配置できないことがあり、学校運営体制の確保が課題となっている。			
69	市内事業所に対して、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定に向けた情報提供を行うとともに、策定の働きかけに努めます。	市ホームページを活用し、市内事業所に対して次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定について情報提供を行った。	市ホームページを活用し、市内事業所に対して次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定について情報提供を行うことができた。	市ホームページの市内事業所向けページにおいて女性活躍推進法に基づく一般行動事業主計画策定について情報提供をし、策定の啓発を行っていく必要がある。	継続		産業振興課

(具体的施策 29)多様な就業意向に応じた支援の充実							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
70	非正規雇用や正規雇用の待遇改善の推進等、雇用環境を向上させるため、国等の制度周知を図ります。	(1)市ホームページを活用し、市内企業に対し、働き方改革特設サイトを紹介し、国の助成金や働き方改革の取組事例等の情報提供を行った。 (2)正規雇用促進奨励金制度を実施した。 【交付件数】16件 (3)働きやすい職場づくり推進事業所認定制度を実施した。	市ホームページを活用し、市内企業に対し、待遇改善の推進、雇用環境向上を促進する国の制度の周知を行うことができた。	働きやすい職場づくり推進事業所認定事業所について、正規雇用促進奨励金の増額を目的とした申請が見られるため、正規雇用促進奨励金制度及び働きやすい職場づくり推進事業所認定制度の実効性を測る必要がある。	継続	27、46、61、63、66、83	産業振興課
71	女性向け起業セミナーや起業志望者誘致セミナーの開催、創業促進事業補助制度等により、起業を支援します。	(1)女性向け起業セミナーを実施した。 (2)創業希望者誘致セミナーや創業促進事業補助制度を実施し、創業者当の支援をした。 【創業希望者誘致セミナー】 対象者 創業に関心のある方、創業に向けて準備を進めている方 参加者 16人 場所 おにクル会議室1 【創業促進事業補助制度】 市内で新たに創業するまたは創業後5年未満の方を対象に、テナントの改装工事費、賃借料、法人設立に要する経費の一部を補助する。 交付決定件数 69件	起業支援については、補助制度の活用、セミナーの参加状況ともに堅調に推移している。女性向け起業セミナーでは、入門編と実践編のセミナーを設け、女性の働き方の選択肢の幅を広げたり、起業へのチャレンジ応援につながった。 商工会議所や地元金融機関等と構成する「創業支援ネットワーク」とも連携し、開業前の相談等からきめ細やかな支援に努めた。	起業後の経営安定や事業拡大に向けて、支援制度活用後のアフターフォローも重要と考える。	継続	24	産業振興課
72	家族経営協定の普及・啓発を図り、農業に従事する女性が、経営における対等なパートナーとして、生産、経営活動に参画することを支援します。	就農支援塾あぐりば等を通して新規就農者の確保と育成に努め、女性8人、男性5人を認定新規就農者に認定した。	これまで一年あたりおおむね一人程度だった認定新規就農者を大幅に確保することができ、また、これまで経営体の主体としては数が少ない女性についても就農を進めることができた。	農業者の高齢化が進んでいるため、引き続き、多様な主体が農業経営に参画できる環境づくりの推進がより一層求められている。	新規就農者の確保・育成も含め、今後も事業を継続する。		農林振興課
73	市内事業所に対し、テレワーク等のオンライン化に係る情報提供やセミナーを行うなど、多様なライフスタイルに対応した働き方への支援を行います。	自営型テレワーク入門講座を実施した。 【参加者】20人	自営型テレワーク入門講座では、入門と実践を分けて入門編を軸とした内容で実施し、有意義な時間を提供できた。	在宅ワーカーとして起業するための知識の習得には、入門編を受講するだけでは網羅できず、改めて他の民間機関等で実践的な内容のセミナーを受講することが求められるため、令和8年度は廃止する。	終了		産業振興課

(具体的施策 30)ジェンダー平等に基づく仕事と育児・介護の両立支援							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
74	私立保育所等の建設補助事業や幼稚園の認定こども園化等により、保育所の待機児童の解消に努めます。	私立保育所等の建設補助事業や幼稚園の認定こども園化により、保育の受入体制の確保に努めた。	想定を超える保育需要率の増加等により、令和7年度は待機児童が発生してしまった。	今後も引き続き、私立保育所等の建設補助事業や幼稚園の認定こども園化により、待機児童ゼロを目指す。	継続		保育幼稚園総務課
75	仕事と介護が両立できるよう相談、情報提供等の充実を図ります。	介護保険サービスを周知するため市民や介護事業所等に冊子を配布し、市民への介護保険制度への理解の促進に寄与した。 【発行部数】 介護保険サービスについて 7,000部	今後も広報誌・ホームページ等を活用し、市民や市内事業所に対して、より一層の啓発活動に努める。	より多くの市民や、関係機関へ向けて、高齢者向けのサービスの周知に繋がる方法を検討する必要がある。	今後も継続して実施する。		介護保険課
76	介護家族等の相談等支援事業の充実を図ります。	各種高齢者福祉サービス事業を実施した。 【実施事業名】 ・紙おむつ等支給サービス ・こいっしょサービス	標記の事業について適正に執行した。今後も広報誌・ホームページ等を活用し、高齢者福祉サービス事業に関する情報提供を実施する。	紙おむつ等支給サービスについては、引き続き、国の介護保険事業計画により、対象となる介護用品等の見直しが必要である。	今後もサービスを継続して実施するとともに、新たに介護時技術講習会を計画する。		長寿政策課

(具体的施策 31)家庭生活や地域活動への男性の参画の促進							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
77	固定的な性別役割分担意識にしばられない自由なライフデザインを考えることができる機会として、職場体験学習や野外体験活動を実施します。	ロールモデルとなる大人との出会いの場を計画し、固定的な性別役割分担意識にしばられない自由なライフデザインを考えることができる職場体験学習や野外体験活動を実施した。	固定的な性別役割分担意識にしばられない自由なライフデザインを考える機会を提供できたので今後も継続していきたい。	固定的な性別役割分担意識が無意識のうちに残っている場合がある。	固定的な性別役割分担意識にとらわれないキャリア教育を推進する。		学校教育推進課
78	男性が女性とともに家庭での役割を果たせるよう、技能向上をめざすための学習機会を提供するとともに、休日開催やオンラインによる実施など、参加しやすい環境を整えます。	引き続き、料理未経験者や経験者のレベルに合わせた講座を開講し、男性の料理技能向上の機会を提供した。	講座の開講により、男性の料理技能向上に寄与することができた。	引き続き、生涯学習の取り組みを通じて、情報化に対応できる能力を育む機会を提供するように努める。	今後も継続して実施する。	19・25・26	文化振興課
		男性の家事参画・仕事以外の活動参画を推進するための各種講座を開催した。	市民の方のニーズと内容がマッチしている人気の講座であり、新規来館者に多く参加してもらっている。	実習形式の講座のため参加人数に限りがある。オンラインでの開催が可能かなど研究が必要。	今後も継続して実施する。	25・26・65・79	人権・男女共生課
		出前講座を通して介護保険サービスに関する情報を提供した。	令和7年度は出前講座を11回実施し、参加者226人に対して介護保険サービスに関する情報提供をした。引き続き出前講座を通して介護保険サービスの啓発に努める。	より多くの市民や、関係機関へ向けて、高齢者向けのサービスの周知に繋がる方法を検討する必要がある。	今後も継続して実施する。	26・79	長寿政策課
		出前講座を通して介護保険サービスに関する情報を提供した。	令和7年度は出前講座を7回実施し、参加者189人に対して介護保険サービスに関する情報提供をした。引き続き出前講座を通して介護保険サービスの啓発に努める。	より多くの市民や、関係機関へ向けて、高齢者向けのサービスの周知に繋がる方法を検討する必要がある。	今後も継続して実施する。	26・79	介護保険課
		(1)妊娠中から出産・育児について、知識・技術を学ぶ両親教室(パパ&ママクラス)を実施した。【再掲 26】 (2)母子健康手帳交付時に、男性の育児参加を促すリーフレットを配布した。【再掲 26】	両親教室では妊娠中から産後の育児について知識の提供だけでなく、赤ちゃんの抱き方や沐浴等を実際に体験してもらうことで、産後の育児をイメージしたり役割分担について考える機会を提供した。 土曜日、日曜日にも積極的に開催していることもありパートナー参加者も97.1%と高い。	母子健康手帳交付時に、男性の育児参加を促す働きかけを継続する。 土曜日・日曜日の開催も継続し、パートナーが参加しやすい環境を提供する。	継続実施	26	子育て支援課
		つどいの広場等において、父親も参加できる学習機会を設ける活動を実施した。	父親も参加しやすい土曜日などにイベントの企画をしたことで男性の子育て参加の促進をすることができた。	引き続き父親も参加できる学習機会を設ける活動を実施していることを幅広く周知する必要がある。	継続実施	26	子育て支援課
		市内の市立中学校3校、公立高校3校で、子育て中の親子と関わる機会をもつ「ふれあいまなび事業」を実施した。【再掲 8】	命の大切さについてこどもに直接ふれることで、また保護者の話を聞くことで伝えることができた。また、子育て環境についても知る機会となった。	引き続き次世代を担う生徒に協力していただけるように関係機関に働きかけていく。	継続実施	8・79	子育て支援課
	児童の保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの育成に必要な知識と技術について学習し、家庭の教育力の向上を図るため、市内各小学校区に学級(7学級)を開設した。「人権」「親学習」等を学習項目として、年間を通じて自主的に学習や情報交換等の活動を行った。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを継続した。	負担軽減の取り組みを行っているが、参加者数は減少している。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを行っているが、参加者数は減少している。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを行っているが、開設校が全校区の2割程度となり、継続が困難となったため、令和7年度で廃止。	10・12・26・54	社会教育振興課
	家庭科の学習において、裁縫実習や調理実習等の技能向上をめざすための学習を発達段階に応じて実施した。	家庭科の実習において、発達段階に応じた裁縫実習や調理実習等の技能向上をめざす実習ができた。	固定的な性別役割分担意識が無意識のうちに残っている場合がある。	固定的な性別役割分担意識が無意識のうちに残っている場合がある。	家庭科の実習において、発達段階に応じた裁縫実習や調理実習等の技能向上をめざす実習を推進する。		学校教育推進課

79	性別にかかわらず地域活動に参加・参画できるよう、意識啓発や活躍できる場の情報提供を行うとともに、多様なライフスタイルに対応した、参加・参画しやすい環境づくりを進めます。	(1)多様な主体との連携の事例共有として「いばまちサミット」を開催し、ワークショップ、まちづくり検討会議の取組を報告。報告会参加人数:108名 (2)子育て世代や定年の延長により働くシニア世代が地域活動に参画しやすい環境を整え、住民ニーズにあった地域活動を進めることができるよう、地域活動のデジタル技術の活用を支援として「自治会ICT出前講座」を実施している。 【申込団体数・講座開催数】 ・3団体、LINE講座3回、HP作成講座8回	・学生などの地域を取り巻く関係人口の地域活動への参画を促すことで、地域活動は住民だけでなく幅広い人たちが共に創る「共創」の取組の一助になっている。 ・ICT出前講座を受講した自治会には概ね好評であり、作成したHPを活用し、活動を見える化するなど、住民ニーズに対応した取組が進みつつある。	・多様な主体が地域活動に参画し、活動のプロセスと共感の大切さを共有し、地域活動の関わりシロが広がるよう、努める必要がある。 ・ICT出前講座の受講数を伸ばすとともに、継続的な活用につなげ、だれでも参加できる環境づくりを支援する必要がある。	継続		地域コミュニケーション課
		男性の家事参画・仕事以外の活動参画を推進するための各種講座を開催した。	市民の方のニーズと内容がマッチしている人気の講座であり、新規来館者に多く参加してもらっている。	実習形式の講座のため参加人数に限りがある。オンラインでの開催が可能かなど研究が必要。	今後も継続して実施する。	25・26・65・78	人権・男女共生課
		シニア世代の地域での居場所と出番の創出について茨木シニアカレッジ事業「いこいこ未来塾」において情報提供の機会を設けた。また、地域活動や市民活動に意欲がある高齢者の社会参加機会やボランティア活動等の出会いの場を老人クラブを通じて支援した。	茨木シニアカレッジ事業や老人クラブ活動の活性化により地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組んだ。	茨木シニアカレッジ事業については、修了生も増加し、地域活動の担い手が増えてきているが、老人クラブについては、高齢化による担い手不足が課題となっている。	継続して実施する。		長寿政策課
		出前講座を通して介護保険サービスに関する情報を提供した。	令和7年度は出前講座を11回実施し、参加者226人に対して介護保険サービスに関する情報提供をした。引き続き出前講座を通して介護保険サービスの啓発に努める。	より多くの市民や、関係機関へ向けて、高齢者向けのサービスの周知に繋がる方法を検討する必要がある。	今後も継続して実施する。	26・78	長寿政策課
		出前講座を通して介護保険サービスに関する情報を提供した。	令和7年度は出前講座を7回実施し、参加者189人に対して介護保険サービスに関する情報提供をした。引き続き出前講座を通して介護保険サービスの啓発に努める。	より多くの市民や、関係機関へ向けて、高齢者向けのサービスの周知に繋がる方法を検討する必要がある。	今後も継続して実施する。	26・78	介護保険課
		(1)妊娠中から出産・育児について、知識・技術を学ぶ両親教室(パパ&ママクラス)を実施した。【再掲 26】 (2)母子健康手帳交付時に、男性の育児参加を促すリーフレットを配布した。【再掲 26】	平日のみでなく土曜日、日曜日にも開催していることもありパートナー参加者が97.2%と高い。	母子健康手帳交付時に、男性の育児参加を促す働きかけを継続する。土曜日・日曜日の開催も継続し、パートナーが参加しやすい環境を提供する。	継続実施	26・78	子育て支援課
		(1)つどいの広場等において、父親も参加できる学習機会を設ける活動を実施した。【再掲 26】 (2)市内の市立中学校3校、公立高校3校で、子育て中の親子と関わる機会をもつ「ふれあいまなび事業」を実施した。【再掲 8】	父親も参加しやすい土曜日などにイベントの企画をしたことで男性の子育て参加の促進をすることができた。 命の大切さについてこどもに直接ふれることで、また保護者の話を聞くことで伝えることができた。また、子育て環境についても知る機会となった。	引き続き、イベントを企画し、男性の子育て参加の促進を行う。	継続実施	8・26・78	子育て支援課
		放課後子ども教室については、地域の実情に合わせて実施した。 【校 区 数】32校 【実施日数】延べ2,164日 【参加児童】延べ283,330人	地域の実状に合わせ活動内容を企画・実施することで、安全安心な居場所の提供に繋がった。	校区によってはスタッフ不足が課題となっており、スタッフ確保に向けた情報提供や意欲向上を図るための処遇改善を検討していく必要がある。	継続実施		社会教育振興課

(具体的施策 32)子育て支援の充実							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
80	ジェンダー平等の視点を踏まえて「茨木市次世代育成支援行動計画」を推進し、妊娠・出産期から小・中学校期までの子育て支援の充実に努めます。また、放課後児童健全育成事業において、効率的・効果的な運営を行うとともに、対象学年の拡大について検討します。	茨木市次世代育成支援行動計画(5期)で設定した取組の評価・課題を整理しやすいよう、事業状況報告書の様式を見直した。 茨木市次世代育成支援行動計画(第5期)で設定した令和7年度の取組について、こども育成支援会議の委員へ報告を行い、意見等を諮ったうえで、市ホームページにおいて評価や課題等を公表した。 【こども育成支援会議の実績】 開催回数:3回 委員数:20人(市民、高校生、学識、保護者、子ども子育て支援事業従事者等)	茨木市次世代育成支援行動計画(第5期)で設定した令和7年度の取組について、PDC Aの手法により評価や課題を整理することができた。今後は、茨木市次世代育成支援行動計画(5期)に基づき、定期的に計画に位置付けた取組の進捗管理等を行っていく。	茨木市次世代育成支援行動計画(第5期)で設定した取組について、実施事ができた。今後は、茨木市次世代育成支援行動計画(5期)に基づき、定期的に計画に位置付けた取組の進捗管理等を行っていく。	今後も継続して実施する。		こども政策課
		妊婦等包括相談支援事業において、専任助産師、専任保健師を中心とした体制による妊娠届出時の全数面接や、子育てプランシートの作成等の支援を実施した。 また、多胎家庭への支援として、妊娠届出時からのフォローを開始した。 【実施事業名】妊婦等包括相談支援事業(妊娠届出時及び妊娠健康診査受診券交付届時面接)2,390人(オンライン面談含む。産後を受診券交換については含まず) 【専任職員による妊婦面談実績】1,806人(75.6%) 【多胎妊娠届出件数】 32人(うち専任職員フォロー31人、地区担当保健師フォロー1人)	妊婦等包括相談支援事業において、育児負担が大きく、孤立しやすいなど様々な課題を抱える多胎家庭への支援として、妊娠届出時からの支援を行っている。 多胎妊娠婦が安心して育児をおこなえるよう、ニーズに応じたサービスの調整や訪問を実施している。 母子保健機能と児童福祉機能の双方の機能の一体的な運営を行っており、より密に情報共有をしながら妊娠・出産から子育てまでの広い範囲で切れ目がおこらないような包括的な子育て支援をおこなっている。	次年度も継続的に実施する	継続実施		子育て支援課
		子育て短期支援事業を実施した。 【実施事業名】①ショートステイ ②トワイライトステイ 【利用人数】①延べ13人 ②延べ 0人 【利用日数】①延べ45日 ②延べ 0日	育児疲れや保護者の入院等に対応することにより、子育ての負担軽減につながった。	利用ニーズの動向に注視し、状況に応じて委託先を開拓する。	継続実施		子育て支援課
		一時保育事業を実施した。 【登録者数】11,144人 【利用者数】9,498人	保護者が一時的に家庭での保育が困難になったこどもを預かることで、保護者の育児負担の軽減及び社会参加を促すことができた。	引き続き利用ニーズに応えていく。	継続実施		子育て支援課
		就学前の児童と親が気軽に語り合える「つどいの広場」を運営した。 【実施事業名】地域子育て支援拠点事業(ひろば型) 【実施か所数】22か所 【年間利用者数】88,765人	令和7年度には、Instagram等のSNSやおにグル2階フリースペースをわくくるを活用し、地域子育て支援拠点の周知活動を推進した。引き続き、在宅世帯の子育てを支援し、こどもの健やかな成長をサポートする。	引き続き、在宅世帯の子育てを支援し、こどもの健やかな成長をサポートする。	継続実施		子育て支援課
		地域子育て支援センターにおいて、子育て情報の提供、子育て講座、親子教室、子育て相談等を実施した。 【実施事業名】地域子育て支援拠点事業(センター型) 【実施か所数】15か所 【年間利用者数】117,530人 【相談件数】1,263件	利用者のニーズに合ったイベントなどを開催することで、より利用者に寄り添った地域の子育て支援施設となり、昨年度よりも利用者が増加した。	引き続き、在宅世帯の子育てを支援し、こどもの健やかな成長をサポートする。	継続実施		子育て支援課
		地域における子育てサロン事業・グループを支援した。 【実施事業名】①おもちゃの貸出 ②教材貸出 【実績件数】①44件 ②12件	地域の子育てサロン開催に協力することができた。		継続実施		子育て支援課
		ファミリー・サポート・センター事業を実施した。これまで援助会員が無償で行っていた事前打ち合わせについて、市の予算にて有償化にすることができた。 【会員数】1,559人(依頼会員1,185人 援助会員223人 両方会員151人) 【活動件数】2,181件 【新規依頼件数】121件	ファミリー・サポート・センター会員の増加に向けて説明登録会の効率を図ると共に、ロゴフォームを活用して入会への負担軽減を行った。昨年度より会員数や新規活動件数の増加も見られた。	預かりのサポートができる援助会員が少なくなっている。 援助会員の高齢化で、創設当初の会員の退会が増えたため、実際に活動している会員を通じて新たな会員増にむけた取り組みを考えている。	継続実施		子育て支援課
		保育所(園)・幼稚園・認定こども園において、子育て相談や心理判定員による発達相談を実施した。また、園庭開放事業等を実施し、子育て支援に努めた。	保育所(園)・幼稚園・認定こども園において、子育て相談や心理判定員による発達相談を実施した。	引き続き園庭開放事業等を実施し、子育て支援につなげることに努める。	継続		保育幼稚園総務課
		市内30小学校で学童保育室を運営し、児童の受け入れを行った。(※令和7年度5月1日時点2,993人)対象学年の拡大については、児童数推計に鑑み、実施開始時期の検討を行った。	令和7年度は令和6年度と比較し、児童数は微増であったものの、一部の小学校で余裕教室が減少し、教室確保が困難となったが、近隣公共施設の利用など、関係機関との調整を行うことで、一斉受付での待機児童は発生しなかった。	女性就業率の上昇等により、学童保育室の利用児童は増加しているため、教室確保が困難となっている。 また、学年拡大については、拡大に向けた計画を策定し、現場の意見を踏まえ段階的な実施が必要である。	引き続き、小学校、教育委員会と協議を行い、教室確保に努めるとともに、学年拡大の実施計画を策定する。		学童保育課

81	ジェンダー平等の視点に配慮した子育て相談事業、こども会活動等を推進するなど、地域における子育て支援活動の活性化を図ります。また、支援担当員やこども会活動を支援するサポーターの募集を継続して行います。	広く市民等を対象に、男女共同参画講演会や男女共同参画基礎講座など、男女共同参画に関する講座等を開催した。	引き続きオンライン開催やSNSも活用しながら啓発を継続した。今後も、様々な媒体を活用した講座や情報発信を実施する。	実施方法や内容など常に新しい方法を模索していく必要がある、	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
		(1)子育て相談の充実および周知を図るとともに、地域における安心・安全に子育てできる環境を提供した。 〔実施事業名〕子育て相談 〔事業内容〕①電話相談 ②個別相談(面接、訪問) ③メール等相談 〔相談件数〕①312件 ②409件 ③12件 合計733件 〔実施事業名〕地域子育て支援センターでの相談 〔相談件数〕1,263件 (2)養育に不安や困難のある家庭に支援担当員を派遣した。 〔実施事業名〕養育支援訪問事業 〔訪問家庭数〕3家庭 〔訪問件数〕37件	母子保健事業やその他相談事業との連携により、支援ニーズを確認して養育支援訪問事業の利用へと繋がっている。	引き続き、養育に不安を抱えている家庭を早期に発見し支援に繋げるため、関係機関との密な連携を行う。	継続実施		子育て支援課
		こども会育成者相互の連絡を密にするとともに、茨木市内のこども会の自主的活動を振興し、心身ともに健全なこどもの育成と福祉の増進を図ることを目的とするこども会育成連絡協議会を支援した。	こども会の加入につながるよう、こども会について知ってもらうための事業を開催したが、こども会数や加入率は減少傾向にある。	こども会加入率や子ども会数の減少に伴い、単位こども会の育成者が減少しつつある。	こども会及びこども会育成者間の連絡協議やこども会活動の維持を図るため、引き続き茨木市こども会育成連絡協議会を支援する。		社会教育振興課

基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

DVは人権侵害であるという正しい認識を定着させ、DV・性犯罪・性暴力・セクシュアルハラスメント等あらゆる暴力の根絶に向けて、加害者にも被害者にもならないための啓発を推進します。また、複雑化する相談内容に適切に対応し、早期に支援を行うことができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、相談しやすい体制の充実に努めます。

施策の基本的方向・具体的施策・施策内容

14 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を防ぐ社会づくり

(33)性犯罪・性暴力等への対策の推進

82	通学路等見守り用カメラの設置や青色防犯パトロール等の活動により、ストーカー行為や性犯罪・性暴力等の未然防止を推進します。
83	雇用・教育分野におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策を推進します。
84	地域におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発に取り組みます。
85	インターネット等を利用した児童ポルノ、児童売買春への根絶に向けた対策とともに、子どもに対する性的な暴力の早期発見、相談の充実、こころのケア等を推進します。
86	犯罪防止に配慮した道路・公園等の施設の整備を図り、安全・安心のまちづくりの推進に努めます。
87	域とともに子どもの安全を守るため青少年の健全育成を阻害する有害環境の改善に努めます。

(34)女性に対する暴力を許さない社会づくり

88	暴力が起こる背景や問題性等の認識を深める講座等を実施するほか、多様な広報媒体を通じて啓発に努めます。
89	暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進します。

(35)相談しやすい体制等の整備

90	女性や子ども等に対するあらゆる暴力に関しての相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努めます。
91	被害者と直接接する機会のある各種相談の担当者や窓口職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員等関係機関への研修を充実します。また、多様化・複雑化する相談内容に対応するため、関係課や関係機関との情報共有、連携強化を図ります。
92	被害者支援を推進するために、警察をはじめ、大阪府や関係機関との連携体制を強化します。

15 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

(36)DV被害の防止と早期発見の仕組みづくり

93	市民をはじめ、医療関係者や相談を受ける人が、配偶者等からの暴力に対する正しい認識を持てるよう、啓発を充実します。
94	保健・医療機関、学校、幼稚園、保育所(園)、地域子育て支援センター、地域包括支援センター等と連携、協力しながらDVの早期発見に努めます。
95	地域における身近な発見者・支援者である民生委員・児童委員や人権擁護委員、コミュニティソーシャルワーカーとの連携を強化します。
96	配偶者等からの暴力について理解を深めるため、市職員・教職員等への研修を実施します。
97	中学生等を対象にしたワークショップの開催や、デートDV予防啓発冊子の配布等、デートDVに関する予防啓発を強化します。

(37)相談・連携体制の充実・強化

98	被害者に対応する相談員や市職員等がDVに対する理解を深め、適切に対応できるよう研修会等を実施し、二次被害の防止を図ります。
99	被害者が各機関で何度も同じことを話さなくてすむよう、情報共有を図ります。また、庁内においては「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を共有し、関係課の連携を強化します。
100	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するため、「茨木市DV防止ネットワーク連絡会」の機能を強化します。
101	各種相談窓口でDVが推測される相談に対して適切な対応ができるよう、相談員のスキルアップを目的とした研修を実施します。
102	配偶者暴力相談支援センターの機能の充実を図ります。
103	DV被害者を含む男性のための相談しやすい窓口を充実します。

(38)被害者の安全確保の徹底

104	保護命令申立て手続きに関する利用支援をします。
105	大阪府女性相談センターと連携して一時保護を適切に実施し、場所の秘匿を徹底します。
106	被害者等の個人情報の管理が適切にできる仕組みを整備します。
107	警察や大阪府女性相談センター、子ども家庭センター等関係機関との連携を強化します。
108	DV被害者等が自立し、地域社会において安全・安心に過ごせるよう、民間支援団体との連携・協力体制を強化します。

(39)生活基盤を整えるための支援

109	専門的なこころのケアが必要な被害者に対して、安全で安心な生活ができるよう関係機関と連携して支援します。
110	安全で安心な環境で被害者同士が情報交換等を行うことができる居場所づくりを行います。
111	ハローワーク等と連携し、就労支援を行います。
112	医療機関、警察、民間団体等の様々な機関が連携し、継続的な被害者支援を実施する仕組みをつくります。

(40)児童虐待を取り扱う機関との連携

113	DVのある家庭の子どもへの支援について適切な情報提供を行います。また、関係機関と連携して適切な支援につなげます。
114	児童虐待やDVで被害を受けた子どもが保育所(園)・幼稚園・学校等で安全に過ごせるよう、DVや子どもに関する関係機関と連携し、情報の保護や支援体制の整備を推進します。
115	子どもに関する相談窓口の周知を図るとともに、こころのケアが必要な子どもが安心して生活できるよう、学校や関係機関と連携して支援を行います。

(具体的施策 33)性犯罪・性暴力等への対策の推進							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
82	通学路等見守り用カメラの設置や青色防犯パトロール等の活動により、ストーカー行為や性犯罪・性暴力等の未然防止を推進します。	小学校の通学路等を中心に設置した防犯カメラの適正な管理運用を行うとともに、カメラの犯罪抑止効果をより高めるため、告知板を作成し基幹公園等に設置したしている。自治会等に対する防犯カメラ設置補助事業も行って、令和7年度は14台分の補助を行った。また、防犯協会に青色防犯パトロール車両等を貸与し、防犯活動の支援を行った。	告知板を設置したことにより、防犯カメラの設置効果をより高めた。また小学校の通学路等を中心に設置した防犯カメラについては、地域の見守りだけでなく警察への犯罪捜査にも活用されており、市民が安全・安心を実感できる生活環境の確保に役立っている。青色防犯パトロールについては、市民の自主的な防犯活動を支援することで、犯罪意識の向上に寄与した。	防犯協会会員の高齢化により青色防犯パトロール車の稼働率低下が大きな課題となっている。今後も不足していくことが懸念されており、現代の人口構造や社会環境の変化に対応した新たな対策が必要になっている。	青色防犯パトロール活動の担い手不足が課題となっているため、新たな対策として、犬の散歩や買い物中等、日常生活の中でも取り組むことのできる「ながら防犯活動」を新規事業として開始する。		危機管理課
		夫婦や恋人間でのモラルハラスメントに気づくための知識や対処法について学ぶ暴力防止啓発講座を実施した。 これってモハラ？ ～そのモヤモヤ、放っておかないで～ 〔参加者〕28人 〔講師〕エル法律事務所 八木 香織氏 ローズWAM館内において、モハラに関するパネル展示、パブリックライトアップを行った。	講座を通じてモラルハラスメントへの知識等を啓発することができた。 また、ローズWAM来館者への啓発として展示等を行うことで、より効果的なDV防止の啓発とすることができた。	当事者以外の方への理解の促進が必要であり、その方法や内容の検討を行う必要がある。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
83	雇用・教育分野におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策を推進します。	女性のための相談(電話・面接等)の充実を図った。 〔実施事業名〕ローズWAM相談事業 〔事業内容〕①女性面接相談 ②女性電話相談 〔相談件数〕①353件②1,462件	相談件数は、昨年と比較して、電話相談・面接相談ともに減少した。	SNSでの相談ニーズが一定あるので、その実施方法について研究する必要がある。	今後も継続して実施する。	121	人権・男女共生課
		(1)市ホームページを活用し、パワーハラスメントやカスタマーハラスメントについて情報提供を行った。 (2)働きやすい職場づくり推進事業所認定制度を実施した。 (3)カスタマーハラスメントに関する正しい知識と対応方法を学び、従業員の心身の健康と安全を守るための職場環境整備の重要性を学ぶ「働きやすい職場づくりセミナー」を実施した。	市ホームページを活用し、府発行の「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」や、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」の情報を提供することができた。	今後も継続して関係課と連携し、多様な広報媒体を活用し、セクシュアルハラスメント防止に向けた情報提供や啓発を行っていく。	継続	27、46、60、61、63、65、66、70	産業振興課
		各校に児童生徒、保護者の相談窓口をおき、児童生徒向けと保護者向けのパンフレットで周知した。	各校窓口を設置し、児童生徒向けと保護者向けのパンフレットを配布することでセクシュアルハラスメント等の防止対策ができた。	教職員の人権意識を高める継続的な啓発や研修の充実を図る。	未然防止や校内において研修を継続して実施する。		学校教育推進課
84	地域におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発に取り組めます。	職場のハラスメント撲滅月間である12月にセクシュアル・ハラスメントを含めた各種ハラスメントに関する図書の紹介とローズWAMでのパネル展示を実施した。	パネル展示とあわせて、図書の紹介を行うことで、ハラスメントに対する理解を深める機会提供を行うことができた。	継続的な啓発を行うことで、ハラスメント等の防止につなげていく必要がある。	継続		人権・男女共生課
85	インターネット等を利用した児童ポルノ、児童売買春への根絶に向けた対策とともに、子どもに対する性的な暴力の早期発見、相談の充実、こころのケア等を推進します。	性的虐待については、関係機関と連携し、児童虐待対応ハンドブック等に基づいて早期発見に向けた取組みを進めた。	児童虐待対応ハンドブックについては適宜改訂し、関係機関にはハンドブックに基づく対応を依頼し、児童虐待の早期発見・対応に取り組む。	引き続き、関係機関に丁寧な対応を依頼していく。	継続実施		子育て支援課
		教職員によるセクシュアル・ハラスメント等の未然防止や早期発見のための研修を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、未然防止に向けてケース会議を行った。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、ケース会議等で早期発見に向けて情報交換ができた。	未然防止教育と教職員の研修の充実を図る。	引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携してこころのケアを図る。		学校教育推進課

86	暴力が起こる背景や問題性等の認識を深める講座等を実施するほか、多様な広報媒体を通じて啓発に努めます。	街路灯(LED灯)を33基新設した。また、既設街路灯(蛍光灯等)を3基更新(LED灯)し、LED化率は99%となった。	要望箇所街路灯が増設されるとともに、市管理街路灯のLED化が進んだ。	LED化を促進し、ほぼ完了している状況であるが、短期間で事業を行ってきたため、灯具更新時期が一時期に集中する可能性がある。	引き続き、防犯上必要な街路灯の新設や、灯具更新を進める。		建設管理課
		犯罪防止に配慮した道路施設の普及を図り、安全・安心のまちづくりの推進に努めた。 〔実施事業名〕 交通安全施設整備事業	道路施設整備にあたり、防護柵や植栽等による適切な歩車分離や、見通しを妨げない工作物の配置による視認性の確保に努めた。	適切な維持管理・見通しを妨げない工作物の設置に向けた予算の確保に努める。	引き続き、順次取り組む。		道路課
		安全・安心なまちづくりの推進に努め、事業課及び設計会社等への提案・助言の働きかけを行った。	犯罪防止に配慮した公共施設の普及を図った。	安全・安心なまちづくりの推進に努める。	継続して実施する。		建築課
		公園施設等が犯罪行為の温床とならないように、定期的な樹木の剪定を実施して見通しを確保するなど、施設の適切な維持管理に努めた。 ※倒木等の恐れのある樹木の撤去等(実績額) 元茨木川緑地管理業務委託及び第1～14工区公園等管理業務委託 553,650,900円	公園内にある樹木については、自然的な樹形を基本にしつつ見通しの確保も考慮しながら維持管理に努めた。引き続き、公園利用者が安全・安心に過ごせるよう、公園樹木の適正な維持管理に向けた、予算の確保に努め、管理手法の整理を進める必要がある。	公園利用者が安全・安心に過ごせるよう、公園樹木の適正な維持管理に向けた、予算の確保に努め、管理手法の整理を進める必要がある。	引き続き施設の適切な維持管理に努める。		公園緑地課
87	暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進します。	生涯学習出前講座で依頼のあった小学校に対して、インターネットについて授業を行った。 〔依頼数〕2団体 〔参加人数〕141人	インターネットやSNS等の安全な利用について、学ぶ機会を提供することができた。	例年、同じ学校からの依頼のため、これまで依頼の無い学校での認識等が把握できていない。	継続		人権・男女共生課
		青少年指導員等による巡回街頭指導を実施した。 ・巡回街頭指導 〔実施回数〕2回 〔参加者〕143人	夏祭り等における巡回街頭指導により、地域の大人による青少年の見守りを行うことができた。	担い手が減少傾向にある。	団体と連携・協力し、今後も継続して実施する。		社会教育振興課
(具体的施策 34)女性に対する暴力を許さない社会づくり							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
88	暴力が起こる背景や問題性等の認識を深める講座等を実施するほか、多様な広報媒体を通じて啓発に努めます。	(1)市民等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。 (2)ローズWAM館内において、DV防止に関するパネル展示、パープルライトアップを行った。	より多くの人に関心を持ち参加していただくために、考えるきっかけとしていただけた。	当事者以外の方への理解の促進が必要であり、その方法や内容の検討を行う必要がある。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
89	暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進します。	デートDV予防啓発を進めるため、中学生等を対象にワークショップを市民グループと連携して開催した。 〔出前講座実施対象〕中学校4件〔ワークショップ参加者〕計635人	劇をしながら、中学生にも参加してもらいわかりやすくデートDVについて啓発することができた。 中学校の先生も、積極的に参加されていて生徒への働きかけと一緒にされていた。	今後もより多くの学校等で効果的な啓発ができるよう、時代のニーズに対応した内容の手法を検討する必要がある。	継続		人権・男女共生課
		保育所(園)・幼稚園・認定こども園においては、遊びを中心とした生活の中で、試行錯誤できる場面や様々な体験ができる機会等を設定し、問題解決能力を身につける保育や教育の推進を図った。	公立保育所(園)・公立幼稚園・公立認定こども園において、一人ひとりに応じた総合的な指導を行いながら、様々な活動や体験を通して「考える力」が身につくような保育・教育に努めた。	コミュニケーションをとることが苦手なことなども増えてきているので、個別の声かけが必要になってきていて、個別に関わることも多くの場面で出てきたときに、保育士、教諭の加配が必要になってくるのではないかとと思われる。	継続		保育幼稚園総務課
		こどもだけでなく指導員間のコミュニケーションに関わる研修を行うことで、指導員が一人ひとりを尊重した問題解決能力の向上に努めた。	こどもの発達段階に応じた暴力によらない問題解決能力を高めるために研修を行うとともに、学童保育指導員要領の実践を徹底し、子どもの権利条約に基づいた一人ひとりを尊重した保育を行う必要がある。	学童保育指導員要領の継続的な実践と、個々の指導員の資質向上が必要である。	学童保育指導員要領の徹底と継続的に研修を実施する。		学童保育課
		人権学習や道徳教育の充実を図り、全小学校で「暴力から身を守るワーク」を実施した。	人権学習や道徳の授業や「暴力から身を守るワーク」を実施することで、暴力によらない問題解決能力を身につけることができた。	取組みと日常が結びつきにくい子どもへの継続した指導が必要である。	暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進する。		学校教育推進課

(具体的施策 35)相談しやすい体制等の整備							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
90	女性や子ども等に対するあらゆる暴力に関する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努めます。	弁護士による無料相談等を実施するとともに、広報誌やホームページで相談窓口の周知を行った。 また、毎年市民生活相談課にて作成している相談窓口一覧「どこどこBOOK」を市ホームページやいばライブに掲載し、相談窓口の周知を行った。	広報誌やホームページ等で各種相談窓口や無料相談窓口を広く周知した。なお、弁護士による法律相談は1,993人の利用があった。	市民が抱える問題解決の一助となっていることから、引き続き実施し、周知に努める必要がある。	継続		市民生活相談課
		配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。 〔実施事業名〕DV相談事業 〔事業内容〕①来所相談 ②電話相談 〔相談件数〕①625件 ②572件	複雑化する相談に対し、関係機関と連携して対応した。	今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	今後も継続して実施する。	92・94・95・108・109・113	人権・男女共生課
91	被害者と直接接する機会のある各種相談の担当者や窓口職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員等関係機関への研修を充実します。また、多様化・複雑化する相談内容に対応するため、関係課や関係機関との情報共有、連携強化を図ります。	市民、相談員等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。	暴力被害者支援について、相談内容が多様化しており、関係機関との連携の重要性が高まっている。	より連携を強化できるようなカリキュラムを考える必要がある。	継続	95	人権・男女共生課
		新任民生委員に対し相談支援のポイントや人権意識への関心を盛り込んだ研修を開催した。 〔参加者〕新任民生委員 計76人	民生委員・児童委員の相談支援に関するスキルアップと人権意識に対する見識が深まった。	民生委員のなりて不足が深刻化するなか、民生委員の負担軽減の観点と、見識を深めるための研修の開催のバランスを調整していく必要がある。	継続して実施する。		地域福祉課
		大阪府実施のDV対応等の研修に参加した。 〔実施内容〕児童虐待防止協会主催(スキルアップ研修)動画配信型研修 〔参加回数〕6回	多くの児童虐待の背後にはDVが存在することから、研修を通じて、児童虐待とDVの関連性について学ぶことができた。児童虐待及びDVは困難な問題であるため、今後も研修を受講し研鑽に努める。	児童の面前でのDVが増えていることから、DV防止対策の理解を深める必要がある。	継続実施		子育て支援課
92	被害者支援を推進するために、警察をはじめ、大阪府や関係機関との連携体制を強化します。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。	複雑化する相談に対応するため、今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	府等の関係機関とより、密に連携を取り、複雑化する案件に対応していく。	継続	90・94・95・108・109・113	人権・男女共生課
		国の交付金を活用し、SNS相談等を行う民間団体の先進的な活動を支援した。	民間団体と連携しSNS相談を実施することにより、相談につながりづらい若年層が相談しやすい体制の整備が図られた。	引き続き、民間団体と連携し、若年層が相談しやすい体制の整備に努める必要がある。	継続		人権・男女共生課

(具体的施策 36)DV被害の防止と早期発見の仕組みづくり							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
93	市民をはじめ、医療関係者や相談を受ける人が、配偶者等からの暴力に対する正しい認識を持てるよう、啓発を充実します。	市民等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。	暴力被害者支援について、相談内容が多様化しており、関係機関との連携の重要性が高まっている。	関係機関と、より連携を強化できるようなカリキュラムを考える必要がある。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
94	保健・医療機関、学校、幼稚園、保育所(園)、地域子育て支援センター、地域包括支援センター等と連携、協力しながらDVの早期発見に努めます。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。	複雑化する相談に対し、関係機関と連携して対応することができた。	今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	今後も継続して実施する。	90・92・95・108・109・113	人権・男女共生課
95	地域における身近な発見者・支援者である民生委員・児童委員や人権擁護委員、コミュニティソーシャルワーカーとの連携を強化します。	DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。	連絡会では、市の相談体制や支援業務の内容について、改めて関係各課と共有することができた。 また、連絡会において、DV被害者を保護する構成団体から被害者のおかれている状況の説明を行うことで、関係団体の理解促進を図ることができた。	相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。	継続		人権・男女共生課
		配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。	複雑化する相談に対応するため、今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	複雑化する相談に対応するため、さらなる連携強化が求められる。	継続	90・92・94・108・109・113	人権・男女共生課
		市民、相談員等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。	暴力被害者支援について、相談内容が多様化しており、関係機関との連携の重要性が高まっている。	より連携を強化できるようなカリキュラムを考える必要がある。	継続	91	人権・男女共生課
		DVの早期発見や防止のため、民生委員・児童委員や2～3小学校区ごとに配置したCSWと連携が強化できるよう努めた。	民生委員・児童委員やCSW等の連携が強化されることで、支援につながりやすくなった。	引き続き連携強化に努める。	継続して実施する。		地域福祉課
96	配偶者等からの暴力について理解を深めるため、市職員・教職員等への研修を実施します。	市役所庁内におけるDV被害者対応について記載した「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を改訂し、情報提供に努めた。	DV防止ネットワーク連絡会研修会の開催はなかったが、対応マニュアルの作成については、庁内においてDV被害者に関する対応を幅広く共有することが重要であることから、今後とも継続して実施する。	DV防止ネットワーク連絡会研修会については実施方法や内容等を検討しながら開催していく。	継続		人権・男女共生課
		関係機関からの研修機会等の情報を教職員等に情報提供した。	関係機関からの研修機会等の情報を教職員等に提供することができた。	継続的な理解促進に向け、参加しやすい研修環境づくりが必要である。	関係機関からの研修機会等の情報を教職員等に情報提供するとともに研修の参加を促す。		学校教育推進課
97	中学生等を対象にしたワークショップの開催や、デートDV予防啓発冊子の配布等、デートDVに関する予防啓発を強化します。	若年層への効果的なデートDV啓発を行うため、デートDV予防に関する啓発冊子を配布した。	配布した学校からデートDVに関する問い合わせ等があった。	より多くの人に啓発冊子を活用してもらう必要がある。	啓発冊子の効果的な活用方法を検討するなど、引き続き、デートDV予防の啓発活動に取り組む。		人権・男女共生課
		デートDV予防啓発を進めるため、中学生等を対象にワークショップを市民グループと連携して開催した。 [出前講座実施対象]中学校4件[ワークショップ参加者]計635人	劇をしながら、中学生にも参加してもらいわかりやすくデートDVについて啓発することができた。中学生も積極的に、取り組み姿勢があり、予防啓発ができた。	今後もより多くの学校等で効果的な啓発ができるよう、時代のニーズに対応した内容の手法を検討する必要がある。	継続		人権・男女共生課
		デートDV予防啓発冊子を、市内中学校等に配布し、予防啓発に努めた。	デートDV予防啓発冊子を、市内中学校等に配布し、予防啓発に努めることができた。	学校によって活用の仕方に違いがある。	デートDV予防啓発冊子を、市内中学校等に配布し、予防啓発に努める。		学校教育推進課

(具体的施策 37)相談・連携体制の充実・強化							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
98	被害者に対応する相談員や市職員等がDVに対する理解を深め、適切に対応できるよう研修会等を実施し、二次被害の防止を図ります。	DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。	連絡会では、市の相談体制や支援業務の内容について、改めて関係各課と共有することができた。 また、連絡会において、DV被害者を保護する構成団体から被害者のおかれている状況の説明を行うことで、関係団体の理解促進を図ることができた。	相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。	継続	95・100・101	人権・男女共生課
99	被害者が各機関で何度も同じことを話さなくてすむよう、情報共有を図ります。また、庁内においては「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を共有し、関係課の連携を強化します。	市役所庁内におけるDV被害者対応について記載した「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を改訂し、情報提供に努めた。	各機関の最新のDV被害者支援情報をマニュアルにまとめることで、DV被害者支援の庁内共有を図ることができた。	庁内においてDV被害者に関する対応を幅広く共有することが重要であり、情報の定着を図るため、継続的な情報提供が必要である。	継続		人権・男女共生課
100	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するため、「茨木市DV防止ネットワーク連絡会」の機能を強化します。	DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。	連絡会では、市の相談体制や支援業務の内容について、改めて関係各課と共有することができた。 また、連絡会において、DV被害者を保護する構成団体から被害者のおかれている状況の説明を行うことで、関係団体の理解促進を図ることができた。	相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。	継続	95,98,101	人権・男女共生課
101	各種相談窓口でDVが推測される相談に対して適切な対応ができるよう、相談員のスキルアップを目的とした研修を実施します。	DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。	連絡会では、市の相談体制や支援業務の内容について、改めて関係各課と共有することができた。 また、連絡会において、DV被害者を保護する構成団体から被害者のおかれている状況の説明を行うことで、関係団体の理解促進を図ることができた。	相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。	継続	95,98,100	人権・男女共生課
102	配偶者暴力相談支援センターの機能の充実を図ります。	(1)大阪府配偶者暴力相談支援センター代表者会議での連携を図った。 (2)大阪府配偶者暴力相談支援センター実務者会議(2回)での連携を図った。 (3)相談員を対象としたスーパービジョン研修を4回実施した。	大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。	DV被害の防止に取り組む自治体が一同に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続して参加する。	今後も継続して実施する。	106・107・112・120	人権・男女共生課
103	DV被害者を含む男性のための相談しやすい窓口を充実します。	男性のための電話相談を実施した。	相談件数は、昨年と同じ件数だが、今後も引き続き、相談できる場所の存在意義を再確認しながら、継続して実施していく。	悩みを相談する男性がまだまだ少ないと思われる。	今後も継続して実施する。	28・138	人権・男女共生課
(具体的施策 38)被害者の安全確保の徹底							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
104	保護命令申立て手続きに関する利用支援をします。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。 【保護命令申立て手続き件数】 2件	複雑化する相談に対し、関係機関と連携して対応した。	今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
105	大阪府女性相談センターと連携して一時保護を適切に実施し、場所の秘匿を徹底します。	配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談を通して、大阪府女性相談センターと連携し、一時保護を行った。 【一時保護件数】 1件	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことによる影響もあり、来所相談、電話相談ともにDVに関する件数は増えている。令和7年度は被害者の安全確保と支援のため、適切に一時保護を行うことができた。	要保護者の状況が多様多岐なため、個々の実情に合う民間シェルター等との連携が必要である。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
106	被害者等の個人情報の管理が適切にできる仕組みを整備します。	(1)大阪府配偶者暴力相談支援センター連絡会議での連携を図った。 【再掲 102】 (2)大阪府DV相談担当者ブロック別連絡会での連携を図った。	大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。	DV等に関する情報の取扱いについての重要性を認識し、適切な管理を行う必要がある。	継続	102・107・112・120	人権・男女共生課
107	警察や大阪府女性相談センター、子ども家庭センター等関係機関との連携を強化します。	(1)大阪府配偶者暴力相談支援センター代表者会議での連携を図った。 【再掲 102】 (2)大阪府配偶者暴力相談支援センター実務者会議での連携を図った。 【再掲 102】	大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。 DV防止ネットワーク連絡会研修会の開催はなかったが、要保護児童対策地域協議会で研修をすることができた。	DV被害の防止に取り組む自治体が一同に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続して参加する。	今後も継続して実施する。	102・106・112・120	人権・男女共生課
108	DV被害者等が自立し、地域社会において安全・安心に過ごせるよう、民間支援団体との連携・協力体制を強化します。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。	複雑化する相談に対し、関係機関と連携して対応した。	今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	今後も継続して実施する。	90・92・94・95・109・113	人権・男女共生課

(具体的施策 39)生活基盤を整えるための支援							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
109	専門的なこころのケアが必要な被害者に対して、安全で安心な生活ができるよう関係機関と連携して支援します。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。	複雑化する相談に対し、関係機関と連携して対応した。	今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	今後も継続して実施する。	90・92・94・95・108・113	人権・男女共生課
110	安全で安心な環境で被害者同士が情報交換等を行うことができる居場所づくりを行います。	被害者の方の回復を支援するための講座を開催した。 〔実施事業名〕こころのケア講座 〔開催回数〕6回 〔参加人数〕延べ24人	少人数で実施しており、満足度が高い講座となっている。必要な人に必要な情報が届けられた。	受講者同士で話し合う機会がほしいという意見がある一方で、プライバシーへの配慮も必要。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
111	ハローワーク等と連携し、就労支援を行います。	就労に関する相談を実施した。 〔実施事業名〕女性のはたらき方相談 〔相談件数〕9件	毎年、一定の相談件数があることから、今後も継続して実施する。	関係機関と、より連携が行えるようなカリキュラムを考える必要がある。	今後も継続して実施する。	124	人権・男女共生課
		仕事なんでも相談を実施した。	仕事なんでも相談が、就労支援の一助となった。	今後も継続してハローワーク等関係機関と連携し、仕事なんでも相談を実施し、就労支援を行っていく。	継続	62・120	産業振興課
112	医療機関、警察、民間団体等の様々な機関が連携し、継続的な被害者支援を実施する仕組みをつくります。	(1)大阪府配偶者暴力相談支援センター代表者会議での連携を図った。【再掲 102】 (2)大阪府配偶者暴力相談支援センター実務者会議での連携を図った。【再掲 102】	大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。	DV被害の防止に取り組む自治体が一同に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続して参加する。	今後も継続して実施する。	102・106・107・120	人権・男女共生課
(具体的施策 40)児童虐待を取り扱う機関との連携							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
113	DVのある家庭の子どもへの支援について適切な情報提供を行います。また、関係機関と連携して適切な支援につなげます。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。	複雑化する相談に対し、関係機関と連携して対応した。	今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	今後も継続して実施する。	90・92・94・95・108・109	人権・男女共生課
		DVや子どもに関する関係機関と連携し、保健師地区活動等において、適切な支援に努めた。 〔実施事業名および実績〕 訪問指導 5,375件 DV 29件 面接指導 5,233件 DV 8件 電話指導 5,637件 DV 85件	実施件数全体におけるDVの項目の割合は約0.7%であった。関係機関と連携し、引き続き適切な支援に努めたい。	次年度も継続的に実施する	継続実施		子育て支援課
		企業広告付き茨木市子育てハンドブックを発行、配布した。 〔冊子〕茨木市子育てハンドブック 〔発行・配布部数〕14,200部	妊娠届出時での妊婦やこんにちは赤ちゃん事業を通して新生児のほとんどに冊子を配布することができ、市の子育て支援サービス情報について提供できている。	引き続き、冊子を配布し、子育て支援サービス情報を提供する。	継続実施		子育て支援課
		実務者を中心にDVや子どもに関する関係機関との連携を図った。	関係機関との連携を強化したことで、スムーズに情報共有することができた。	こどもの様子や体、顔などの変化に気づいていける保育環境を整え、保護者との関係を築いていくことが大きな課題となってきた。	継続		保育幼稚園総務課
		子ども家庭センターや子育て支援センターなどのDVや子どもに関する関係機関についての情報提供を行った。	子ども家庭センターや子育て支援センターなどのDVや子どもに関する関係機関についての情報提供を行うことができた。	子どもの変化を見逃さず、適切な情報提供と支援につなげるための全教職員の理解が必要である。	DVや子どもに関する関係機関についての情報提供を行う。		学校教育推進課

114	児童虐待やDVで被害を受けた子どもが保育所(園)・幼稚園・学校等で安全に過ごせるよう、DVや子どもに関する関係機関と連携し、情報の保護や支援体制の整備を推進します。	関係各課及び関係機関とのケース会議を行い、支援体制の整備を図った。また、実務者を中心にDVや子どもに関する関係機関との連携を強化した。	関係各課及び関係機関とのケース会議を行い、支援体制の整備の推進を図り、実務者を中心にDVや子どもに関する関係機関との連携を強化したことで、関係案件に対して、スムーズに対応することができた。	連携機関とはいろんな話が進んでいくが、保護者との関係を作っていくのが今後の課題となる。	継続		保育幼稚園総務課
		子ども家庭センターや子育て支援センターなどのDVや子どもに関する関係機関と連携し、情報の保護や適切な対応を行った。	子ども家庭センターや子育て支援センターなどDVや子どもに関する関係機関と連携し、情報の保護や適切な対応を行うことができた。	関係機関との連携強化を図る。	DVや子どもに関する関係機関についての情報提供を行う。		学校教育推進課
115	子どもに関する相談窓口の周知を図るとともに、こころのケアが必要な子どもが安心して生活できるよう、学校や関係機関と連携して支援を行います。	子育て相談の充実および周知を図るとともに、地域における安心・安全に子育てできる環境を提供した。	育児に対する不安感または負担感を抱く保護者からの、子育てや発達などに関する電話・メール・面接等による相談を実施した。	次年度も継続的に実施する	継続実施		子育て支援課
		「いじめ」ホットと電話相談カードを市立小中学校の全児童生徒に配布したり、電話教育相談については、広報誌等で周知した。また、保護者に寄り添った相談を行い、必要に応じて学校や関係機関と連携を図り支援を行った。 ①「いじめ」電話相談 40件 ② 電話教育相談 88件	子育てや不登校に関する内容の相談が多かった。そのような困り感のある保護者や子ども一人ひとりに寄り添う支援を行うことができたことに加えて、学校も「いじめ」に対して、早期発見早期対応できていると考える。	相談者のニーズにタイムリーに対応するため、相談体制の充実を図っていく必要があること。	今後も保護者や子どもに寄り添う相談支援を行っていく。		教育センター

基本目標8 困難を抱える人々への支援

すべての人が安心して、自分らしく地域で暮らしていくことができるよう、多様性を認め合う社会に向けた啓発や、相談支援の充実等、様々な社会的環境の整備を進めます。また、性の多様性に関する周知・啓発と性的マイノリティの支援を併せた取組の推進を図ります。

施策の基本的方向・具体的施策・施策内容

16 性の多様性への理解促進と社会的環境の整備

(41)性の多様性への理解促進と性的マイノリティへの支援	
116	市職員・教職員や市内事業所を対象に、性の多様性に関する研修や啓発を実施します。
117	学校教育や社会教育等において、性の多様性への理解が進むよう学習機会を提供するとともに、市ホームページやSNS、啓発リーフレット等を活用した啓発活動を行います。また、性的マイノリティの当事者への相談支援や各種支援に取り組みます。
(42)パートナーシップ宣誓制度の普及	
118	茨木市パートナーシップ宣誓制度の普及啓発を図り、制度を利用したいと考えている人の利用につなげます。また、対応できる事務の拡大を検討します。
119	大阪府内でパートナーシップ宣誓制度を実施している自治体間において連携を図り、制度の運用を行います。

17 様々な困難を抱える人々への支援

(43)困難を抱える女性への支援	
120	女性が抱える様々な困難の解決に向けた支援や困難の解消に向けたサポートを行います。また、相談員や支援人材の育成・資質向上を図ります。
121	困難を抱えており、かつ孤独・孤立状況にある女性に対して、関係団体と連携して支援を行います。
122	関係機関と連携の下、生理の貧困等女性特有の困難に対する支援を行います。
(44)ひとり親家庭への支援	
123	ひとり親家庭やステップファミリー、同性カップル等様々な形態の家族が安心して暮らせるよう、交流機会や学習機会の充実を図ります。
124	生活支援や子育て支援、就業支援等に関する情報や補助制度、相談窓口について、広報誌や市ホームページ、SNSなど多様な媒体を通じて周知を図り、就労につなげるよう支援をします。
125	ひとり親自立支援員や就職サポートセンター等の相談担当者のスキルアップを図るための研修を実施します。
126	ひとり親家庭の当事者グループを支援します。
(45)子ども・若者への支援	
127	子ども・若者自立支援センター「くろす」と関係機関のさらなる連携を図るため、各ケースに合わせた部会やケース会議の充実について検討します。また、「ユースプラザ」においては、関係機関等と連携して子ども・若者の生きづらさを解消し、自立に向けた支援を行います。
128	ヤングケアラー実態調査の結果を踏まえ、課題解決に向けた取組を検討します。
(46)高齢者や障害者等への支援	
129	高齢者や障害者等が安心して暮らせるよう、様々なサービスの充実と質の向上を図るとともに、自立に向けた支援を行います。
130	障害者虐待防止、高齢者虐待防止のための啓発を行います。
(47)在住外国人等への支援	
131	在住外国人等が孤立しないよう、意思疎通のための援助をします。在住外国人等と相互理解を深められるように、市民活動団体等と協働して、交流の場の提供や学習機会の充実を図ります。また、学習ニーズを踏まえた講座内容の工夫や、技能実習生受け入れ拡大に伴う受講希望者の増加への対応についても取組を進めます。
132	在住外国人等が安心して暮らせるよう、多言語による情報提供を行います。また、災害時緊急情報を含めた防災情報等を多言語で発信します。
133	在住外国人等が利用しやすいように多言語に対応している相談機関との連携を図ります。

(具体的施策 41)性の多様性への理解促進と性的マイノリティへの支援							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
116	市職員・教職員や市内事業所を対象に、性の多様性に関する研修や啓発を実施します。	(1)市職員を対象に、アライ研修を実施した。 【対象者】全職員 【受講者数】41人 【講師】NPO法人QWRC 内藤 れん 氏 (2)市職員を対象に、人権問題研修(性的マイノリティ)を実施した。 【対象者】全職員 【受講者数】95人 【講師】宝塚大学看護学部教授 日高 庸 晴 氏	研修の実施により、性の多様性に対する理解を促進することができた。	引き続き、研修の実施により、市職員の性の多様性に対する理解促進を図る必要がある。	継続		人事課
		職員向けには人事課の研修の1つとして、アライ研修を開催した。 【開催回数】11回 【参加人数】41人 事業所向けには、出前研修を実施した。 【実施回数】11回 【参加人数】25名	アライに関して関心がなかった人も一定数あったが、受講後には業務に活かせる内容であったとの回答が多くあったことより、職員の性の多様性理解促進につなげることができた。	一定数の職員が受講したので、研修内容をより深いものにすべきか検討の余地がある。	継続		人権・男女共生課
		教職員に対して、人権研修を実施した。	教職員に対しての人権研修を実施することで人権意識を向上させることができた	研修を受けていない教職員に対しての啓発を図る。	研修での学びや他校の取組みを自校において広げることが促す。	2・17	学校教育推進課
117	学校教育や社会教育等において、性の多様性への理解が進むよう学習機会を提供するとともに、市ホームページやSNS、啓発リーフレット等を活用した啓発活動を行います。また、性的マイノリティの当事者への相談支援や各種支援に取り組めます。	(1)電話相談とコミュニティスペースを実施し、公共施設や市内高校・大学ヘテラン・ボスターを配布した。 【開催日時】電話相談：毎月第4土曜日15時～20時、コミュニティスペース：毎月第3水曜日午後6時～8時 (2)市ホームページにおいて、性の多様性について啓発し、性のあり方に関するQ&Aを公開した。	コミュニティスペースについては各回にテーマ設定を行い、各回のテーマごとのちらしを関係機関に送付するなど周知を図った。	コミュニティスペースおよび電話相談の利用を増やすための工夫が必要である。	継続		人権・男女共生課
		さまざまな人権学習の具体的な取組のモデル案を示した「人権教育授業プラン集パートⅢ」を教職員に配布し、人権課題の一つであるセクシャルマイノリティへの理解促進を図った。	「人権教育授業プラン集パートⅢ」を活用することで多様な性のあり方への理解を深めることができた。今後も「人権教育授業プラン集パートⅢ」の活用をすすめていく。	当事者の有無に関わらず計画的に学習に取組むことが必要である。	「人権教育授業プラン集パートⅢ」の活用を推進する。	7	学校教育推進課

(具体的施策 42)パートナーシップ宣誓制度の普及							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
118	茨木市パートナーシップ宣誓制度の普及啓発を図り、制度を利用したいと考えている人の利用につなげます。また、対応できる事務の拡大を検討します。	(1)パートナーシップ宣誓制度を実施し、公共施設等へのチラシ設置や商工会議所の会報誌等を通じて、制度の周知及び理解促進に努めた。また、宣誓書受領証の提示により婚姻関係に準じた取扱いが可能な事務をとりまとめ、ホームページで公開した。 【宣誓数】5組 (2)パートナーシップ宣誓された方を対象に、公正証書の作成費用を助成する「パートナーシップ宣誓制度活用補助制度」を行った。 【申請数】1件	パートナーシップ宣誓制度については、パートナーシップ自治体間連携協定を活用した市外からの転入があった。 パートナーシップ宣誓制度活用補助制度についても利用者があったことから、一定需要があると見受けられる。	新規パートナーシップ宣誓者には、公正証書の作成費用の助成について案内をしているが、申請件数が少ない。	継続		人権・男女共生課
119	大阪府内でパートナーシップ宣誓制度を実施している自治体間において連携を図り、制度の運用を行います。	パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定に加盟し、加盟自治体間で転居するパートナーシップ宣誓者の手続きを簡素化した。 【申請組数】11件	今年度は転入・転出がそれぞれあった。連携する自治体の範囲が拡大したことにより、制度の充実が図られている。	令和6年10月よりパートナーシップ宣誓制度自治体間連携ネットワークに加盟する自治体が全国に拡大したことから、連携するケースは増えるものと見込まれるため、引き続きパートナーシップ宣誓者の利便性向上を図る必要がある。	継続		人権・男女共生課

(具体的施策 43)困難を抱える女性への支援							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
120	女性が抱える様々な困難の解決に向けた支援や困難の解消に向けたサポートを行います。また、相談員や支援人材の育成・資質向上を図ります。	相談員を対象としたスーパービジョン研修を実施した。【再掲 102】	相談員のスキルアップを図り、適切な相談が行える環境整備を図った。	多様化するケースに対応するため、引き続きSV研修を行い、相談員の更なるスキルアップを図る必要がある。	今後も継続して実施する。	102・106・107・112	人権・男女共生課
		くらしサポートセンターあすてつが茨木として、生活困窮を中心に様々な相談を受け付け、支援を行った。 (新規相談件数662件) また、困難な問題を抱える女性への相談に配慮した対応ができるよう研修に参加する等、相談対応力の向上に努めた。	研修等に積極的に参加し、女性の抱える様々な個別の問題への相談対応に備えることができた。	相談員の知識や経験に差があり、相談対応においても差がある。	適切な人材を確保育成し、相談対応力の向上を図る。		地域福祉課
		(1)子育て世代向け就労支援フェアを実施した。 (2)仕事なんでも相談を実施した。	子育て世代向け就労支援フェアでは、相談ブースや子育てを応援している企業との面接ブースを新設し、就職の機会の創出や、子育てによるブランクがある市民等に寄り添った支援ができた。	今後も継続して関係課と連携し、イベント等の機会を捉え、女性の仕事に対して抱える悩み等の解決に向けた相談業務を行っていく。	継続	24・62・111	産業振興課
121	困難を抱えており、かつ孤独・孤立状況にある女性に対して、関係団体と連携して支援を行います。	女性のための相談(電話・面接等)の充実を図った。	相談件数は、昨年と比較して、電話相談・面接相談ともに減少した。	相談できる場所の存在意義を再確認しながら、継続して実施していくとともに、多様な媒体を通じた相談体制を検討していく。	今後も継続して実施する。	83	人権・男女共生課
122	関係機関と連携の下、生理の貧困等女性特有の困難に対する支援を行います。	生理用品を関係機関に送り、必要とする方へ配布した。 【配布数】89パック	ユースプラザを中心に、生理の貧困等の困難状況を把握した際に緊急用に生理用品を配布できる環境にすることができた。	相談員に制度が知られていない可能性があるため、相談員への周知方法を検討していく必要がある。	継続		人権・男女共生課

(具体的施策 44)ひとり親家庭への支援							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
123	ひとり親家庭やステップファミリー、同性カップル等様々な形態の家族が安心して暮らせるよう、交流機会や学習機会の充実を図ります。	性的マイノリティの方や周りの方などが集えるコミュニティスペースを月1回開催した。	コミュニティスペースについては各回にテーマ設定を行い、各回のテーマごとのちらしを関係機関に送付するなど周知を図り、利用者数の倍増につなげることができた。	参加者を増やすための工夫が必要である。	継続		人権・男女共生課
		ひとり親家庭が定期的に集い、交流や情報交換を行う場を提供することにより、ひとり親家庭の早期自立のための意欲形成及び家庭生活の安定を図ることを目的とするひとり親家庭生活支援(情報交換)事業を実施した。 【参加者数】大人74人、子ども30人	ひとり親家庭生活支援(情報交換)事業を実施し、ひとり親家庭の早期自立のための意欲形成及び家庭生活の安定を図った。	広報誌で事業の周知をしているが、新規参加者が少ないため、事業周知の工夫や事業内容についても検討する必要がある。	今後も継続して実施する。		こども政策課

124	生活支援や子育て支援、就業支援等に関する情報や補助制度、相談窓口について、広報誌や市ホームページ、SNSなど多様な媒体を通じて周知を図り、就労につながるよう支援をします。	就労に関する相談を実施した。	毎年、一定の相談件数があることから、今後も継続して実施する。	関係機関と、より連携が行えるようなカリキュラムを考える必要がある。	今後も継続して実施する。	111	人権・男女共生課
		生活困窮者自立支援制度について、ホームページ掲載や関係各機関へちらし等を配布し、周知を行った。 (新規相談件数662件)	新規相談件数は昨年度に比べ微減したが、適切に他制度、他機関につなぎ、関係機関等とチームを組み支援を実施できた。	生活困窮者からの相談を早い段階で受け付け、適切な支援につなぐため、更に周知を徹底する必要がある。	引き続き多様な媒体による周知活動を実施する。		地域福祉課
		生活保護受給世帯が抱えている課題に対して、健康管理支援・子育て支援・就労支援等の諸施策を周知し、活用を図った。 〔ひとり親家庭就労支援員活用状況〕11件	担当CWが窓口となり、各家庭の課題を整理したうえで、本課で取り組んでいる自立支援事業や他施策を案内し、自立・就労につながる支援を行うことができた。	複雑化・多様化する課題を抱える世帯に対しては、関係機関とも連携し、自立・就労につながる有効な支援を行っていく必要がある。	自立・就労につながるよう継続して支援を実施する。		生活福祉課
		(1)母子家庭の母または父子家庭の父で、市が承認した自立支援教育訓練給付金対象講座を受講し、修了した場合、経費の一部を支給した。 〔支給人数〕5人 (2)母子家庭の母または父子家庭の父で、高等な技能取得のため6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間の一定期間について、生活の負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給した。 〔支給人数〕高等職業訓練促進給付金：8人 高等職業訓練修了支援給付金：2人 (3)就職や転職を考えているひとり親に対して、相談に応じ、一人ひとりの状況やニーズに応じた自立支援計画を策定し、関係機関と連携しながら、自立・就労に向けてのきめ細やかなサポートを行うとともに、策定目標未達成の方に、定期的な面談等を実施した。 〔母子・父子自立支援プログラム策定件数〕25人	就職や転職を考えているひとり親に対して相談に応じ、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況やニーズに応じた自立支援計画を策定することにより、自立・就労に向けたきめ細やかなサポートを行うことができた。	広報誌・ホームページのほか、こども政策課の施策案内や関係各課作成の冊子等で引き続き周知を図るとともに、窓口対応時に、ひとり親家庭の父または母への就労支援により一層努める。	今後も継続して実施する。		こども政策課
		(1)ホームページ等を活用し、ハローワークや市の仕事なんでも相談、大阪労働局の「総合労働相談ダイヤル」等や、大阪府の働く前に確認しておくべき情報について紹介した。 (2)就労支援フェアの中で仕事なんでも相談員による就労相談を実施した。	広報媒体を通じて、ひとり親家庭の就労支援を行うことができた。 就労支援フェア事業の一環で就労相談を実施することにより、気軽に参加できる環境を提供することができた。	今後も継続して関係機関と連携し、就業支援等に関する補助制度や相談窓口等の情報提供を行っていく。	継続		産業振興課
125	ひとり親家庭の当事者グループを支援します。	相談員へ資料提供や研修等の情報提供を行い、相談対応力向上等のスキルアップを図った。	研修に積極的に参加し、制度等の知識を深めることができた。	複雑、複合、多様化した相談に対応するため、知識や経験を深める必要がある。	相談対応力向上のため、積極的に研修等への参加をする。		地域福祉課
		ひとり親自立支援員に国・府等が実施する研修を受講する機会を提供した。 〔研修受講回数〕13回	国・府等が実施する研修を受講することにより、他の受講者との情報交換のほか、ひとり親家庭に関する最新情報を入手できたことから、ひとり親自立支援員の相談におけるスキルアップにつながった。	法改正(親権、養育費、親子交流などに関するルールの見直し)に関する研修を積極的に受講し、正しい知識を身につけ相談対応にあたる必要がある。	今後も継続して実施する。		こども政策課
		就職サポートセンター担当者が、府主催の就労支援コーディネーター研修を受講した。	就職サポートセンター担当者が研修を通じて、就労支援に必要なスキル等を学び、実務に必要な知識やスキルの向上を図ることができた。	今後も継続して研修会への参加を通じて、就労支援に必要なスキルや労働相談事例を学ぶ機会を増やしていく。	継続		産業振興課
126	ひとり親家庭の当事者グループを支援します。	母子及び父子並びに寡婦福祉法等の趣旨に鑑み、公共施設に自動販売機を設置することにより、茨木市母子福祉会の活動を引き続き支援した。また、母子福祉会へ「ひとり親家庭の交流・情報交換事業」を委託し、ひとり親家庭同士で交流を図った。 〔自動販売機設置台数〕5台 〔交流会開催回数〕6回	公共施設に自動販売機を設置することにより、茨木市母子福祉会の活動支援や、「ひとり親家庭の交流・情報交換事業」を委託することで、ひとり親家庭の早期自立のための意欲形成及び家庭生活の安定に資することができた。	茨木市母子福祉会の次代を担う役員候補探しに苦慮しており、運営の継続に不安がある。	今後も継続して実施する。		こども政策課

(具体的施策 45)子ども・若者への支援							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
127	子ども・若者自立支援センター「くろす」と関係機関のさらなる連携を図るため、各ケースに合わせた部会やケース会議の充実について検討します。また、「ユースプラザ」においては、関係機関等と連携して子ども・若者の生きづらさを解消し、自立に向けた支援を行います。	定期テスト応援カレンダーを作成し、学区の中学生にユースプラザが自習で使えない時間でも愛センターで自習が出来ることを伝えて、両方の利用を増やせるよう周知した。 〔カレンダー発行回数〕 5回	試験最終日に、ユースプラザにお楽しみ企画を作っていただき、周知することで、利用者増に繋がった。また、定期テスト期間後も、引き続き自習利用に繋がった。	さらに普段の学習の場や居場所としての利用が拡大し、定着させることが必要。	継続		人権・男女共生課
		子ども・若者を早期に支援し、早期困難解消をめざすとともに、支援する側・される側の負担軽減を図るため、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、各々の専門性を有する支援機関が必要に応じて連携し包括的に支援した。 〔実績〕・ケース会議 113回 ・部会 18回 また、研修・講座等を開催し、支援ノウハウや情報共有の機会を提供した。 〔実績〕・子ども・若者支援地域協議会研修(KOWA研) 4回	国のことも・若者支援体制整備及び機能向上事業を活用するなど、経験豊富な講師に依頼して研修会を開催した。福祉や教育等、様々な機関からの参加があり、参加者アンケートの結果は高評価であった。	要支援者の課題が複雑化、複合化しており、支援者の支援力向上と支援連携が求められている。	今後も継続して実施する。		こども政策課
		就職サポートセンター担当職員等が、子ども・若者支援地域協議会の実務者研修会に出席し、支援状況等の情報共有を行った。	支援状況等の情報共有ができたことにより、就職サポートセンターで同様の相談があった時の支援機関への誘導等の対応方法について確認することができた。	今後も関係機関等と連携し、子ども・若者の生きづらさ解消、自立支援を行っていく。	継続		産業振興課
128	ヤングケアラー実態調査の結果を踏まえ、課題解決に向けた取組を検討します。	ヤングケアラーコーディネーターが学校や地域の支援者から相談を受け必要に応じて支援を提供したほか、様々な支援者を対象に事例検討会を開催し、連携の必要性を共有した。また、必要に応じた訪問支援事業を実施するとともに、ピアサロンを拡充し、安心できる環境を提供した。	ヤングケアラーコーディネーターが、市民及び支援者からの一元的な相談先として、適宜必要なサービス(窓口)につなぐとともに、ニーズに合わせてピアサロンや訪問支援事業等を紹介するなど、必要に応じた支援を行うことができた。	ピアサロン等や訪問支援事業、その他の福祉サービスなど、ヤングケアラー家庭がニーズに応じた支援につながることができるよう、関係機関におけるヤングケアラー支援の認知度・理解度向上を図る必要がある。	今後も継続して実施する。		こども政策課

(具体的施策 46)高齢者や障害者等への支援							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
129	高齢者や障害者等が安心して暮らせるよう、様々なサービスの充実と質の向上を図るとともに、自立に向けた支援を行います。	家計について安心して暮らせるよう家計や今後の生活に関する相談を実施した。 〔相談〕60件	いのち・愛・ゆめセンターでの総合相談時に加え、FP資格を有する社会保険労務士の専門員を配置し、生活相談の充実を行うことができた。引き続き実施しモニタリングと生活改善に努めるほか、福祉施策との連動性をさらに強めていく。	福祉相談部署との連携を今も図っているところであるが、双方向により充実させていくことが必要。	継続		人権・男女共生課
		住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住民や企業・団体の活動とのマッチング等により、高齢者の生活支援にかかるサービスの充実を図るとともに、地域資源又は地域活動をわかりやすくするために視覚化(見える化)を行った。さらに、民間企業等との連携により、健康増進や終活など日々の暮らしに関する講座を開催し、市民の不安や困りごとの解消に努めた。	高齢者の活動の場において、住民と接することで地域の将来展望や課題を直接収集・把握でただけでなく、それらの解決のために支援機関等との協議を通じた関係性の構築やサービス創出(イベント、活動の活性化など)につなげることができた。	必要な情報が入手できる体制を構築するために、引き続き、地域資源又は地域活動の視覚化(見える化)を進めなければならない。 また、分野や属性を問わず互いにつながり、支え合える地域づくりをどのように進めていくのか、住民や支援機関等とともに協議していく必要がある。	住民や支援機関等と地域課題を共有し、その解決に向けた検討を行う協議体の設置を進め、誰もが安心して暮らせる地域づくりの構築をめざす。 そのためには、福祉分野に限らず、様々な主体がつながることによって、住民の行動変容につながる取組みも継続して実施する。		地域福祉課
		(1)障害者の障害福祉サービス等の利用にあたり、福祉専門職による導入面談により適切な社会資源が活用できるよう必要な情報の提供、助言等の自立に向けた支援を行った。 (2)令和7年10月から開始した就労選択支援が適切に行われるよう事業所や利用対象者向けに説明会を実施し市ホームページにて周知した。 (3)障害福祉サービスの指定部局と連携の上、集団指導に参加し障害福祉サービス提供事業者に対して手続きの電子化や効率化について情報提供を行った。 (4)地域住民の身近な相談場所である障害者相談支援センターで様々な相談に対応し、障害者の支援を実施した。 障害者相談支援事業の相談件数 29,414件	左記取り組みを通じ障害者の自立に向けた支援ができたものとする。また、サービス提供事業者に対する業務効率化等の取組みにより、障害者自身が受けるサービスの質の向上にも寄与したものとする。	サービスの質を向上させる一方で、サービス提供事業者にも過重な負担とならないよう事務効率化など、持続可能なサービス提供体制づくりが課題である。	今後も障害者が安心して暮らしていくための、各種サービスの充実と質の向上に努めま		障害福祉課
		地域住民の身近な相談場所である地域包括支援センター等で様々な相談に対応し、高齢者の支援を実施した。 地域包括支援センターの相談件数 54,284件	地区保健福祉センターを中心に障害者相談支援センターや地域包括支援センター、CSW等の相談支援機関や関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制の推進を図ることができた。	高齢者や障害者等が安心して暮らせるよう、関係機関との連携強化に努め、包括的な支援体制の更なる充実を図る。	今後も継続して実施する。		長寿政策課
		高齢者福祉タクシー料金助成事業の他、各種高齢者福祉サービスについて、市ホームページ、チラシ等で周知をはかった。 【高齢者福祉タクシー料金助成事業】 ・利用者数 2,311名 ・延利用数 39,136件	タクシー料金助成事業や、高齢者福祉サービスについて適正に執行した。今後も広報誌・ホームページ等を活用し、高齢者福祉サービスに関する情報提供を実施する。	利用対象者の適正利用のための方策の振り返り、予約が取りやすいよう事業者登録を推進する。	今後もより利用しやすくなるよう事について、検討し、継続して実施する。		長寿政策課

		(1)市ホームページやリーフレット、市内を走る路線バスに虐待防止を啓発する広告のラッピング等により、市民へ周知啓発を図った。 (2)障害者・高齢者の虐待防止を図ることを目的とした「障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」を開催し、関係機関との連携強化や支援力の向上を図った。 【連絡会】 〔概要〕資料送付による情報共有 〔対象者〕ネットワークを構成する関係機関 〔送付先〕55団体 【研修会】 〔概要〕虐待に関する知識習得 〔対象者〕ネットワークを構成する関係機関 〔参加者〕118人 〔テーマ〕虐待防止と権利擁護 〔講師〕大阪歯科大学 医療保健学部 口腔保健学科 社会福祉士 コース 講師 高井 裕二 氏 〔場所〕茨木市役所 南館10階大会議室	令和6年度まで連絡会を対面開催していたが、令和7年度より担当課が虐待概況資料の送付・構成団体からの共有事項募集という情報共有の形式へ変更。 連絡会と研修会を通して、虐待防止に対する意識向上につながるとともに、虐待への対応方法を考えるだけでなく、虐待を未然に防ぐための方法も研修を通して考えるきっかけになったものと認識している。 また、ラッピングバスによる周知は、より多くの市民の目に触れる機会があること、周知期間も長いことから、効果的であると考ええる。	「障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」は、令和7年度からは書面にて、資料共有形式で実施したが、より効果的なものとなるよう、検討する必要がある。	今後も継続して実施するが、実施方法については、より効果的なものとなるよう、研究を行っていく。		障害福祉課
130	障害者虐待防止、高齢者虐待防止のための啓発を行います。	(1)市ホームページやリーフレット、市内を走る路線バスに虐待防止を啓発する広告のラッピング等により、市民へ周知啓発を図った。 (2)障害者・高齢者の虐待防止を図ることを目的とした「障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」を開催し、関係機関との連携強化や支援力の向上を図った。 【連絡会】 〔概要〕資料送付による情報共有 〔対象者〕ネットワークを構成する関係機関 〔送付先〕55団体 【研修会】 〔概要〕虐待に関する知識習得 〔対象者〕ネットワークを構成する関係機関 〔参加者〕118人 〔テーマ〕虐待防止と権利擁護 〔講師〕大阪歯科大学 医療保健学部 口腔保健学科 社会福祉士 コース 講師 高井 裕二 氏 〔場所〕茨木市役所 南館10階大会議室	(1)ラッピングバスによる周知は、より多くの市民の目に触れる機会があること、周知期間も長いことから、効果的であると考ええる。 (2)令和6年度まで連絡会を対面開催していたが、令和7年度より担当課が虐待概況資料の送付・構成団体からの共有事項募集という情報共有の形式へ変更。 連絡会と研修会を通して、虐待防止に対する意識向上につながるとともに、虐待への対応方法を考えるだけでなく、虐待を未然に防ぐための方法も研修を通して考えるきっかけになったものと認識している。	より多くの市民や、関係機関へ向けて、虐待防止に対する意識向上につながる取組を検討し、虐待を未然に防ぐためのきっかけとなるよう、検討する必要がある。	今後も継続して実施するが、実施方法については、より効果的なものとなるよう、研究していく。		長寿政策課

(具体的施策 47)在住外国人等への支援							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
131	在住外国人等が孤立しないよう、意思疎通のための援助をします。在住外国人等と相互理解を深められるように、市民活動団体等と協働して、交流の場の提供や学習機会の充実を図ります。また、学習ニーズを踏まえた講座内容の工夫や、技能実習生受け入れ拡大に伴う受講希望者の増加への対応についても取組を進めます。	(1)令和6年9月に開設した外国人総合相談窓口において、在住外国人等の生活全般の困りごとについて多言語で相談に応じるほか、市役所での手続きの同行支援を行った。 〔相談件数〕197件 (2)市ホームページに在住外国人向けの情報をまとめたページを作成し、情報提供を行った。 (3)転入してきた日本語に不慣れな外国人の利便性向上のために、英語・中国語・やさしい日本語の「いばらき生活ガイドブック」を更新・配布した。 〔発行部数〕英語版400冊、中国語版200冊、やさしい日本語版200冊 (4)出入国在留管理庁通訳支援事業の電話及び窓口対応時における電話通訳サービスの利用を継続した。	外国人総合相談窓口においては、在住外国人等に必要な情報を提供し、意思疎通のための支援を行うことができた。開設から1年が経過し、相談件数も徐々に増加している。また、市ホームページや「いばらき生活ガイドブック」を通して、在住外国人等への情報提供を行うことができた。	外国人総合相談窓口については、今後、さらに周知を図っていく必要がある。	今後も広く周知を図りながら、継続して実施する。	132	人権・男女共生課
		(1)各いのち・愛・ゆめセンターにおいて識字・日本語教室をはじめとする学習の機会の充実を図った。 〔受講者〕延べ1,469人(豊川480人、沢良宜512人、総持寺477人) (2)多文化共生支援事業としてオンライン日本語交流会・対面式の交流サロン・事業周知等を兼ねた交流会を実施した。 〔オンライン日本語交流会〕4回開催 延べ41人 〔交流サロン〕27回開催 延べ395人 〔交流会〕7回開催 延べ2,597人	多文化共生支援事業(令和3年度から開催)では、識字・日本語教室に通室している外国人のほか地域在住の外国人との交流を通じて、日本語を学ぶ機会の提供や異文化理解等、多文化共生に向けた理解を深めることができた。	当該事業の周知促進と参加者拡大を図るとともに、外国人の活躍できる場の創出や庁内外の関係機関・団体との更なる連携強化を図る必要がある。日常生活の困り事等を気軽に相談でき、様々な外国人向け情報等を集約し、一元的に外国人に対応できる場を創設する必要がある。	多文化共生に関する事業は今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
		〔目的〕日常生活に必要な文字の読み書きを習得し、社会的自立を支援する。 〔概要〕教育の機会を疎外されてきた人々には識字教室を、在日外国人等を対象に日本語教室を開催 〔実施日〕毎週1回または2回 〔対象者〕市民、在勤、在学 〔場所〕①豊川・沢良宜・総持寺いのち・愛・ゆめセンター ②生涯学習センターきらめき 〔参加者〕①延べ1469人(3センター合計数)(豊川480人、沢良宜512人、総持寺477人) ②延べ458人	識字・日本語教室事業については、特に日本語教室への参加者が増加している状況の中、各教室の状況や実情を踏まえた地域住民の交流など、多文化共生事業と連携しながら実施することができ、参加者の学習意欲の向上にも貢献できた。また、日本語教育や多文化共生について理解を深め、地域における人権意識の醸成を図るため指導者研修を実施し、新規指導者の参加や活動等へ積極的に参加する人材の発掘につなげることができた。	特に日本語教室への参加者が増加している状況が続いており、受講希望者の増加に対応していく必要がある。学習指導者を確保し、学習の待機が出ないよう調整する必要がある。学習機会の継続が図れるよう、生活面での課題についても、寄り添い支援する必要がある。	引き続き継続し、事業を実施する。		社会教育振興課
		帰国・渡日の児童生徒及びその保護者に対して通訳の派遣を実施した。	帰国・渡日の児童生徒及びその保護者に対して通訳の派遣を実施し、学習機会の充実を図ることができた。	少数言語の通訳支援登録者がいない。	少数言語通訳者の確保に努める。		学校教育推進課

132	在住外国人等が安心して暮らせるよう、多言語による情報提供を行います。また、災害時緊急情報を含めた防災情報等を多言語で発信します。	各種防災啓発冊子において外国語版を作成しており、市ホームページにて公開している。日本語版に修正があった場合は、外国語版も同様に修正を行っている。また、多言語対応の大阪防災アプリを防災イベントや地域の防災訓練等の機会に紹介する等普及に努めた。	大阪防災アプリの周知など防災情報取得の多重化を図ることで、外国人の防災情報機械の向上に寄与した。	防災啓発冊子が増えており、それに伴って翻訳量や修正量も増加しているため、労力や修正額等が大きくなっている。	引き続き、外国語版各種啓発冊子で外国人に防災を啓発・周知していく。		危機管理課
		(1)市ホームページにおいて英語・中国語・韓国語の3か国の外国語自動翻訳を導入している。またGoogle翻訳を活用し、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、タガログ語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語の7か国の外国語でホームページを閲覧できる環境を整備している。 (2)広報誌について、日本語を含む10言語の自動翻訳機能がある電子ブックサービス「カタログポケット」を導入しており、多言語で閲覧できる環境を整備している。	市政情報を広く発信する媒体について、多言語で情報提供できる環境を整えた。	特になし	継続		まち魅力発信課
		(1)令和6年9月に開設した外国人総合相談窓口において、在住外国人等の生活全般の困りごとについて多言語で相談に応じるほか、市役所での手続きの同行支援を行った。 (2)市ホームページに在住外国人向けの情報をまとめたページを作成し、情報提供を行った。 (3)転入してきた日本語に不慣れな外国人の利便性向上のために、英語・中国語・やさしい日本語の「いばらき生活ガイドブック」を更新・配布した。 (4)出入国在留管理庁通訳支援事業の電話及び窓口対応時における電話通訳サービスの利用を継続した。	外国人総合相談窓口においては、在住外国人等に必要な情報を提供し、意思疎通のための支援を行うことができた。開設から1年が経過し、相談件数も徐々に増加している。また、市ホームページや「いばらき生活ガイドブック」を通して、在住外国人等への情報提供を行うことができた。	外国人総合相談窓口については、今後、さらに周知を図っていく必要がある。	今後も広く周知を図りながら、継続して実施する。	131	人権・男女共生課
		多文化共生支援事業の対面式の交流サロンにて、在住外国人のためにやさしい日本語で学べる防災教室を実施した。 【実施】 3回開催 延べ158人	参加者には、防災用語をやさしい日本語に置き換えて学んでいただき、ハザードマップの見方、防災クイズ等に取り組み、防災リテラシーを高めていただき、大変好評講評だった。 炭木モスクで実施した防災講座では、ハラル非常食の試食が参加者に好評であった。	当該事業の周知促進と参加者拡大を図るとともに、外国人の活躍できる場の創出や庁内外の関係機関・団体との更なる連携強化を図る必要がある。 日常生活の困り事等を気軽に相談でき、様々な外国人向け情報等を集約し、一元的に外国人に対応できる場を創設する必要がある。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
133	在住外国人等が利用しやすいように多言語に対応している相談機関との連携を図ります。	令和6年9月に開設した外国人総合相談窓口においては、相談員がやさしい日本語・英語で対応するほか、翻訳機や電話通訳サービスを利用しているが、必要に応じて通訳派遣の依頼を行えるよう予算措置をしている。 また、公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)との共催により、外国人住民向け一日相談会を行うなど、多言語に対応している相談機関との連携を図った。	OFIXとの共催で実施した外国人住民向け一日相談会においては、弁護士や行政書士といった専門家に多言語で相談できる機会を提供することができた。	今後、外国人総合相談窓口への相談が増加した場合、相談員による対応には限界があるため、多言語に対応している相談機関との連携を強化する必要がある。	引き続き、他の相談機関との連携を図りながら実施する。		人権・男女共生課
		在住外国人に多言語で相談に対応できるよう、通訳対応の予算措置をした。	簡単な相談などは通訳アプリ等にて対応し、通訳が必要なケースに備えた対応も出来ている。	今後は、外国人総合相談窓口の積極的に周知に伴い、これまで以上に多言語での通訳対応ができるように、更なる連携等が必要である。	今後、継続して実施する。		人権・男女共生課

基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援

男女が互いの身体的性差について理解を深めつつ、健康を生涯にわたり保持・増進していくための包括的支援や心身の健康に関する学習機会の提供を行います。

施策の基本的方向・具体的施策・施策内容

18 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援

(48)健康保持のための事業の充実

- | | |
|-----|---|
| 134 | ライフサイクルを通じて性差に伴う健康上の問題に直面することについて、社会全体の認識を高めるための啓発や情報提供に努めます。 |
| 135 | 妊娠・出産期における健康支援を充実します。 |
| 136 | 乳がん、子宮がん検診の重要性について周知するとともに、検診を受けやすい環境の整備に努めます。 |

(49)性差に応じた健康支援の推進

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 137 | 性差による疾病や症状等に対し相談に応じるなど、健康づくりの支援に努めます。 |
| 138 | 性差に応じた相談しやすい窓口の整備や情報提供に努めます。 |

19 こころとからだの健康に関する学習機会と情報の提供

(50)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)という考え方の浸透

- | | |
|-----|---|
| 139 | 多様な機会を活用し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発に努めます。 |
|-----|---|

(51)子どもの発達に応じたこころとからだの健康づくり

- | | |
|-----|---|
| 140 | 発達段階に応じて性教育を推進します。 |
| 141 | 保育者や教職員の性の多様性や性的マイノリティに対する意識を高めます。 |
| 142 | 子どもの発達段階を踏まえて、妊娠・出産やHIV感染症を含む性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒、性に関する正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう、学習機会の提供や指導に努めます。 |

(52)健康保持のための健康教育、健康相談等の推進

- | | |
|-----|---|
| 143 | 健康づくりや健診・検診に関する情報を提供するとともに、健康教育や健康相談の充実を図ります。 |
| 144 | コミュニティデイハウスやいきいき交流広場など、高齢者の介護予防とリフレッシュを目的とした住民主体の通いの場づくりを支援するとともに、通いの場への参加を促進します。 |

(具体的施策 48)健康保持のための事業の充実							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
134	ライフサイクルを通じて性差に伴う健康上の問題に直面することについて、社会全体の認識を高めるための啓発や情報提供に努めます。	広く市民等を対象に、男女共同参画に関する講座等を開催した。 〔実施講座名〕ゆるやか女子会(生きづらさを感じる女性対象講座) 〔実施日〕4月～3月(月1・全12回) 〔参加者〕のべ41人 〔実施講座名〕親子関係で傷ついたこころのセルフケア 〔実施回数〕2回(1回につき2日連続) 〔参加者〕のべ33人 〔実施講座名〕私のモヤモヤスッキリ! 感情ケア講座 〔実施日〕偶数月(全6回) 〔参加者〕のべ37人 〔実施講座名〕アサーションによる心地いいコミュニケーション 〔実施回数〕2回 〔参加者〕のべ11人	こころの健康について考える講座であり、申込率・受講後の満足度ともに高い結果となっている	今後も引き続き実施し、健康を考える機会を提供していく必要がある。	今後も継続して実施する。	143	人権・男女共生課
		女性に特有な健康課題についての啓発や情報提供に努めた。 〔事業実施名および実績〕 妊娠届出時及び妊婦健康診査受診券交付届時面接 2,390人	引き続き、事業実施時に女性に特有な健康課題の啓発資料等について情報提供を行う。		継続実施		子育て支援課
135	妊娠・出産期における健康支援を充実します。	妊娠届出時及び妊婦健康診査受診券交付届出時面談にて保健指導を行った。また、訪問や面接、電話等にて妊娠・出産期の健康課題について情報提供および指導を行った。 〔事業実施名および実績〕 妊娠届出時及び妊婦健康診査受診券面 接 2,376人 妊婦訪問指導 121人(延べ) 産婦訪問指導 1,923人(延べ)	妊娠・出産という健康上大きな節目に対し、様々な機会を通して情報提供および指導を行った。	次年度も継続的に実施する	継続実施		子育て支援課
136	乳がん、子宮がん検診の重要性について周知するとともに、検診を受けやすい環境の整備に努めます。	健診チケットの送付、市広報やホームページでの周知を行うとともに、20歳子宮がん、40歳乳がん検診の無料クーポンを送付し意識づけの向上を図った。 また、巡回子宮がん乳がん検診の回数を年6回から年8回に増やし、受診機会を増やすとともに、受診率の向上にも努めた。	保育付き検診に関して、電話予約だけでなく、ネットからも予約できるようオンライン化をはじめ、予約しやすい環境を整えることはできた。 また、受診対象者が増えている中で、受診率が伸び悩んでいるため、より乳がん、子宮がん検診の重要性についての周知を強化していく必要がある。	受診率を目標値に到達させるため、受診動機により力を入れていく必要がある。	継続		健康づくり課

(具体的施策 49)性差に応じた健康支援の推進							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
137	性差による疾病や症状等に対し相談に応じるなど、健康づくりの支援に努めます。	保健医療センターでの若年健診後に若年セミナーを開催し、女性のがんや健康に関する悩みや不安を聞き、がん検診の勧奨や乳がんのセルフチェック方法について適切な情報提供を行った。また随時健康相談や、若年セミナーでの体組成測定や食事診断、こころの健康相談を通して、適切な情報提供を行った。	随時健康相談等を通じて、参加者の身体的・精神的健康状態を多角的に把握し、一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかな助言と市内医療機関の紹介などの支援を提供した。 また、女性のがんや健康に関する悩みや不安に対し、個別の相談に応じ、がん検診の早期受診の重要性や乳がんのセルフチェック方法について、性差を考慮した適切な情報提供を行うことができた。	さらなる支援体制の整備が求められているため、課内での情報収集や取組みの推進だけでなく、他の関係機関の取り組み状況について確認し、日ごろからの連携が必要。 セミナーだけでなく、SNS等を活用し幅広い世代にアプローチできるよう情報の周知に努める。	継続		健康づくり課
138	性差に応じた相談しやすい窓口の整備や情報提供に努めます。	(1)男性のための電話相談を実施した。 (2)女性のための相談(電話・面接等)の充実を図った。	男性相談件数は、昨年と同じ件数だが、今後も引き続き、相談できる場所の存在意義を再確認しながら、継続して実施していく。また電話相談、面接相談は減少した。	相談できる場所の存在意義を再確認しながら、継続して実施していくとともに、多様な媒体を通じた相談体制を検討していく。	今後も継続して実施する。	28・83・103・121	人権・男女共生課

(具体的施策 50)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)という考え方の浸透							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
139	多様な機会を活用し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発に努めます。	ローズWAMにおいて、男女共同参画に関する情報の収集、活用、提供を行った。	SNSでの本の紹介を行うほか、講座等と連動した本の特集展示を行うなどして、図書の利用を促進した。	特集展示を行うなど、資料に出会う機会を継続して設けたが、より一層、図書館資料を活かした取組みを検討する必要がある。	今後も継続して実施する。	38	人権・男女共生課
		保健師等が妊産婦及び乳幼児の保護者に対する保健指導を通し、情報提供に努めた。また、不妊・不育症治療等の相談窓口についてホームページで周知・啓発した。 〔実施事業名および実績〕 訪問指導 5,375件 面接指導 5,233件 電話指導 5,637件 不育症治療費助成 12件	保健師等の活動の中で、リプロダクティブ・ヘルスの啓発に努めた。不育症治療費助成は増加した。引き続き訪問指導等を通して情報提供につとめたい。	次年度も継続的に実施する	継続実施		子育て支援課
		思春期のこころとからだをテーマに、学校での出前教育を実施した。 〔事業実施名〕思春期保健事業 〔実施回数〕小学校5校 計468人	思春期の子どもたちがこころとからだの変化を理解し、妊娠や出産、性に関する正しい知識を身につけるとともに、自分や周囲の人を大切にできることをテーマに、人権・男女共生課や学校教育推進課等関係機関と連携し、小学校における出前型講座を実施した。体をよりよく育てさせるためにはバランスの良い食事、睡眠、運動等が必要であることを理解し、自分にとっての課題がどこにあるのかを考える教育を目指している。	次年度も継続的に実施する	継続実施	142	子育て支援課

(具体的施策 51)子どもの発達に応じたこころとからだの健康づくり							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
140	発達段階に応じて性教育を推進します。	健康診断や身体計測、保健指導等で自分の体を知り、場面や必要性に応じて、絵本やその他の教材を用いてその大切さに気付く機会を持つようにした。	健康診断や身体計測、保健指導等で自分の体を知り、体の大切さに気付くことができた。	今後も引き続き、取組を継続していく。LGBTなどジェンダーに対しても保育者の意識を高めていかないと、気が付かないままになることが今後の課題である。	継続		保育幼稚園総務課
		保健等の学習により、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を推進した。	保健等の学習や「人権学習授業プラン集パートⅢ」を活用する等、発達段階に合わせて学習をすすめた。	当事者の有無に関わらず継続的に取組む必要がある。	「人権教育授業プラン集パートⅢ」の活用を推進する。		学校教育推進課
141	保育者や教職員の性の多様性や性的マイノリティに対する意識を高めます。	LGBTに関する研修を実施するなど、保育者や教職員の性の多様性や性的マイノリティに対する意識を高める研修等を実施した。	LGBTに関する研修を受講し、保育者や教職員が性の多様性や性的マイノリティに対する意識を深めた。	継続して研修等を実施し、保育者や教職員の意識を高めていく必要がある。	継続		保育幼稚園総務課
		性的マイノリティに関する学習指導案を扱った「人権学習授業プラン集パートⅢ」の活用を促進した。	「人権学習授業プラン集パートⅢ」を活用し、市教育委員会が開催する研修の場で活用するように周知できた。	教職員の人権意識を高める継続的な啓発や研修の充実を図る。	「人権教育授業プラン集パートⅢ」の活用を推進する。		学校教育推進課
142	子どもの発達段階を踏まえて、妊娠・出産やHIV感染症を含む性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒、性に関する正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう、学習機会の提供や指導に努めます。	思春期のこころとからだをテーマに、学校での出前教育を実施した。 〔再掲 139〕	思春期の子どもたちがこころとからだの変化を理解し、妊娠や出産、性に関する正しい知識を身につけるとともに、自分や周囲の人を大切にできることをテーマに、人権・男女共生課や学校教育推進課等関係機関と連携し、小学校における出前型講座を実施した。体をよりよく育てさせるためにはバランスの良い食事、睡眠、運動等が必要であることを理解し、自分にとっての課題がどこにあるのかを考える教育を目指したい。	次年度も継続的に実施する	継続実施	139	子育て支援課
		保健体育科の授業にてHIV感染症を含む性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒等についての授業を実施した。	児童・生徒の発達段階に応じた保健学習を推進することができた。	家庭や地域における考え方に配慮しながら教職員の指導力向上を図る必要がある。	児童・生徒の発達段階に応じた保健学習を推進する。		学校教育推進課

(具体的施策 52)健康保持のための健康教育、健康相談等の推進							
	施策内容	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
143	健康づくりや健診・検診に関する情報を提供するとともに、健康教育や健康相談の充実を図ります。	広く市民等を対象に、男女共同参画に関する講座等を開催した。	こころの健康について考える講座であり、申込率・受講後の満足度ともに高い結果となっている。	今後も引き続き実施し、健康を考える機会を提供していく必要がある。	今後も継続して実施する。	134	人権・男女共生課
		保健医療センターや巡回車健診時に保健師から個別面談を行い、健康に関する悩みや不安を解消するなど健康相談の充実を図った。また、昨年度に続き、HP・広報誌などに健診情報を掲載し、情報提供を図るとともに、ハガキ・メール・訪問等での受診勧奨以外にもチラシ配布にも力を入れ、情報提供に努めた。	個別面談を行うことにより、健康に関する知識や情報を普及することができ、市民が抱えている現状の悩みを把握することができた。また、受診勧奨をすることで一定数の健診受診に機会を与えることができた。	受診率が目標値に達していないため、SNS等も活用し、受診勧奨に力を入れていく。また巡回車健診の会場を地区保健福祉センターと連携しながら新たな実施場所を検討していく必要がある。	継続		健康づくり課
		保育所等において食育年間計画を作成し、栄養士と連携しながら食育活動を進めた。保育所・幼稚園においては、園・所児が食べることを楽しみにできるように日々の生活の中で食にかかわる体験や栽培活動に取り組んだ。	保育所(園)・幼稚園・認定こども園において、食べる意欲や生活の中でのマナー等につなげることができた。	今後も日々の生活の中で食に関わる体験を様々な教材や経験を通してつなげていく。	継続		保育幼稚園総務課
		保健等の学習や保健委員会などの取組み等、児童・生徒の発達段階に応じて健康教育を実施した。	保健等の学習や保健委員会などの取組み等、児童・生徒の発達段階に応じて健康教育を推進した。	保健等の学習だけでなく日常生活とつなげて考えられる授業の工夫。	児童・生徒の発達段階に応じた保健教育を推進する。		学校教育推進課
144	コミュニティデイハウスやいきいき交流広場など、高齢者の介護予防とリフレッシュを目的とした住民主体の通いの場づくりを支援するとともに、通いの場への参加を促進します。	地域の老人クラブ等が運営する高齢者の居場所と仲間づくりの場であるいきいき交流広場の活動を支援した。	利用者数が増加し、地域の高齢者の居場所・通いの場として定着が進んだ。また、広場によっては、活動内容に体操を取り入れるなど介護予防の取り組みにもつながっている。	各小学校区で1か所以上の開設を目標としているが、運営主体である老人クラブの高齢化による担い手不足から、開設が進んでいない。	継続して実施する。		長寿政策課
		(1)コミュニティデイハウス(18か所)について年1回広報誌で情報提供するほか、事業所紹介冊子を作成した。 コミディ延利用者:44,580人 コミディ介護予防事業延参加者:25,784人 (2)介護予防教室について自宅でもできる体操の啓発に努めた。 ①はつらつ教室 【実施回数】 233回 【参加人数】4,704人 ②短期集中運動教室 【実施回数】 196回 【参加人数】2,314人	コミディについて、年1回広報誌で情報提供するほか、事業所紹介冊子を更新し、事業の周知につながった。 介護予防教室では、チラシの配架先を増やすなど事業周知に努めた結果、実利用者が増えた。	コミディについて 運営者の高齢化が進んでいる、事業所内での後継者育成に取組始めている事業所もあるが、後継者となる年代のスタッフがいない事業所もある。 介護予防教室について 住民主体の介護予防活動に必要な担い手の育成が課題。	今後も継続して実施する。		長寿政策課

「いばらきジェンダー平等プラン
(第3次茨木市男女共同参画計画)」
推進状況報告書(案)(令和7年版)

令和8年(2026年)7月発行

茨木市 共創文化部 人権・男女共生課
茨木市駅前三丁目8番13号
電話 072-620-1640
E-mail jinken@city.ibaraki.lg.jp